

2 0 2 1 年度
自己点検・評価報告書

早稲田大学大学院法務研究科

2021 年 6 月 30 日

研究科長 署名欄

印

第1 法科大学院の基本情報	1
第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス	4
第3 自己点検・評価の内容と結果	5
第1分野 運営と自己改革	5
1-1 法曹像の周知	5
1-2 特徴の追求	9
1-3 自己改革	14
1-4 法科大学院の自主性・独立性	21
1-5 情報公開	23
1-6 学生への約束の履行	26
1-7 法曹養成連携協定の実施状況	29
第2分野 入学者選抜	31
2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	31
2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	41
2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉	54
第3分野 教育体制	58
3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	58
3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	61
3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	63
3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	65
3-5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	67
3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉	69
3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉	73
第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	76
4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉	76
4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉	81
第5分野 カリキュラム	84
5-1 科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	84
5-2 科目構成（2）〈科目の体系性〉	88
5-3 科目構成（3）〈授業科目の開発，教育課程の編成及びそれらの見直し〉	95
5-4 科目構成（4）〈法曹倫理の開設〉	97
5-5 履修（1）〈履修選択指導等〉	99
5-6 履修（2）〈履修登録の上限〉	103
第6分野 授業	106
6-1-1 授業（1）〈授業計画・準備〉	106
6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉	109
6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	116

6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	120
6-4	国際性の涵養	132
第7分野	学習環境及び人的支援体制	140
7-1	学生数（1）〈クラス人数〉	140
7-2	学生数（2）〈入学者数〉	143
7-3	学生数（3）〈在籍者数〉	145
7-4	施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉	147
7-5	施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉	151
7-6	教育・学習支援体制	153
7-7	学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉	155
7-8	学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉	160
第8分野	成績評価・修了認定	164
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	164
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	173
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	177
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適合認定）	180
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適合認定〉	180
別紙2		199
6-1-2	授業（2）1（1）授業の実施，（2）到達目標との関係	199

第1 法科大学院の基本情報

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1. 大学（院）名 | 早稲田大学大学院 |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法務研究科法務専攻 |
| 3. 開設年月 | 2004 年 4 月 |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者 | |
| 氏名 | 松村 和徳 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授（研究科長） |
| 連絡先 | 03-5286-1678（法務研究科代表） |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ | |
| ①氏名 | 福島 洋尚 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授（自己点検評価委員長） |
| 役割 | 自己点検・評価の総括・教学担当者 |
| 連絡先 | 同上 |
| ②氏名 | 松村 和徳 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授（研究科長） |
| 役割 | 自己点検・評価の教学責任者 |
| 連絡先 | 同上 |
| ③氏名 | 山本 研 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授（教務担当教務主任） |
| 役割 | 自己点検・評価の教学責任者 |
| 連絡先 | 同上 |
| ④氏名 | 白石 大 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授（学生担当教務主任） |
| 役割 | 自己点検・評価の学生責任者・教学担当者 |
| 連絡先 | 同上 |
| ⑤氏名 | 内田 義厚 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授 |
| 役割 | 自己点検・評価の教学担当者 |
| 連絡先 | 同上 |

⑥氏名	遠藤 聡太
所属・職名	法務研究科 准教授
役割	自己点検・評価の学生担当者
連絡先	同上
⑦氏名	小川 佳樹
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価のFD担当者
連絡先	同上
⑧氏名	北川 佳世子
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の入試責任者
連絡先	同上
⑨氏名	道垣内 正人
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の教学担当者
連絡先	同上
⑩氏名	人見 剛
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の学生担当者
連絡先	同上
⑪氏名	古谷 修一
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の国際関係担当者
連絡先	同上
⑫氏名	吉田 秀康
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の臨床法学教育の担当者
連絡先	同上

⑬氏名	遠藤 淳
所属・職名	法務研究科 事務長
役割	自己点検・評価の事務責任者
連絡先	03-5286-1678（法務研究科代表） law-school@list.waseda.jp 〒169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1
⑭氏名	藤本 仁
所属・職名	法務研究科 専任職員
役割	自己点検・評価の事務スタッフ
連絡先	同上
⑮氏名	小角 真由
所属・職名	法務研究科 専任職員
役割	自己点検・評価の事務スタッフ
連絡先	同上

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

2021 年度の自己点検・評価を行うにあたって、大学院法務研究科に設置されている「自己点検評価委員会」（委員長：福島洋尚、委員：山本研、白石大、内田義厚、遠藤聡太、小川佳樹、北川佳世子、道垣内正人、人見剛、古谷修一、吉田秀康、オブザーバー：松村和徳、事務担当：遠藤淳、藤本仁、小角真由）が、その責任の下に自己点検・評価を実施することとした。

2021 年 4 月 14 日に第 1 回委員会を開催し、各委員の分担を確認した。その後、事務所に保管する記録の閲覧、各係事務担当者および各種委員会委員などからの聴取という方法で調査を実施した。調査結果に基づき「自己点検・評価報告書」（案）を作成し、2021 年 6 月 2 日の第 2 回委員会において協議された意見等を踏まえ、最終的な修正を行った。その後、2021 年 6 月 16 日開催の教授会にて「自己点検・評価報告書」（案）を付議し、提案どおり承認された。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

本法科大学院が養成しようとする法曹像は、＜時に常識を超え、既成の枠を飛び越え、自らが信じるところで、いかなるときも在るべき「法」と真摯に向き合い、学び、戦い、真のプロフェッショナルとして人と社会と世界に貢献できる“挑戦する法曹”＞である。

このような法曹像は、早稲田大学（以下「本学」という。）の「建学の精神」と1882年の東京専門学校法律学科創設以来の経験・実績を踏まえ、司法制度改革審議会意見書に示された基本理念を実現する方向で練り上げられたものである。すなわち、本法科大学院は、＜刻々と移り変わる社会に正面から立ち向かいこれに挑戦する努力を惜しまず、社会正義と法の支配を打ち立てるべく持てる専門知識を最大限に駆使して迅速かつ的確な判断を行い、そして何よりも、人の喜び、苦しみ、痛みを理解し、これに共感できる豊かな人間性をもった法曹＞、すなわち、新たな時代の流れに対応でき、かつ21世紀の社会をリードできる質の高い法曹の養成を目的としている。そして、本学の法科大学院教育を受けることで法曹としての付加価値を付与すべく、高い専門性と実務能力を獲得した『挑戦する法曹』の育成をめざしている。

また、本法科大学院は、その創設以来、高度専門職業人としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）だけでなく、これからの日本と国際社会が要求する法曹資格や法務博士号をもった法律専門職（国際公務員、外交官を含む国家公務員、政策秘書、企業法務担当者、研究者など）を志望する人材の養成も目指し、現に、国家公務員Ⅰ種（法務省、外務省等）、裁判所事務官、また著名な企業に就職し、本法科大学院教授に就いている者もいる。

(2) 法曹像の周知

上述の本法科大学院が養成しようとする法曹像は、毎年発行される法務研究科紹介の「研究科案内」（パンフレット）、WEB サイトにおける「科

長からのメッセージ」「法務研究科が目指すもの」「人材養成に関する目的
その他の教育研究上の目的」「法務研究科 3 つのポリシー」などによって明
確にされ、それらは、教員（兼担・兼任教員を含む）、職員、学生および
社会に対して周知されている。また、「梓」というニューズレターを発行
し（1 回につき約 5000 部発行、当初年 2 回発行していたが、予算の関係等
により 2020 年度以降は年 1 回発行となっている）、それを教員（兼担・兼
任を含む）、職員、学生、修了者（「早稲田ロースクール稲門会」および「稲
門法曹会」（旧司法試験合格者を含む早稲田大学出身の法曹による校友会）
のメンバー）に配布することによっても、継続的に本法科大学院の目指す
法曹像の周知・徹底を行っている。

ア 教員への周知，理解

専任教員に対しては、以上のほかに、教授会、FD 研修会、各種委員
会等において、教学にかかわる様々な議論をする中で周知を図っている。
また、兼担・兼任教員に対しては、FD 研修会（年 2 回程度）や懇親会（年
度当初 1 回）に招いて、そこでの意見交換などを通じて周知を図るとも
に、本法科大学院が養成しようとする法曹像について理解が得られるよ
う努力をしており、いまやその理解が浸透している。

イ 学生への周知，理解

現役学生に対しては、入学説明会やオリエンテーションなどを通じた
履修選択や進路選択の場面で、養成しようとする法曹像に沿った指導・
助言や情報提供を行っている。本法科大学院では、法曹としての付加価
値を高め、かつ学生の法曹としての多様な将来目標に応えるために、三
つの特別コースを設置している。すなわち、裁判官、検察官への任官希
望者やより高度な専門知識の習得をめざす学生を中心とした「即戦力法
曹育成コース」、将来国際的法律実務に携わることをめざす学生を中心
とした「グローバル・ビジネス・コース」、そして、公益活動や社。会
的起業をめざす学生を中心とした「ソーシャル・イノベーター・コース」
である（別紙資料「2021 科目登録の手引き」参照）。これらのコースで
の指導を通じて養成しようとする法曹像の実現に向けた相談と支援が行
われている。なお、学生へのアドバイスは、7-8 に記載する。

また、合格者に対しても、説明会（「入学予定者説明会」）、導入講義
を開催し、養成しようとする法曹像も含め、本法科大学院の基本方針を
入学前から周知・徹底し理解を求めており、大方の学生は、その趣旨を
理解している。

ウ 社会への周知

本法科大学院を志望する者を含む社会に対しては、冒頭でも言及した「研究科案内」およびWEBサイトにおいて、養成しようとする法曹像の内容を掲載している。さらに、パンフレットをいくつかに分けて作成し、わかりやすく紹介している（別紙資料¹参照）。

また、本法科大学院として毎年入試説明会を開催している（開催日や内容については2-2に記載）だけでなく、民間機関が主催し、東京・大阪で開催される法科大学院説明会に積極的に参加し、本法科大学院が養成しようとする法曹像について必要な伝達や発信を行っている。なお、入学後に自己の志望する法曹像とのミスマッチを訴える学生はいない。

さらに、マスコミや広報機関からの取材に積極的に応じ、本法科大学院の基本方針を社会に対して広く伝える努力をしている。

2021年には、本法科大学院に設置されている法務教育研究センター（下記（4）参照）編集の「挑戦する法曹たち」という書籍を公刊し、本学の修了生たち20名ほどが自己の志望する法曹となるための経験と努力、そして現在の活動を紹介している。こうした書籍の刊行は、本法科大学院での学びを、学生だけでなく、広く社会に伝える活動となっている。

（3）特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、学生数・教員数の多い大規模校であるので、構成員間および構成員と早稲田大学出身の法曹（特に司法試験に合格したものは「稲門法曹」と呼んでいる。）との意思疎通を円滑にするための広報戦略を重視しており、広報戦略委員会を開催し、WEBサイトの充実だけでなく、ニューズレター「梓」を発行し、そこに構成員および稲門法曹の声を掲載しているほか、各種広報パンフレットを作成し、各方面に情報発信している。また、本法科大学院の特色を出すために申請した文部科学省法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム（以下「加算プログラム」という。別紙参照）では、平成27年度は4項目について、平成28年度については6項目について、平成29年度については5項目について、それぞれ連続して全国トップの加算率となる高い評価を得た。平成30年度も実質的にトップの評価を得ている。なお、平成31年度から加算プログラムの内容が改編され、法曹コース設置を前提とした形になり、横並びの評価となっているが、第一グループでの評価を受けている。

（4）その他

本学は、本法科大学院と一体となって、優れた法律専門職を養成する

¹ 『ロースクールに行こう!＜女性編＞』『ロースクールに行こう!＜社会人編＞』—改定予定である—

ための機関として「早稲田大学法務教育研究センター」を設置している。2015年度からは専任の助手2名（男女各1名の弁護士）を採用して、さらなる充実化を図っている。このセンターは、本法科大学院と協力し、本法科大学院における研究・教育の成果を社会に還元する「早稲田大学ロースクールフォーラム」や国際交流の成果を本法科大学院の学生や社会に還元する「トランスナショナル・プログラム」を実施しているほか、加算プログラムの一環として、「女性法曹輩出促進プログラム」等の実施にも大きな役割を果たしている。また、学生の学修をサポートするAA制度（7－8参照）におけるAAのコーディネートなども行っている。これらの取り組みは、本法科大学院が養成しようとする法曹像を関係者等に周知させるものの一つである。また、上記のように、2021年に「挑戦する法曹たち」という書籍を公刊し、本学の修了生たちの活動を、広く社会に周知させる試みを行っている。

2 点検・評価

養成しようとする法曹像は、本法科大学院の開設にあたって、本学の伝統や経験と司法制度改革審議会の最終報告を踏まえて十分に練り上げられたものであり、標語としても明確化され、その意味する内容についても、創設後15年余りの経過の中で表現の変化はあるが、明確な表現で説明されている。

また、構成員の規模が大きい本法科大学院にあっては、構成員間の意思疎通を円滑にする広報戦略を重視しており、ニューズレター「梓」の発行はそれに対応したものである。

創設以来15年余りの経過の中で、教員、職員、学生および社会の各レベルにおいて、それぞれの実情に応じた多様な周知方法を身につけ、実践してきており、法曹像については十分な周知が行われている。

3 自己評定

A

[理由]

法曹像については、早稲田は「挑戦する法曹」養成を目指しているという点は学内、学外広く周知されていることから、こうした評価とした。

4 改善計画

引き続き、実践の中で改善が必要となった事柄については、改善策を検討していくことにしたい。

1－2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 現状

(1) 貴法科大学院の特徴

“挑戦する法曹”という標語に象徴される法曹養成を最終目標とする本法科大学院の特徴は、以下の3つの点にある。

第1の特徴は、多彩なバックグラウンドを持ち個性あふれる学生を多数受け入れると同時に、国内外を問わず様々な地域・分野で活躍できる人材を送り出す＜多様性＞である。“挑戦する法曹”とは、国を超え、文化を超え、地域を超え、階層を超えて、法の下に正義を貫くことのできる法曹のことであるが、こうした法曹を養成するためには、多様な潜在能力をもった学生を入学させ、それらの者を社会の多様な分野での法実践に果敢に挑戦できるようなかたちで送り出さなければならない。こうした多様性を、入口（入学時、例えば、出願書類と面接で選考する「人材発掘」入試の導入）と出口（修了時、例えば、1-1 1(2)イの三つの特別コースの設置）の双方の段階で確保しようとしているのが本法科大学院の特徴である。

第2の特徴は、専門的な法知識の確実な習得を重視しつつ、理論と実務の連携を図る＜質の高い教育の提供＞である。“挑戦する法曹”とは、社会正義と法の支配を打ち立てるべく、持てる専門知識を最大限に駆使し、迅速かつ的確な判断を行うことができる法曹のことであるが、こうした法曹を養成するためには、幅広い教養と強い使命感をもって入学してきた学生に対し、法律基本科目を体系的・立体的に学ぶことを重視しつつ、理論と実務の架橋を図るべく実務的・実践的教育にも大きな比重をかける教育が必要である。基礎教育を重視しつつ理論と実務の連携を図る、質の高い教育の提供を目指していることが本法科大学院の特徴である。

第3の特徴は、学びの機会を海外のロースクールに広げる＜国際的な法曹の養成＞である。この第3の特徴は、第1、第2の特徴と重なるところがあるが、国を超え、文化を超えて活躍できる“挑戦する法曹”を養成するためには、志のある学生に対して、実際に海外のロースクールに留学できる機会を提供する必要がある。海外の一流ロースクールとの交換留学制度を用意し、即戦力となりうる国際的な法曹を養成できることも、本法科大学院の特徴である。これは、「グローバル・ビジネス・コース」の設置や、加算プログラムの一環として、最も高い評価を得た「重層的な国際化対応プログラム」の実践に表れており、重層的な国際法曹養成を本法科大学院の柱としている効果の表れでもある。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

ア 多様性の確保

多様性には、入口の多様性と出口の多様性があり、双方の段階で多様性が確保されなければならない。すなわち、入学者選抜で追求されるのが「入口の多様性」であるとする、将来目指したい分野の専門科目を選べる専門カリキュラムの構築は「出口の多様性」である。

(ア) 入口での多様性の確保

開設の当初は、本法科大学院は、入口の多様性を確保するため、入学者選抜において、法学既修者と法学未修者を分けて別枠で選抜する別枠方式ではなく、すべての受験生に法学未修者試験を課し、法学未修者として合格させた者に対して法学既修者認定試験をおこなう内部振分方式を採用してきた。そのため、第1期生や第2期生頃までは、法学部出身者だけでなく、広く社会科学系、理工・医学系、文学・外国語系と多様な学部教育を受けた他学部生や社会人学生が多数入学し、入口での多様性を確保していた。しかし、第3期以降になると、特に法学未修者の司法試験合格率が全国的に低迷する中で、他学部出身者や社会人の受験生が減少し、法学未修者でも法学部出身者の数が増大するに及んで、上記の内部振分方式の入学者選抜によって学生の多様性を確保することは徐々に困難になっていった。そこで、本法科大学院は、熟慮を重ねたうえで、2011年度入試より、法学未修者と法学既修者をそれぞれ個別に選抜する外部振分方式に転換し、法学未修者（3年標準課程）コースに社会人・法学部以外の学部出身者の優先選抜制度（15名を目途）を設けて入口における多様性の確保を目指すことにした。また、2015年度から、加算プログラムの一環として、全国を8ブロックに分けて、各地域からの法曹希望者の支援をするため、優先枠を設け奨学金の優先的給付を行っている（「地方で活躍する法曹養成支援プロジェクト」）。さらに、昨今の法科大学院に対する志願者数が減少していることに鑑み、2015年度入試から通常の入試（いわゆる夏入試）のほかに、従来の選抜試験ではもれてしまう有為な人材を発掘する目的で面接と書類審査による「人材発掘」入試制度（いわゆる冬入試）を実施し、2016年度入試以降からは、後者の合格者のうち既修者試験合格者には既修者コースに入ることができるよう振分け方式も採用した。しかし、2022年度入試では、5年一貫法曹養成制度に基づく特別選抜入試制度が実施される予定であり、それに伴い諸事情を考慮して「人材発掘」入試は廃止した。多様な人材獲得の維持は、志願者数の増加もあり、社会人・他学部出身者の優先選抜制度を維持することで能であると考え。以上の詳細は、2-3 参照。

(イ) 出口（修了時）での多様性の確保

出口における多様性を確保するためには、個々の学生の自らが抱く将来の法曹像にとって必要な専門知識を幅広く学べる必要がある。本法科大学院は、この要請に応えるために、創設時から3年次に、「ワークショップ」と称する共通選択科目群を設置し、学生がその中から学ぶべき内容を選択し、自らの知識・能力を専門的に特化できるようにしている。この共通選択科目群（ワークショップ）の編成は、変遷を経て（2016年度入学者から廃止。※2015年度以前の入学者は、2018年度までに全員修了（退学含む）したため、2019年度よりカリキュラム上も廃止）、現在は、「即戦力法曹育成コース」、「グローバル・ビジネス・コース」、「ソーシャル・イノベーター・コース」を設置し（社会がかかえる内外の課題に積極的に挑戦する法曹を育成することを目的として、2017年度より2016年度以降入学者からコース制を導入（詳細は別添資料「2021科目登録の手引き」参照））、それぞれの専門分野における内外のトップレベルの研究者教員と実務家教員の指導のもと、学生は、自らが目指す将来の専門分野を意識しながら学修することができるようになっている。本法科大学院は、こうした試みを通じて、出口における多様性の確保を目指し、それが定着してきている。また、2017年度からは、修了後、司法研修所への入所までの期間に「法科大学院修了生の継続教育プログラム」を実施している。

イ 質の高い教育の提供

質の高い教育を提供するために、教育研究に実績をもつ教員が必要であるが、本法科大学院は、49名の専任教員（内、実務家教員8名）と96名の兼担・兼任教員の総勢145名の第一線の研究者教員と実務家教員が教育を受け持ち、全国の法科大学院でも最多レベルの延べ200以上の科目を提供している（「2021法務研究科要項」参照）。この点で、本法科大学院は質・量ともに充実した教育を提供していると言える。

カリキュラムにおいては、その改革によって、法律基本科目の基礎的理解から応用展開力の修得にいたる徹底学修を基礎に、理論と実務の架橋を図る教育を実践している。特に理論と実務の架橋については、法律基本科目や展開・先端科目でも意識されているが、附設の法律事務所における「弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック」や外部の法律事務所、企業法務部、官公庁、国際機関などでの実務に従事する「エクスターンシップ」を通じて、現実の社会に生きて働く法律実務を学ぶことによって、より深く理論と実務に関連した指導を行っている。

さらに、2013年度以後、「早稲田リーガルコモンズ・プロジェクト」を立ち上げ、本法科大学院のOB・OGの若手弁護士が中心となって設立した

早稲田リーガルcommons法律事務所と連携し、当該事務所が扱う最先端の法律問題をリアルタイムで教育に取り込む次世代育成プログラムを展開している。

ウ 国際的な法曹の養成

本法科大学院では、北米（アメリカ、カナダ）、欧州（フランス、ドイツ）、アジア（韓国、台湾）の名門ロースクール 18 校と「交換留学制度」を設け、留学生の派遣、受け入れを積極的に行っている。一定の要件（語学力と成績）を満たした学生は、この交換留学制度を利用し、国内では学修し得ない外国法や国際的な法律知識を現地で学べるとともに、世界各国の学生と一緒に学ぶことで、国際的な人的ネットワークの基盤を作ることでもある。これまでも、アメリカに留学した学生のうち、計 40 名が LL.M. の学位を取得し、23 名がニューヨーク州司法試験に合格している。

ただし、海外の提携校からの受け入れ留学生数に比べ、本法科大学院から派遣する日本人留学生数が年々減少しており、交換留学生制度を活用しての国際的な法曹養成の安定的な数の確保が課題となっていた。そこで、2012 年度入学者選抜試験より、出願時点で一定の基準（法学士の学士取得および見込み者で、TOEIC スコア 900 点以上あるいは TOEFL (iBT) スコア 95 点以上を持つ者）を満たし、かつ交換留学を行う強い意志を持つ者について、概ね 5 名を優先的に選抜する「交換留学生優先枠(LL.M.コース)」を設けた。なお、2021 年度入試からは、より英語力に長けた人材を選抜するため、TOEIC スコアから IELTS スコア (6.5 以上) に申請基準を変更した。その結果、2019 年度秋学期より 5 名が留学し、2020 年度秋学期からは 1 名が留学（新型コロナウイルス感染症の影響で、渡米はせず日本からオンラインで学修中）している。また、2015 年度からは、留学中および留学前後の学修をサポートする専用のアカデミック・アドバイザー (AA) を付けている。

(3) 取り組みの効果の検証

取り組みの効果の検証については、執行部および関連の委員会（入試委員会、カリキュラム検討委員会、トランスナショナル委員会等）で行い、

(2) で述べたように、その検証に基づいて様々な改革を行っている。具体的には、ア＜多様性の確保＞では、入口の多様性に関連して、入学者選抜制度の改革と「社会人・法学部以外の学部出身者の優先選抜制度」の設置を行い、イ＜質の高い教育の提供＞では、カリキュラム改革を行い、ウ＜国際的な法曹の養成＞では、「交換留学生優先枠 (LL.M.コース)」を設置した。また、加算プログラムで最も高い評価を得た「重層的な国際化対

応プログラム」をより実効性あるものにすべく、国際交流委員会を中心に活発な活動がなされている。それぞれの効果については、今後、執行部および関連委員会において随時その検証を行い、さらなる改革につなげていきたい。

なお、ア＜多様性の確保＞のうち、出口の多様性の検証については、修了者の進路把握が重要であるが、その点がなお十分ではない。コース選択者と修了者の進路との関係も含め、効果の検証につき、より精度の高い取り組みが必要である。

(4) 特に力を入れている取り組み

(2) で述べた3つの特徴の追求については、すべてに力を入れている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院の特徴は明確であり、その諸特徴を実現する取り組みも、状況の変化や経験の蓄積の中での検証を踏まえながら着実に行われている。

3 自己評価

A

[理由]

特徴の追求は、加算プログラムでも高く評価されたように、他の法科大学院との比較をしても、十分に実践できていると評価できるから。

4 改善計画

本法科大学院の特徴である＜多様性＞と＜質の高い教育の提供＞については、法科大学院制度をめぐる社会環境の変動や学生の要望などを踏まえて、不断の改善が必要であり、必要な改善案の策定は入試委員会やカリキュラム検討委員会等で行うことになっている。

1－3 自己改革

（評価基準）自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

（注）

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等（入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。）を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動（学校教育法第109条第1項）は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動（FD活動）に関する事項はすべて評価基準4－1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

1 現状

（1）組織・体制の整備

本法科大学院における法曹養成教育の状況等を検証し、その検証結果を踏まえて、本法科大学院の社会的使命である“挑戦する法曹”を多数世に送り出せるよう自己改革を目的とした組織・体制としては、研究科の外部から意見を聞く組織と研究科の内部において点検と自己改革を行う組織とがある。

ア 研究科の外部から意見を聞く組織

研究科の外部からの意見を聞く組織としては、学外の有識者からなる「運営諮問委員会」（委員の任期は2年、現時点（2019年）での委員：杉山忠昭（元花王株式会社評議員・経営法友会評議員）、但木敬一（弁護士、元検事総長）、寺田逸郎（元最高裁判所長官）、萩原敏孝（株式会社小松製作所顧問）、板東久美子（日本司法支援センター理事長）、坂東真理子（昭和女子大理事長・総長）、平山正剛（弁護士・元日本弁護士連合会会長））がある。年に1度、授業見学、意見交換等を実施している（内容については別紙資料「議事録」参照）。なお、専門職大学院の設置基準の変更により、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けることが要請された（第6条の2）。運営諮問委員会は教育課程連携協議会を兼ねることが可能であると

いことから、2020 年度より運営諮問委員会は教育課程連携協議会を兼ねて開催されている。

イ 研究科の内部における点検と自己改革のための組織

研究科の内部における組織・体制としては、(ア) 自己点検評価を継続的に行う「自己点検評価委員会」(委員長：福島洋尚)、(イ) 教育内容と教育方法等についての自己改革のための「FD 委員会」(委員長：大塚英明)、(ウ) 入学者選抜について検討を行う「入試委員会」(委員長：杉本一敏)、(エ) カリキュラムについて検討を行う「カリキュラム検討委員会」(委員長：松原芳博)、(オ) 本法科大学院の将来設計ならびに運営に関する検討を行う「研究科運営委員会」(委員長：松村和徳) などがある。

(2) 組織・体制の活動状況

ア 研究科の外部から意見を聞く組織の活動状況

「運営諮問委員会（＝教育課程連携協議会）」は、1 年に 1 度のペースで開催をし、外部評価および将来構想に関する提言を求めている（内容については別紙「議事録」参照）。

イ 研究科の内部における組織の活動状況

(ア) 自己点検評価委員会

原則として、春学期に自己点検・評価報告書の各分野の分担を決定し、委員会で定めた期日までに担当者が自己点検・評価報告書の原案を作成している。その後、委員会メンバー内で議論を行い、教授会に諮った後、本法科大学院の WEB サイトにおいて自己点検・評価報告書を公開している。また、日弁連法務研究財団の評価基準について、改定があった際は、追跡的な自己点検評価を行うこととしている。また、委員会開催後は、委員会メンバーのメーリングリストに議事メモを送付し、出席ができなかったメンバーに対しても情報を共有している。

(イ) FD 委員会

必要に応じて随時、委員会を開催し活動を行っている。具体的な活動内容は、第 4 分野参照。なお、FD 委員会活動報告を作成しており、過去の活動内容が一覧できる状態になっている。

(ウ) 入試委員会

随時委員会を開催し活動を行っている。

(エ) カリキュラム検討委員会

カリキュラム改変、進級制度の新設、進級基準の改定、成績評価基準の改定等、必要に応じ、随時委員会を開催し活動を行っている。

(オ) 研究科運営委員会

執行部と各委員会の長をメンバーとし、本法科大学院の将来設計ならびに運営に関する事項について検討を行っている。

(3) 組織・体制の機能状況

ア 問題の把握、検討、具体的取り組み状況

・過去5年間の入学者競争倍率（2－1の表と同じ）

	受験者数	合格者数	競争倍率
2017年度	831人	415人	2.00倍
2018年度	889人	444人	2.00倍
2019年度	954人	450人	2.12倍
2020年度	901人	415人	2.17倍
2021年度	866人	395人	2.19倍

・過去5年間の入学定員充足率（7－2の表と同じ）

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2017年度	200人	112人	56.0%
2018年度	200人	136人	68.0%
2019年度	200人	182人	91.0%
2020年度	200人	173人	86.5%
2021年度	200人	160人	80.0%
平均	200人	152.6人	76.3%

[注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として本法科大学院が定める人数とする

2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数

(ア) 運営諮問委員会（＝教育課程連携協議会）

2017年は、6月27日に開催された。当日は、研究科長より、認証評価、加算プログラム、日弁連等女子中高生向けシンポジウム(2016/11/23)、FLPシンポジウム(2017/6/10)、『ロースクールに行こう！＜国際法曹志望者編＞』『ロースクールに行こう＜裁判官・検察官志望者編＞』や『法務研究論叢』創刊について説明を行い、意見交換が行われた。意見交換では、就職状況、奨学金関係や国際交流などについての意見交換もなされ、本法科大学院のあり方や法科大学院制度全体に関しても貴重

な意見が寄せられた。2018年は7月2日に開催され、地方大学との箇所間協定、交換留学制度、5年一貫コース、司法試験の合格率等についての説明と意見交換を行った。また、FD活動、法務教育研究センターの活動、AA制度について各担当者からの説明があり、それについての意見交換も行った。全般的にも法科大学院制度全体に関しても貴重な意見が寄せられた。2019年は、7月12日に開催された。法曹養成一貫教育について研究科長からの説明後、意見交換がなされた。意見交換では、教員の負担、女子学生の入学状況、留学等について意見が交換された。2020年度は2021年1月15日に開催された。コロナ禍の影響を受け、オンライン会議で行い、オンライン授業等の状況説明を行った。意見交換では、授業方法、コロナ禍の留学状況等について意見が交換された。

(イ) 自己点検評価活動

2019年10月16日に自己点検評価委員会が開催され、2019年度に自己点検評価報告書を作成することが決定した。2019年11月より作成を行い、2020年2月教授会に提出し、最終的に3月の教授会に諮った後、本研究所WEBサイトにて3月31日に公開した。

今回の認証評価に向けては、2021年4月14日の自己点検評価委員会で決定した各担当分野について作成を開始し、6月2日の同委員会にて最終校正のうえ、6月の教授会で承認を得た。

(ウ) 入学者定員確保のための取り組み

2011年度入試から入試方法を従来の内部振分方式から外部振分方式（法学既修者と法学未修者を区別して個別の試験とした。法学既修者の定員は150名程度。）に変更した結果、同年度入試（2010年8月）の志願者数が大幅に増大した（全志願者数は、前年度1,786名から当該年度2,612名と、46%増加）。しかし、その後、全国の法科大学院に対する志願者数は漸次減少しており、本法科大学院においても同様の傾向となっていた。その後、「人材発掘」入試、地域優先枠、学部3年次特別入試枠などの入試改革を行い、その結果、志願者数も増加し、2019年度入試では、入学者数が定員の9割を越え、法科大学院開設以来最高の充足率を達成した。現在も5年一貫型法曹教育システムの実施のために、入試委員会を中心として入試の新たなシステム構築の取り組みが検討されている（詳細は第2分野参照）。

(エ) 多様性の確保のための取り組み

本法科大学院の特徴は、「1－2 特徴の追求」で述べたように、多様

性であるが、社会人・法学部以外・学部出身者の法科大学院進学希望者が減少する中で、本法科大学院においても、「入口の多様性」が失われる傾向にあった。そこで、そうした状況について入試委員会において検討し、2011年度入試から、多様性を確保するために上記ウで述べた別枠方式の入学者選抜方法に転換し、法学未修者枠の中に15名を目途とする社会人・法学部以外の学部出身者の優先枠を設けた。前項ウにも関連するが、「入口の多様性」を確保するために入試制度の改革を含め、検討を行っている。また、2015年度からは、冬期に「人材発掘」入試を実施しているほか、地域優先枠を設けて奨学金の優先的給付を行っている。

(オ) カリキュラムの改革

ウ、エで述べた入学者の質の確保と多様性の確保のための改革を行う過程で、制度の改革に則しつつ、学生が自信をもって2年間ないし3年間の課程で法律基本科目を基礎から応用まで徹底して学ぶことができるようなカリキュラム改革を、執行部とカリキュラム検討委員会が主導して行った。具体的には、①法学既修者が2年間の課程のなかで、法曹に必要な知識・実務体系を修得しうるよう、法律基本科目の配当学年等を変更した。②法律基本科目のより確実な修得を目指して、2010年度より、法学未修者の3年標準課程の教育において、1年必修科目の単位数を4単位増加させた。③2007年度より、2年次秋学期および3年次において法律基本科目応用演習（民法応用演習、刑法応用演習など）を展開し、要件事実の把握、法的論点の析出などを行う能力とともに、文章起案能力の徹底的な訓練を開始した。④2014年度より、法学既修者が2年間でバランスよく学修できるようなカリキュラム配置への改革を行った。⑤文部科学省加算プログラム実施に伴い、2016年度よりコース制導入などの将来の進路に合わせたカリキュラム改革を行った。そして、現在、5年一貫型法曹教育システムの実施と在学中司法試験受験が可能になった法改正への対応のために、カリキュラム委員会を中心として新たなシステムに対応したカリキュラム改編の取り組みを行っている（詳細は第5分野参照）。

イ 修了者の進路に関する問題の把握，検討，具体的取り組み状況

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の人数	最終合格者数	合格率	全国平均の司法試験合格率
2015 年度	471 人	363 人	145 人	30.79%	23.08%
2016 年度	424 人	341 人	152 人	35.85%	22.95%
2017 年度	347 人	266 人	102 人	29.39%	25.86%
2018 年度	301 人	244 人	110 人	36.54%	29.11%
2019 年度	252 人	203 人	106 人	42.06%	33.63%
2020 年度	208 人	160 人	75 人	36.03%	32.68%

修了者の進路、特に法曹三者以外への進路を把握するために、稲門法曹会事務局等の協力を得て、同窓会開催の折などに情報収集を行っているが、連絡が取れない者もあり、十分な把握はできていない。個人情報保護の観点からも、法曹三者以外への進路を把握するには限界がある。

(4) 特に力を入れている取り組み

この間、入学者選抜制度の改革（上記（3）の（ウ）・（エ））とカリキュラム改革（上記（3）の（オ））に特に力を入れて取り組んできた。引き続き改革を定着させる取り組みに力を入れていきたい。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

自己改革が独善に陥らないために、内部の自己点検評価委員会だけでなく、外部からの勧告や助言を受けるための運営諮問委員会が設置され、大所高所からの意見や助言を受けている。2019 年度に委員の入れ替えを行い、より法曹養成教育の状況等を不断に検証していく体制を整えた。その後、十分な準備をしたうえで、委員会が開催され、有益な指摘を受けている。

その他の入試や教育方法の改革に向けての組織は、有効に機能しているといつてよいであろう。

3 自己評定

A

[理由]

第三者からの意見聴取、入試や教育方法の改革に向けての組織は、特段の問題は生じなく、有効に機能していることから、このような評価をした。とくに、入試の改善は著しい成果を見せている。

4 改善計画

入試・カリキュラムについては、本法科大学院をめぐる内外の状況の変化に対応した不断の改革が必要であるので、成果を検証しつつ、必要があれば、迅速に改善をほどこす必要がある。とくに、2020年度より学部3年法科大学院2年の5年一貫法曹養成制度が開始された。まだ確定された制度ではなく、今後、状況の変化による改革が予測されることから、必要に応じ、対応していく。

修了者の進路の把握については、もともと困難な課題であるが、修了生に対して定期的なアンケートを行い、最新の情報の収集につとめられないか検討している。

1－4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 現状

(1) 教授会の権限

本法科大学院では、研究科に教授会（以下の（3）で述べる法学学術院への実質的な統合後は、法学学術院規則上「運営委員会」（第12条1項）という名称になっている。）を置き、専任教員および任期付専任教員をもって組織している。早稲田大学大学院法務研究科規約の第3条に定められているように研究科教授会（運営委員会）は、①研究および教育に関する事項、②教員の嘱任、休職、解任および懲戒に関する事項、③学位の授与に関する事項、④教育課程に関する事項、⑤授業科目等の担当に関する事項、⑥学生の試験および履修単位に関する事項、⑦学生の入学、休学、退学等および懲戒に関する事項、⑧研究科長候補者の選挙に関する事項、⑨研究科教授会の運営に関する事項、⑩その他研究科に関する重要事項を議決するとともに、⑪研究科の研究および教育に関する予算を審議することになっている。このように、研究科教授会（運営委員会）は、本法科大学院の教育活動に関する重要事項について、独立した意思決定主体になっている。

(2) 理事会等との関係

理事会は学校法人としての重要事項を審議するが、教育活動および教員人事については、学術院教授会の決定が理事会によって覆されることはなく、教授会の決定どおりに承認されるのが、本学における確立した慣行である。しかし、法務研究科の財政赤字を理由に理事会等により2020年度から後任人事の凍結が行われている。その結果、カリキュラム内容の実行や教員負担等の認証評価項目に影響が及ぶ可能性が生じている。

(3) 他学部との関係

本学には、2004年9月から、「系統ごとの主体的かつ一体的な教育研究活動を推進し、もって学部教育、大学院教育および研究機能の一層の強化をはかることを目的とする」学術院が設けられ、2009年4月から、本法科大学院も、法学部、大学院法学研究科、比較法研究所、法務教育研究センターとともに法学学術院を構成することとなった。

本法科大学院は、法学学術院の構成主体になるにあたり、法科大学院が「運営において一定の独立性を確保」することが求められていることに鑑

み、教員の嘱任および研究科の運営に関する事項については、「当分の間、法務研究科の研究科運営委員会の議決をもって、法学学術院の教授会の議決とみなす」（早稲田大学学術院規則・経過措置第3項）としている。

また、以前制定されていた法学学術院規則は2011年4月に改定を行い、他の構成主体との協議においても、本法科大学院の基本方針として、「人事および教務（入試を含む）に関する事項については、特段の事情がないかぎり、箇所運営委員会（法務研究科教授会）の決定をもって、法学学術院教授会の決定とみなす。」とする立場で臨み、その基本方針が法学学術院規則上も実現している。これにより、法学学術院における本法科大学院の教育活動に関する重要事項の意思決定にあたっての自主性・独立性は維持されるものとする。また、学部3年法科大学院2年の5年一貫法曹養成教育システムの構築により、より学部との連携がなされ、2020年度には法律科目担当者懇談会が設置された。法曹コースからの連携教育関係が構築されたが、本法科大学院の教育活動に関する重要事項の意思決定にあたっては、従前どおりに、法科大学院の自主性・独立性は維持されるものとする。

（4）特に力を入れている取り組み

本学は、1（3）で述べたように、学術院体制の中での本法科大学院の自主性・独立性の維持については特別の注意を払っている。

（5）その他

特になし。

2 点検・評価

以上の現状からすると、法学学術院の構成主体となっても、本法科大学院の自主性・独立性を覆すような特段の問題は生じないと思われる。

3 自己評定

適合

[理由]

現時点で、法学学術院の構成主体となっても本法科大学院の自主性・独立性を覆すような特段の問題は生じないことから、このような評価をした。

4 改善計画

現在のところ、学術院改革により教員人事の点など改革することが予測されるが、本法科大学院の自主性・独立性を維持できるように改革には対応していく。

1－5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

現在公開されている教育活動等に関する情報は、①本法科大学院の基本方針（養成しようとする法曹像を含む。）、②教育内容（カリキュラム概要、カリキュラムの紹介、開講科目一覧、臨床法学教育、外国のロースクールとの交換留学制度、アカデミック・アドバイザー制度（AA 制度）などの学生支援体制など）、③教員紹介（研究業績等の公開を含む。）、④施設・設備、⑤入学者選抜（基本的考え方・選抜基準・選抜方法・受験資格・選抜実績・過去問題、志願者数、受験者数、入学者数など）、⑥学費・奨学金、⑦修了者の状況（司法試験の単年度合格率や合格者数などを含む）、⑧成績評価、進級要件・修了要件、進級状況・修了状況、⑨シラバス、時間割、⑩研究科要項（履修の結果である学識及び能力（各年次が終了する段階で身に付けていなければならない学識及び能力）などの記載を含む）、学科目配当表、科目登録の手引き、⑪自己改革の取り組み（自己点検評価報告書など）、⑫健康支援情報である。

(2) 公開の方法

公開の方法は、①から⑦については、本法科大学院の **WEB** サイトと「研究科案内」等で公開され、**WEB** サイトは随時、「研究科案内」は毎年更新されている。なお、⑦で「司法試験の単年度合格率や合格者数（法学既修者・法学未修者それぞれ）並びにそれらの推移及び累積のデータ」については、毎年司法試験の結果発表後に結果分析等について学生を集め、報告会を開催し、公開している。

⑧と⑨については、本法科大学院の **WEB** サイトや「科目登録の手引き」等にて公開している（シラバスは **W e b** サイト上のシラバス検索システムのみ（紙媒体は全学的な方針により 2017 年度から廃止））。なお、シラバスでは、教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力も示している。

⑩については、教員・学生に紙媒体でも配付されると同時に、事務所に常備され、希望者への閲覧に供されている（⑨のシラバスも同様）。また、これに付帯する情報および研究科内情報については、本法科大学院の教員・学生に対して、「法科大学院教育研究支援システム」（以下「教育研究支援システム」という。）によって周知され、自宅からもアクセスできるようになっている。

⑪については、WEB サイトにフルテキストが開示されている。標準修業年限修了率及び中退率は、自己点検評価報告書において公表する予定である。また、年 2～3 回発行されるニューズレター「梓」には、学生の声や留学生の紹介、研究科の様々な活動状況が紹介され、学生・教員・修了者に配付されている。

⑫については、WEB サイトにおいて早稲田大学保健センターにリンクが設定されている。

なお、公開内容として、「法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目(展開・先端科目のうち、「倒産法」、「租税法」、「経済法」、「知的財産法」、「労働法」、「環境法」、「国際関係法(公法系)」,及び「国際関係法(私法系)」の8科目を「選択科目」という。)にそれぞれ該当する,法科大学院で開設される科目その他教育内容等に関するもの」が要求されているが、これらについては、来年度から公表することになっている。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

公開された情報に対する質問や意見は、メール、電話、事務所カウンターで対応している。教学関係については教務担当教務主任、学生生活関係については学生担当教務主任、入学者選抜については入試委員会委員長および教務担当教務主任が責任者となって、対応および回答を行っている。入試出願期間を除いて、月平均 50 件ほどの問い合わせがある。

学生からの質問や意見は、From-LS-Students というメーリングリストで受け付けているが、本法科大学院の代表メーリングリスト law-school や、学務係メーリングリスト law-school-gakumu に送られてくるケースのほうが多く、その場合も同様に、随時、対応している。重要な提案については、執行部や各種委員会において検討が行われ、改善に生かされている(例: 学生用自習室の整備・拡充など)。

(4) 特に力を入れている取り組み

全般に力を入れているので、「特に」はない。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院の教育活動等に関する情報については、WEB サイトおよび「研究科案内」において、詳細かつ網羅的に公開され、誰でもがアクセスできるようになっており、教員・学生に対しては、それに加えて WEB 上の教

育研究支援システムおよび紙媒体で開示されている。また、教育活動等に関する質問や提案にも対応できる体制が構築されており、執行部や各種委員会に受けとめられ、改善に生かされている。質問や提案へのフィードバックについては、公開できるものに関して、具体的な質問や提案に対応するかたちで回答を行っている。全体としてはかなりの水準で情報公開が行われていると考える。

3 自己評価

A

[理由]

情報公開の点は、可能限りの公開を実施しており、批判等もないことから、A評価とした。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

1－6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

学生に約束した重要事項としては、以下のとおりである。

ア 学生の希望にあわせた多様な分野の専門知識が得られるようなカリキュラム(「即戦力法曹育成コース」、「グローバル・ビジネス・コース」、「ソーシャル・イノベーター・コース」の設置、また、3年次特別入試枠における特進コース設置など)と教員の準備

イ 国際的な法曹を養成する「交換留学生制度」の充実及びコースの設置(「グローバル・ビジネス・コース」)

ウ きめ細かい学修サポート体制の確立(「オフィス・アワー」(7-8を参照)や「教育研究支援システム」の活用、「アカデミック・アドバイザリー制度」(以下「AA制度」という。))の充実など。なお、加算プログラムでの未修者教育の充実という目標達成及び3年次特別入試枠(特進コース)での入学者サポートのために「パートナー制度」をAA制度の枠組みの中で創設(7-8を参照)。

エ 学修環境の整備(専用棟の整備、自習室スペースの拡充など)

オ 子どものいる学生のための保育所の整備

カ 経済的なサポート体制の確立(奨学金など)

キ 修了生サポート

(2) 約束の履行状況

1.(1) ア～キについて、履行状況を示す。

ア 3年次の展開・先端科目を整備しつつ、常勤・非常勤を含む第一線の講師陣による教育が行われている。

イ 北米だけでなく、欧州(フランス、ドイツ)やアジア(韓国、台湾)

に提携校を拡大し体制を整備している。2015年度は学生の応募者が増加した。

ウ 従来問題となっていた教育研究支援システムを使わない、あるいは使えない教員は、事務のサポートや教育の成果もあり、わずかである。また、AA 制度は、人的な側面でも、内容的な側面でも、飛躍的に拡充されている。

エ 自習室の増設要求には、既存の自習室のキャレルの増設に加え、大学が法務研究科院棟（27 号館）に隣接する建物（関口ビル＝27-10 号館）の一部を新たに借り上げることで対応してきた。また、27 号館において学生が飲食に使うことのできるテーブルおよび椅子の増設要求には、27 号館 1、2、3 階の随所にテーブルおよび椅子を増設した（2016 年度にグループ学習用のブースを増設）。さらに、2012 年度からは、19 号館に修了生用の自習スペース（180 席程度）、グループ学習用ブース、講義室、ロッカー、PC ルームを新設した。

オ 法務研究科棟に隣接する 99 号館（STEP21）に「早稲田大学 学生・教職員用託児室」があり、子どものいる学生も安心して学修に集中できるようになっている。

カ 早稲田大学出身の法曹（稲門法曹）からの寄付からなる奨学金を充実させ、2012 年度の選抜合格者に対して、年間授業料相当額の給付を開始した。なお、2016 年度入試においては、年間授業料相当額を 25 名程度（法学既修者 20 名、法学未修者 5 名）、秋学期授業料相当額を 50 名程度（法学既修者 35 名、法学未修者 15 名）に対して給付する枠を設けている。その後も寄付金確保等を考慮し、他の奨学金制度との調整により振分け等で若干の変更を行い（割当数は変更なし）、現在、2022 年度入試での状況は以下の通りである。

稲門法曹奨学金（2022 年度入試）

	既修	未修	計
年間授業料相当額	20 名以内	5 名以内	25 名以内
秋学期授業料相当額	35 名以内	15 名以内	50 名以内
		計	75 名以内

キ 法科大学院修了後に「特別研修生」と「法務研修生」の制度を設け、学修場所の確保等を行っている。なお、2020 年度より、「特別研修生」に統合した。

(3) 履行に問題のある事項についての手当

従前の報告書では、自習スペースの確保など施設整備の面ではなお課題があるとしていたが、従来問題のあった事項（「教育研究支援システム」の活用、自習スペースの拡充など）についても、継続的な取り組みが行われ、問題の解決について着実に前進している。また、入学定員を削減したことにより、この問題はほぼ解消されている。

(4) 特に力を入れている取り組み

現状維持のための管理体制と学生からの要望があれば、迅速に対応するシステムをより機能的にすることに取り組んでいる。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

学生に約束した重要事項については、概ね約束の履行が行われ、なお問題が残る事項についても、継続的な改善努力が行われている。

3 自己評定

適合

[理由]

現時点で、学生に約束した重要事項については、ほぼ約束の履行が行われ、特段の問題は生じないことから、このような評価をした。

4 改善計画

学生に約束した重要事項につき、継続的な点検を怠らず、問題が生じた場合には、迅速に対処する。

1－7 法曹養成連携協定の実施状況

（評価基準）法曹養成連携協定を締結した法科大学院が、法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項を実施していること。

1 現状

（1）法曹養成連携協定で貴法科大学院が行うこととされている事項

本学法務研究科は、令和3年5月現在、早稲田大学法学部、明治学院大学法学部、熊本大学法学部、西南学院大学法学部、立教大学法学部と法曹養成連携協定を締結している（立教大学法学部の法曹コースは1年遅れて開設されているので、実質的連携関係は来年度よりとなる）。連携協定で本学法務研究科が行うこととされていることは、各大学の協定により異なってくるが、おおむね以下のような事項を行うことになっている。

（共通事項）

①連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置すること。

②協定校の法曹コースにおける教育の改善・充実のため、そのカリキュラムや授業内容について協議を実施すること及び共同して授業改善のための活動を行うこと。

（個別事項）

（早稲田大学法学部）

③協議に基づき、本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当り、連携法科大学院の教員を派遣すること

④協議に基づき、連携法科大学院における双方向授業の導入として設置する科目（「法曹演習」）の実施に当たり、連携法科大学院の教員の派遣等の協力をすること

（明治学院大学法学部、熊本大学法学部、西南学院大学法学部、立教大学法学部）

⑤連携校の求めに応じ、連携校における法曹等を志望する学生に対して進学説明会等を実施すること

⑥連携校の学生に対して、授業見学等の機会を提供すること

（2）貴法科大学院が行うこととされている事項の実施状況

共通事項である①、②に関しては、連携協定締結に際して、すでに実施している。また、②は、連携協議会を開催する際に法曹コースの実施状況を鑑みて継続して行う予定である。

連携協議会は、2021 年度から開催予定になっており、本年 6、7 月に各連携校と開催する予定になっている（6 月 4 日：西南学院大学法学部、6 月 23 日：立教大学法学部、6 月 30 日：明治学院大学法学部、7 月 16 日：熊本大学法学部、7 月 19 日：早稲田大学法学部）。

個別事項の③、④については、すでに実施済みである。⑤については、当初の予定では、連携校を訪問して対面で行う予定であったが、コロナの影響を受け、Zoom 等の同時配信システムなどを活用して実施している。⑥も同様に、コロナの影響を受け、Zoom 等の同時配信システムなどを活用して実施している。

（3）実施されていない事項がある場合の改善の見込み等

実施されていない事項はない。ただ、コロナの影響を受け、実施方法に変更を強いられているが、コロナの状況を踏まえて、実施方法の工夫（ハイフレックス方式など）を検討していく予定である。

（4）特に力を入れている取り組み

自大学の法曹コースや連携状況は十分に把握できるが、他大学、とくに地方の連携校との連携状況の把握などはすぐに確認できる状況にはなく、連携協議会を通じての情報・意見交換が重要と考えている。したがって、この連携協議会での情報・意見交換をとくに力を入れている取り組みと位置付けている。

（5）その他

特になし。

2 点検・評価

現時点では、とくに問題点も生じていないし、連携関係も良好である。実質的点検・評価は来年度以降になると思われる。

3 自己評定

A

（理由）

現時点では、とくに問題点も生じていないし、連携関係も良好であるから。

4 改善計画

現時点では、とくになし。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性や能力を適確に評価・判定することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

1 現状

〈注記〉

以下、1の記載にあたっては、【平成30年度(2018年度)入学者選抜以前】と【平成30年度(2018年度)入学者選抜以降】の、それぞれ記載が求められている各項目について、「(2)選抜基準と選抜手続」の変更点を記載した後記イを除くと、記載内容がほぼ共通・重複するため、記載の便宜上、(2)イの項目についてののみ、【平成30年度(2018年度)入学者選抜以前】と【平成30年度(2018年度)入学者選抜以降】を区分けして年度順に特記事項を記載することとし、その他の内容が共通する項目は一括記載することとした。なお、法曹コースに向けた入試改革に関しては、(2)イの【平成30年度(2018年度)入学者選抜以降】の(オ)に記載した。

(1) 学生受入方針

本法科大学院は、教育研究の目的を次のように規定している。

「早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）は、法律学の専門知識を具え、それを批判的に検討し、さらに発展させる創造的な思考力を持つとともに、社会に生起する法律問題を的確に分析し、解決する能力を持つ志の高い法曹の養成、すなわち21世紀の社会をリードする質の高い法曹の養成、これからの日本社会が要求する法曹資格を持った法律専門職の育成を

目的とする。」

その上で、上記の教育研究の目的にかなう優秀な人材を受け入れるため、入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定めている。

「早稲田大学では、『学問の独立』の教育理念のもとで、一定の高い基礎学力を持ち、かつ知的好奇心が旺盛で、本学の理念である進取の精神に富む、勉学意欲の高い学生を、わが国をはじめ世界から多数迎え入れる。早稲田大学大学院法務研究科においては、優れた法律家として実社会で活躍できる人材の発掘を第一の目標に、専門知識はもちろんのこと、個々の受験生のバックグラウンドや特徴をも精査し、その資質や能力を総合的に評価し選抜を行う。」

以上の入学者選抜方針は、毎年度「入学者選抜試験要項」のはじめに掲げるとともに、本法科大学院の「研究科案内」やHPに掲載している。また、毎年複数回開催している入試説明会においても、上記の方針を、選抜基準および選抜手続とともに明確に説明している。

（2）選抜基準と選抜手続

本法科大学院の入学者選抜方法は、以下のとおりである。

ア 基本的考え方

本法科大学院では、法学未修者・法学既修者のいずれの入学者選抜においても、受験者が法曹としての必要条件というべき資質・能力を備えているか否かを評価のポイントとして「書類審査」を行い、多様なバックグラウンドを持つ有為な人材を選別することとしている。具体的には、申述書（ステートメント）、成績証明書、能力証明資料、推薦状等を通じて、法曹となるべき者が備えるべき①判断力・思考力・分析力等の資質（知の側面）、②教養・各種分野の専門的能力（知識の側面）、③健全な社会常識・奉仕の精神・正義感（情の側面）、④強い使命感・情熱・気力（意思の側面）、⑤表現力・コミュニケーション能力の5つの資質・能力の有無・程度を審査することにより、入学者の選抜を行っている（この点は、5年一貫法曹養成制度に基づく特別選抜入試制度を導入した2022年度入学者選抜においても変わらない）。

その上で、法学未修者に対しては、与えられた情報を読み解き、問題点を自らの力で見つけ出し、自身の主張や解決策を論理的に説明する能力を備えているか否かを評価のポイントとして「小論文」の試験を実施している。

法学既修者に対しては、2年次生からの学修に耐え得る法的知識や法的思考方法、法律文書作成能力を具えているか否かを評価のポイントとして「法律科目（民法・刑法・憲法・民事訴訟法・刑事訴訟法。2022年度入学者選抜からは商法を追加）の論述試験」を実施し、入学志願者がそのような知識・能力を有するかどうかを審査することにより、入学者の選抜を行っている。なお、法学既修者試験は、法学未修者試験とは独立した

選抜試験である(外部振り分け方式)。

すべての入学者選抜にかかる出題問題の作成・決定については、出題の担当者が作成した問題を、担当者、入試委員、各科目から選出された出題委員らが出席する出題委員会において、その内容が適切であるか否かについて入念に検討を重ねた上で出題している。また、法学既修者試験の論述問題の出題内容は、出題の趣旨と合わせて、合格発表後に HP で公開しており、さらに、入試委員会等において試験結果を踏まえた上で、その内容が適切であったか否かを検証する体制を構築している。

イ 選抜基準と選抜手続の変更点

次に、前回(2016 年度)の自己点検・評価報告書以降の変更点について説明する。

【平成 30 年度(2018 年度)入学者選抜以前】

(ア) 2017 年度入学者選抜の変更点

従前は、飛び入学による入学志願者に対しては出願資格を認めるのみで、独自の選抜基準・選抜手続を設けず、他の 4 年生大学卒業者と同じ選抜基準・選抜手続により入学者選抜を行っていたところ、2017 年度入学者選抜から、

- ・法学既修者試験において、法学検定試験委員会の実施する「法学既修者試験」の成績の提出を必須としないこととした。
- ・「飛び入学」の要件を変更(緩和)し、「大学入学以来 90 単位以上修得見込みでかつ修得した全ての単位の 6 割以上(従前は 3 分の 2)の学業成績が 100 点満点中 80 点以上であること」とした。

(イ) 2018 年度入学者選抜の変更点

2018 年度入学者選抜からは、上記「飛び入学」制度に代えて、夏入試に学部 3 年次生を対象とした「学部 3 年次生特別入試枠」を設けた。早期に法科大学院に進学して法曹を目指す学部 3 年次生の要望に応えるためであった。この入試枠の出願者に対しては、教場試験(小論文試験)を行わず、書類審査および面接試験で可否(法学未修者入学)を判定することとし、一般入試の出願書類に加えて、所属大学の教員からの推薦状および「学部 3 年次生特別入試枠」申述課題に対する申述書(法律の専門知識・能力を問う問題ではなく、社会生活上で起こりえる様々な問題についての一般的素養、社会常識、論理的解決力、その他異なる意見に対する対応力をみる問題を作成・出題する)の作成・提出を求めた。その上で書類審査を行った後、面接官 2 名による約 20 分の個別面接試験を実施し、面接官が受験者に上記申述書の内容についても質問し、受験生の法曹としての適正を審査することとした。

この入試枠に出願申請できるのは、以下の条件をすべて満たす者であった。

- ・大学在学期間が丸3年になること(なお、停学・休学および留学の期間

は在学期間に含めないものとする)。

- ・法科大学院入学年度の3月末において大学を早期卒業する者、もしくは以下の成績要件を満たした上で大学を退学する者
(成績要件)

大学入学以来90単位以上修得見込でかつ修得した全ての単位の6割以上の学業成績が100点満点中80点以上であること、または司法試験予備試験短答式試験を合格した者

なお、この入試枠の入学試験に合格した後に、成績要件を満たせないことが確定した場合は、入学が取り消される。

また、この入試枠の書類審査および面接試験の合格者は、未修者としての入学を認められるが、合格者のうち既修入学を希望する者には、一般入学者選抜試験の法学既修者認定試験(法学既修者試験で代用)を受験する機会を認めることとした。

【平成30年度(2018年度)入学者選抜以降】

(ウ) 2019年度入学者選抜の変更点

- ・冬入試にも「学部3年次生特別入試枠(夏・冬入試合わせて20名から30名程度)」を設定することとし、冬入試の合格者には冬の法学既修者認定試験を受験する機会を認めることとした。なお、学部3年次生特別入試枠の未修合格者のうち、夏の法学既修者認定試験で既修認定されなかった者については、3年次生の学修進捗状況を考慮して冬の法学既修者認定試験に再チャレンジする機会を認めることとした。また、学部3年次生特別入試枠(夏・冬)法学既修者認定試験に出願する者についても「地域優先枠」の申請ができることとした。
- ・すべての入学者選抜において、適性試験管理委員会の実施する「法科大学院適性試験」の成績の提出を必須としないこととした。

これに伴い、それまで書類選考のみで審査してきた「人材発掘」入試では、書類選考に加えて、面接試験を実施することにした。この面接試験においては、面接官2名による約20分の個別面接を実施し、面接官が受験者に対して出願時に提出を求めた「人材発掘」入試申述課題に対する申述書(法律の専門知識・能力を問う問題ではなく、社会生活上で起こりえる様々な問題についての一般的素養、社会常識、論理的解決力、その他異なる意見に対する対応力をみる問題を作成・出題している)の内容について質問し、受験生の法曹としての適正を審査することとした。

(エ) 2020年度入学者選抜の変更点

学部3年次特別入試枠の出願資格のうち、大学を退学する者の成績要

件から、「司法試験予備試験短答式試験を合格した者」を削除した。

(オ) 2022 年度入学者選抜の変更点

5 年一貫法曹養成制度(以下、「法曹コース」と略称)の開始に伴い、2022 年度入学選抜から、これまでの一般入学者選抜(法学未修者試験、法学既修者試験、学部 3 年次特別入試枠(夏・冬)、「人材発掘」入試)を変更して、特別選抜(5 年一貫型と開放型)と一般選抜(法学既修者試験と法学未修者試験)に区分してそれぞれの選抜基準と選抜手続を決定して実施することとした。募集人員は、特別選抜のうち、5 年一貫型が 40 名、開放型が 40 名、一般選抜のうち、法学既修者試験が約 80 名、法学未修者試験が約 40 名の合計 200 名とし、募集定員総数は従来と同じだが、法曹コースが加わったことに伴い、法学既修者を増やして約 160 名(従前は約 140 名)、法学未修者を約 40 名(従前は約 60 名)とした。特別選抜と法学未修者試験の併願以外は併願が可能である。詳細は、2-2 と 2-3 の項に記載するが、概要は以下のとおりである。

「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」については、一般選抜の書類選考において、進学調書、申述書、能力証明書、推薦状を審査する中で、多様なバックグラウンドを持つ有為な人材として適切な選別を行うこととした。

特別選抜(5 年一貫型)については、法曹養成連携協定に基づき、設置された連携法曹基礎課程に登録している者を対象とするところ、2022 年度入試の時点での対象となるのは、本法科大学院と法曹連携協定を締結した早稲田大学法学部、熊本大学法学部、西南学院大学法学部、明治学院大学法学部の法曹コースに登録している者のうち、法曹養成連携協定書に記載した必要な科目(選考対象科目)の単位を修得している等、一定の条件を満たす者である。特別選抜(開放型)については、民法・刑法・憲法の 3 科目の法律科目の論述試験を実施することとした。

一般選抜については、書類選考の通過者のみに論述試験を実施してきた従来の形式を改め、志願者全員に論述試験と書類選考を行うこととした。また、法学既修者試験については、従来の論述試験科目に商法を追加して、民法・刑法・憲法・民事訴訟法・刑事訴訟法の 6 科目の論述試験を実施することとした。法学未修者試験については、「人材発掘」入試を廃止して、法学未修者試験の中で、「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」に該当する者を概ね 15 名(従前の人材発掘入試の定員に該当する)を目標に優先して選抜することとし、書類選考において、進学調書、申述書、能力証明書、推薦状を審査する中で、多様なバックグラウンドを持つ有為な人材を確保することとした。

(3) 学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

本法科大学院は、当初より学生受入方針、選抜基準、選抜手続等を研究科案内、HP、入学者選抜試験要項、法科大学院説明会を通じて適切な時期（例年 6 月）に開示している。とくに、入試方式の変更の際は、可能な限り早めに周知することとし、直近の説明会やHPで積極的に広報するとともに、新聞・雑誌等各種メディアを利用した取材にも応じるなど、前広な情報の開示に努めている。

また、志願者の受験勉強に資するよう、過年度の入試に関する情報（受験者数、合格者数、倍率）を開示し、過去の論述問題の出題内容は、配点、出願の趣旨と合わせて、HPで公開している。また、入試説明会において前年度の入試試験の過去問を解説するなど、入学志願者のための情報提供を行っている。

以上のように本法科大学院では、入学志願者が受験するか否かの判断をするために必要な情報について、願書締め切り前の合理的に必要な期間において、入学志願者はもちろん、誰でもアクセスできる方法で開示している。

受験者に対する入学者選抜の成績の開示について、合格者のうち一次手続完了者全員に対して既修科目の成績を開示しており、また、不合格者に対しては、申請があった場合、既修科目、未修科目問わず、成績の開示を行っている。

(4) 選抜の実施

過去 5 年間の全体の受験者数・合格者数・競争倍率は下表のとおりであり、これまで競争倍率 2 倍を下回ったことはなく、過去 5 年においても継続して競争倍率 2 倍以上を維持している。

	受験者数	合格者数	競争倍率
2017 年度	831 人	415 人	2.00 倍
2018 年度	889 人	444 人	2.00 倍
2019 年度	954 人	450 人	2.12 倍
2020 年度	901 人	415 人	2.17 倍
2021 年度	866 人	395 人	2.19 倍

本法科大学院では、2021 年度入学者選抜までは、一般入学者選抜(夏入試)においては、志願者の全員について、出願書類における進学調書、申述書（ステートメント）、大学・大学院の成績、能力証明資料および推薦状の各書類をもとに書類審査を行った上で、その成績に基づき書類審査について

の合否判定を行うことにより、教場試験（法学未修者試験については小論文試験、また、法学既修者試験については法律科目論述試験）の採点の対象となる者を決定していたことから、以下の図においては書類審査の対象となった者を受験者としている。また、「人材発掘」入試（冬入試）についても、同様に志願者の全員について、出願書類における進学調書、申述書（ステートメント）、大学・大学院の成績、能力証明資料、推薦状、および「人材発掘」入試申述課題の各書類をもとに書類審査を行った上で、その成績に基づき書類審査についての合否判定を行い、書類審査通過者についてのみ面接試験を実施した。書類審査の合否については、教場試験または面接試験の実施前に、Web上で発表するとともに、書類審査不通過者に対しては、郵送にて個別に通知をした。なお、本法科大学院では、正規の手続きにしたがって成績開示の請求がなされることはあるが、入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される事態は生じておらず、これまで、入学選抜の公正さや公平さに対する投書やクレームが寄せられたことはない。

2021年度入学者選抜試験の夏入試（法学未修者試験、法学既修者試験、学部3年次生特別入試枠（夏））の実施にあたっては、コロナ禍の中で感染拡大防止対策を徹底するとともに、受験生に混乱が生じることを最小限にとどめるため、2020年5月の段階で、入学志願者に向けて、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う2021年度入学者選抜試験への影響について」と題したペーパーを配布し、最新情報を本法科大学院HPで確認するよう注意喚起するとともに、筆記試験、面接試験、採点の実施に向けて、感染防止対策として、3密を避けた試験会場、座席間隔の確保、試験会場の消毒や消毒液の設置、喚起の徹底、マスクの着用の徹底および検温の実施、コロナを理由とする欠席者に対しては追試験の実施を決め、事前に告知する等の措置を講じた。2020年の夏入試にコロナ禍の感染拡大防止を理由に欠席し追試験受験を申請した者のうち、法学未修者については、2021年1月10日に小論文の追試験を実施し、法学既修者については、2021年1月9日に実施した法学既修者認定試験（例年、学部3年次生特別入試枠と「人材発掘」入試の合格者のうち、既修認定を希望する者のために実施している試験）を追試験に代用することとした。

（5）特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、これまでも、学内外での入試説明会を頻繁に開催し、本法科大学院で学ぶ意義を積極的に広く周知することとし、「ロースクールへ行こう」と題したパンフレット（法学未修者編、社会人編、女性編、国際法曹編、裁判官・検察官志望者編）を作成して説明会場や書店等に配備したり、本法科大学院修了生インタビューを含む本法科大学院紹介動画を作成して、入試説明会やHPで閲覧できるようにしたりするなど、幅広い広報活

動に取り組んできた。とりわけ、地方の法科大学院の廃止等により法科大学院への進学機会が制限されかねない進学希望者等のために、地方大学に資料を送付したり、地方大学に直接訪問してロースクール説明会を実施する等の活動に力を入れるとともに、本法科大学院が地方出身の法曹志望者を支援する「地域優先枠(後掲イ)」を設け、その内容を告知するビラを作成し、地方における入試説明会等で配布してきた。また、女性法曹推進プログラムと連携しながら、女子大においても「女性法曹が必要です」、「ロースクールに行こう」といった標語の下、入試説明会を実施し、女性法曹の仕事・魅力を伝える広報活動も行っている。

2020 年以降のコロナ禍の状況下では、入試説明会の多くは対面実施できなかったが、それに代えてオンラインツールを用いた説明会を実施したところ、対面実施時よりも参加者が増え、質疑応答(チャット形式も併用)も活発であった。また、現在では、Youtube においても本法科大学院の公式チャンネルを設けて、一般入試説明会や入試問題過去問(民法・刑法)解説を実施する等の取組を行っている。今後もオンラインツールを積極的に活用したロースクール紹介・入試説明会を実施してゆきたいと考えている。

(6) その他

ア 交換留学生優先枠について

国際的な法曹を目指す学生など多様で優秀な人材を確保するために、2012 年度入試から、「交換留学生優先枠(LL.M. コース)」を設けている。本法科大学院は多くの海外ロースクールと交換留学協定を締結しており、それらへ派遣する際の学内選考を行っている。もっとも、この優先枠は、入試時に「交換留学生優先枠」に選抜されれば優先的に内定するという制度にとどまり、合否判定上の優先扱いがされるものではない。

概要は以下のとおりである。

〈選抜基準〉

次の 2 つの基準をいずれも満たし、出願時に交換留学生優先枠の利用を申請した入学選抜試験合格者の中から、法学未修者試験・法学既修者試験を問わず(但し、法学既修者として入学し、留学した場合は、3 年間の在学を要する)、概ね 5 名を選抜する。

- ・ 学士(法学)の学位を取得している者(見込みを含む)
- ・ 出願時点より 2 年以内に受験した語学テストにおいて、TOEFL: iBT85 点以上(ITP テスト不可)、または IELTS: 6.5 以上のスコアを有している者(なお、2020 年度入学者選抜までは TOEIC において一定以上のスコアを有する者も含めていたが、2021 年度入試からは、外国語能力に長けた人材をより適切に選考することができるよう変更した)。

なお、この枠は、2022 年度入学者選抜においても維持されている。

イ 地域優先枠制度の導入

2016 年度入試より「地域優先枠」制度を設けている。本制度は、首都圏以外の地方出身者が経済的に安心して学べるよう、「地域優先枠」による入学者に対し、①「稲門法曹奨学金」を優先的に給付し、②出身者の地元（ないしは地域）に貢献する意志のある者が希望する場合は、入学後のエクスターンシップにおける各地域の派遣先について優先的に選考するというものであり、出願時に地域優先枠の利用を申請した入学選抜試験合格者の中から概ね 15 名を採用することとしている。本制度も、合否判定上の優先扱いがされるものではない。この枠は、2022 年度入学者選抜においても維持されている。

2 点検・評価

入学者選抜については、これまでに培ったノウハウをもとに、公平性・公正さを損なわないよう綿密に計画して、十分に余裕をもって準備を進める体制を構築し、適切に実施している。

同時に、入試の選抜方式の変更に対する受験者への影響を最小限にとどめ、かつ円滑な受験準備を進められるよう、選抜基準および選抜手続を明確に規定し、かつ早い段階で適切に公表し、WEB サイト、入試要項、大学説明会等を通じて受験者に広報している。あわせて、志願者の受験勉強に資するよう、「過去の入試問題」および「出願の趣旨」を HP に公開するとともに、Youtube にて過去問解説（民法・刑法）を動画配信するなどのサービスも行っている。

3 自己評定

A

[理由]

法科大学院志願者数が長らく全国的に減少傾向にある中で、本法科大学院では上述のように新しい取り組みや広報活動を実施した結果、最近の既修者入学者の漸増（後述の 2-2 参照）につながったと自己評価している。もっとも、法曹コースが開始されても、法科大学院を取り巻く今後の情勢は予断を許さない状況であることに鑑み、今後も入試制度をめぐる改革について、可能な限り迅速に必要な措置を講じて適切に対応していかなければならないと考えている。

4 改善計画

全般的な法科大学院志願者数の減少、学部生の早期入学希望者のニーズへの対応など、ここ数年入試制度を頻繁に改革する必要があった。

とくに、法曹コースの開始に伴い、「特別選抜」を中心に入試制度を大きく変更することを余儀なくされたが、今後も、法曹コースが軌道に乗るまでの

間、ひき続き見直しを図る必要が出てくることが予想される。見直しの際には、入試の選抜方式の変更に対する受験者への影響を最小限にとどめ、かつ円滑な受験準備を進められるよう、入試委員会を中心に、見直し・点検の繰り返しの作業・検討を引き続き行っていかなければならない。

また、法学未修者および法曹コース修了予定者以外の法学既修者を(も)対象とする「一般選抜」についても、法曹コース制度の影響を受けて、入学者数、入学手続率の増減など今後の状況に応じて適切に対応する必要が出てくることが予想される。今後も、入試状況の推移をみて、さらなる改善の必要性等について検討していく予定である。

2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性や能力を適確に評価・判定することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

1 現状

〈注記〉

以下(1)の記載にあたっては、本報告書作成時点において実施済みの【平成 30 年度(2018 年度)入学者選抜以前】と【平成 30 年度(2018 年度)入学者選抜以降】でありかつ令和 3 年度(2021 年度)入学者選抜までの既修者選抜については、共通・重複事項が多いため、「【平成 30 年度(2018 年度)入学者選抜以前】と【平成 30 年度(2018 年度)入学者選抜以降令和 3 年度(2021 年度)入学者選抜以前】での既修者選抜について」と題して一括して記述することとし、法曹コースに伴う入試制度改革のため特別選抜が実施されることとなり、かつ本報告書作成時点において実施されていない令和 4 年度(2022 年度)入学者選抜については、その後に記載することとした。

【平成 30 年度(2018 年度)入学者選抜以前】と【平成 30 年度(2018 年度)入学者選抜以降令和 3 年度(2021 年度)入学者選抜以前】での既修者選抜について

(1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

法学既修者試験において既修単位を認定する科目は、1 年次必修科目としている憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の 5 科目であり、2 日間の日程で、それぞれ論述試験を行っている。なお、面接試験は実施して

いない。本法科大学院では、法律科目毎の最低基準点を設けていないが、既修単位認定を行う科目のすべてについて、他の法科大学院と比しても、長い試験時間をかけて論述試験を実施しており、これにより既修単位認定に相応しい質を確保している。

各科目の時間割、配点は、下表のとおりである。

【平成 30 年度(2018 年度)入学者選抜以前】

2017 年度入試

〈法学既修者試験時間割(夏)〉 定員：140 名

入試日程	2016 年 8 月 27 日	2016 年 8 月 28 日
10:00-12:00	民法	民事訴訟法、刑事訴訟法 (2 科目を同時限内に実施)
13:30-15:00	刑法	
16:30-17:30	憲法	

〈法学既修者認定試験時間割 (冬)〉

入試日程	2017 年 1 月 14 日
9:00-11:00	民法
11:30-13:00	刑法
14:00-15:00	憲法
15:30-17:30	民事訴訟法、刑事訴訟法 (2 科目を同時限内に実施)

配点	民法	刑法	憲法	民訴法	刑訴法	合計
択 一						0
論 文	150	90	60	60	60	420
計	150	90	60	60	60	420

2017 年度入学者選抜から、択一試験を廃止した。その理由は、それまで択一試験として利用していた、法学検定試験委員会「法学既修者試験」について、競合する法科大学院が相次いで成績の提出を必須としないこととするなど、競争条件の不均衡が懸念されたこと、加えて、択一試験を廃止し、法学検定試験委員会「法学既修者試験」の成績の提出を必須としなくても、本法科大学院では、競合する法科大学院に比して論述試験の試験時

間を長く設定しており、既修者としての資質を判断するには十分であると考えられたことによる。なお、択一試験を廃止した影響で、従来の択一：論文：書類審査の配点の割合が著しく変化しないよう、書類審査の配点を下げることとした。

なお、2017年度の飛び入学制度の要件の変更については、出願資格に関わるものであって、既修者試験については他の受験者と同じ選抜基準で選抜された。

2018年度入試

〈夏入試日程〉定員：140名

入試日程	2017年8月26日	2017年8月27日
10:00-12:00	民法	民事訴訟法、刑事訴訟法 (2科目を同時限内に実施)
13:30-15:00	刑法	
16:30-17:30	憲法	

〈法学既修者認定試験日程（冬）〉

入試日程	2018年1月13日
9:00-11:00	民法
11:30-13:00	刑法
14:00-15:00	憲法
15:30-17:30	民事訴訟法、刑事訴訟法 (2科目を同時限内に実施)

配点	民法	刑法	憲法	民訴法	刑訴法	合計
論文	150	90	60	60	60	420
計	150	90	60	60	60	420

2-1に記載したとおり、2018年度入学者選抜から学部3年次生特別入試枠における入試選抜を実施した。同枠による入試選抜は、未修者認定のみに関わるものであって、この枠の合格者のうち希望者には、法学既修者認定試験を受験する機会を与え、これには法学既修者試験を代用することとした。

【平成 30 年度(2018 年度)入学者選抜以降】

2019 年度入試

〈夏入試日程〉 定員：140 名

入試日程	2018 年 8 月 27 日	2018 年 8 月 28 日
10:00-12:00	民法	民事訴訟法、刑事訴訟法 (2 科目を同時限内に実施)
13:30-15:00	刑法	
16:30-17:30	憲法	

〈法学既修者認定試験日程 (冬)〉

入試日程	2019 年 1 月 12 日
9:00-11:00	民法
11:30-13:00	刑法
14:00-15:00	憲法
15:30-17:30	民事訴訟法、刑事訴訟法 (2 科目を同時限内に実施)

配点	民法	刑法	憲法	民訴法	刑訴法	合計
論 文	150	90	60	60	60	420
計	150	90	60	60	60	420

2-1 に記載したとおり、2019 年度入学者選抜から、学部 3 年次特別入試枠を冬入試にも設け、実施することとし、この冬入試の合格者にも法学既修者認定試験を受験できることとした。また、この枠の未修合格者(夏)のうち、法学既修者認定試験(夏・法学既修者試験で代用)で既修認定されなかった者については、法学既修者認定試験(冬)に再チャレンジする機会を認めることとしたが、その理由は、3 年次生で受験する者については、夏入試の段階では、法学部等における法律科目の履修が未だ半ばであり、法律科目の学修が進展する期間を考慮して、約半年後の再チャレンジを認めることとしたものである。

以上のとおり、この枠による入試選抜は、未修者認定のみに関わるものであって、この枠の合格者のうち希望者が受験できる法学既修者認定試験については、夏入試については法学既修者試験が代用されること、また冬入試については既に実施している人材発掘入試の合格者に対する法学既修者認定試験と同一のものとして、既修者としての質の確保を図った。なお、2016 年度入試から実施した「人材発掘」入試合格者に対する既修者認定に

については、夏の既修者試験と同水準の試験問題を課し、同じ時間の試験時間を設定した（夏入試は2日間、冬入試は丸1日での試験実施のため、実際には夏の既修者試験よりも厳しい条件を課している）。可否判定においても、夏の既修者試験の問題と難易度が同程度となるようにした上で、夏の既修者試験の最低合格点と平仄を合わせるなど、夏の既修者試験合格者と遜色のないよう、十分な配慮の下実施してきた。

2020 年度入試

〈夏入試日程〉定員：140 名

入試日程	2019 年 8 月 24 日	2019 年 8 月 25 日
10:00-12:00	民法	民事訴訟法、刑事訴訟法 (2 科目を同時限内に実施)
13:30-15:00	刑法	
16:30-17:30	憲法	

〈法学既修者認定試験日程（冬）〉

入試日程	2020 年 1 月 11 日
9:00-11:00	民法
11:30-13:00	刑法
14:00-15:00	憲法
15:30-17:30	民事訴訟法、刑事訴訟法 (2 科目を同時限内に実施)

配点	民法	刑法	憲法	民訴法	刑訴法	合計
論 文	150	90	60	60	60	420
計	150	90	60	60	60	420

2021 年度入試

〈夏入試日程〉定員：140 名

入試日程	2020 年 8 月 22 日	2020 年 8 月 23 日
10:00-12:00	民法	民事訴訟法、刑事訴訟法 (2 科目を同時限内に実施)
13:30-15:00	刑法	
16:30-17:30	憲法	

〈法学既修者認定試験日程（冬）〉

入試日程	2021 年 1 月 9 日
9:00-11:00	民法
11:30-13:00	刑法
14:00-15:00	憲法
15:30-17:30	民事訴訟法、刑事訴訟法 (2 科目を同時限内に実施)

配点	民法	刑法	憲法	民訴法	刑訴法	合計
論 文	150	90	60	60	60	420
計	150	90	60	60	60	420

【令和 4 年度(2022 年度)入学者選抜】

本年度夏から実施される 2022 年度入学者選抜については、法曹コースに伴う入試制度改革のため特別選抜が実施されることとなった。本法科大学院では、2 年以上前から、主として入試委員会において特別選抜入試の実施に向けた入試改革制度の構築に向けて検討を始め、下記のとおり決定し、実施することとした。なお、既に記載したように、募集人員は、特別選抜のうち、5 年一貫型が 40 名、開放型が 40 名、一般選抜のうち、法学既修者試験が約 80 名、法学未修者試験が約 40 名の合計 200 名である。

ア 特別選抜(5 年一貫型)

5 年一貫型選抜については、法曹養成連携協定に基づき、設置された連携法曹基礎課程に登録している者を対象とするところ、2022 年度入試の時点での対象となるのは、以下の条件を満たす者である。

- ・ 学部の 3 年次又は 4 年次に在学中であり、本法科大学院と法曹連携協定を締結した学部の法曹コースに登録している者
- ・ 2022 年 3 月に法曹コース修了見込みの者
- ・ 2022 年 3 月に大学を卒業見込みの者
- ・ 本法科大学院との間で締結した法曹連携協定書に記載する必要な科目(選考対象科目)の単位を修得していること

熊本大学 法学部	公法特論Ⅰ、公法特論Ⅱ、民事法特論（民法）、民事法特論（商法）、民事法特論（民事訴訟法）、刑事法特論Ⅰ、刑事法特論Ⅱについて単位を修得していること。
西南学院大学 法学部	応用法律学（憲法）、応用法律学（民法）、応用法律学（刑法）、応用法律学（商法）、応用法律学（民事訴訟法）、応用法律学（刑事訴訟法）、行政法総論、行政救済法の8科目について単位を修得していること。ただし、行政法分野は、行政法総論または行政救済法のいずれか1科目について単位を修得していれば足りる。
明治学院大学 法学部	専門演習A（民）、専門演習A（刑）、専門演習B（憲）、専門演習B（民）、専門演習C（会社）、専門演習C（民訴）、専門演習C（刑訴）、行政法1－1、行政法1－2、行政法2－1の10科目のうち、憲法、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各分野から、少なくとも各1科目以上について単位を修得していること。
早稲田大学 法学部	応用憲法、応用民法Ⅰ、応用民法Ⅱ、応用刑法Ⅰ、応用刑法Ⅱ、応用会社法Ⅰ、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、応用民事訴訟法Ⅰ、応用刑事訴訟法Ⅰの10科目のうち、憲法、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各分野から、少なくとも各1科目以上について単位を修得していること。

5年一貫型選抜の対象者となる者については、法曹コースの成績を含めた書類審査のみで可否を判定することとなる。

以上の5年一貫型選抜の対象者と選抜方法、日程、手続、出願書類等については、2021年4月下旬に本法科大学院HPにて公表した上で、入試説明会でも説明し、5月下旬配布を開始した「2022年度入学者選抜試験要項」に記載して、入学志願者らに周知を徹底している。

イ 特別選抜（開放型）

開放型選抜については、法曹コースの成績に加えて、民法・刑法・憲法の3科目の法律科目の論述試験を実施するにより、法学既修者としてふさわしい知識・能力を判定するとともに、書類審査により入学志願者の適性や能力を総合的に判定することとした。

開放型選抜の対象となる者は以下の条件を満たす者であり、協定先でない

認定法曹コースからの入学志願者も以下の条件を満たす限りで対象者に含まれる。

- ・学部の3年次又は4年次に在学中であり、法曹コースに登録している者
- ・2022年3月に法曹コース修了見込みの者
- ・2022年3月に大学を卒業見込みの者

この開放型選抜の定員のうち、2名を「地方枠」（推薦枠）として、地方大学出身者を対象とした専願枠を設けて、多様な人材の確保を図ることとした。

以上の開放型選抜の対象者と選抜方法、日程、手続、出願書類、地方枠の専願等についても、2021年4月下旬に本法科大学院 HP にて公表した上で、入試説明会でも説明し、5月下旬から配布を開始した「2022年度入学者選抜試験要項」に記載して、入学志願者らに周知を徹底している。

ウ 一般選抜（法学既修者試験）

一般選抜（法学既修者試験）については、従来の論述試験科目に商法を追加して、民法・刑法・憲法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法の6科目の論述試験を実施することに改めるとともに、民法・刑法・憲法の3科目については、特別選抜（開放型）の論述試験と共通して、実施することとし、志願者全員に論述試験と書類選考を行うこととした。

以上の法学既修者試験の選抜方法、日程、手続、出願書類等についても、2021年4月下旬に本法科大学院 HP にて公表した上で、入試説明会でも説明し、5月下旬から配布を開始した「2022年度入学者選抜試験要項」に記載して、入学志願者らに周知を徹底している。また、新たに論述試験に加わった商法については、サンプル問題と問題の趣旨を5月中旬から HP で公開して、受験生の便宜を図ることとした。

（2）基準・手続の公開

法学既修者の選抜基準・手続きは明確に規定するとともに、全て十分な余裕をもって「入学者選抜試験要項」や本法科大学院 HP において適切に公開し、そのとおりに実施した。また、論述試験の出題内容は、配点、出題趣旨と合わせて、それぞれの選抜試験の合格発表後に HP で公開している。さらに、一般入試説明会において過去に出題した論述問題の一部を受験者に向けての解説を行っており、2020年度は、Youtube の本法科大学院公式チャンネルにも過去問解説をアップロードしている。

(3) 既修者選抜の実施

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2017 年度	627	286	2.01
2018 年度	669	326	2.05
2019 年度	658	342	1.92
2020 年度	644	336	1.92
2021 年度	629	329	1.91

		入学者数	うち法学 既修者数
2017 年度	学生数	112 人	66 人
	学生数に対する割合	100%	58.93%
2018 年度	学生数	136 人	90 人
	学生数に対する割合	100%	66.18%
2019 年度	学生数	182 人	121 人
	学生数に対する割合	100%	66.48%
2020 年度	学生数	173 人	134 人
	学生数に対する割合	100%	77.46%
2021 年度	学生数	160 人	128 人
	学生数に対する割合	100%	80.00%

法学既修者の入学者数は、法科大学院全体の志願者数の減少に伴い、減少傾向にある。その中で、本法科大学院においては、入学者の質を確保すべくこれまで一定の競争倍率を維持した上で、合格者を選抜しており、この5年間についても概ね2倍前後を維持している。また、本法科大学院では、これまで、既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態は生じておらず、入学選抜の公正さや公平さに対する投書やクレームは寄せられていない。

(4) 特に力を入れている取り組み

入試説明会等で十分な説明を行い、WEB サイトやパンフレットでも受験生に正確な情報提供をしてきた。なお、対面で実施した(コロナ禍前の)2020 年度入試の説明会とコロナ禍中で実施した 2021 年度入試の説明会の実施状況は、以下のとおりである。

【2020 年度入試（2019 年度中に説明会を実施）】

開催日	会場	内容
4 月 20 日	明治大学駿河台キャンパス	個別相談（法科大学院協会「ロースクールへ行こう！」）
5 月 21 日	早稲田大学 8 号館	全体説明会・個別相談
5 月 25 日	辰巳法律研究所（東京本校）	個別相談（予備校説明会）
6 月 2 日	早稲田大学小野講堂	全体説明会・個別相談
6 月 8 日	早稲田大学井深ホール	資料参加（当校大学院共通説明会）
6 月 15 日	阪急うめだホール	資料参加（新聞社説明会）
6 月 16 日	TKP ガーデンシティ御茶ノ水	個別説明会・個別相談（新聞社説明会）
6 月 23 日	梅田スカイビル	資料参加（新聞社説明会）

上記以外にも、上述の趣旨から地方大学での説明会や各大学への資料の送付等、積極的に広報活動に努めた。

【2021 年度入試（2020 年度中に説明会を実施）】

開催日	実施方法	内容
6 月上旬	入試概要説明動画（事前収録）を共有	新潟大学、信州大学、国士舘大学、國學院大学、静岡大学、愛知学院大学、鹿児島大学
6 月 15 日	本法科大学院公式 You Tube チャンネル	一般入試説明会 過去問解説（民法・刑法）
6 月 17 日	Zoom	明治学院大学向け説明会 （入試概要説明＋質疑応答）
6 月 18 日	Zoom	熊本大学向け説明会 （入試概要説明＋質疑応答）
6 月 19 日	Zoom	西南学院大学向け説明会 （質疑応答）
6 月 20 日	Zoom	立教大学向け説明会 （入試概要説明＋質疑応答）
6 月 23 日	Zoom	早稲田大学法学部向け説明会 （入試概要説明＋質疑応答）
7 月 1 日	Zoom	四国周辺大学合同説明会 （入試概要説明＋質疑応答）

【2022 年度入試（2021 年度中に説明会を実施）】

開催日	実施方法	内容
4 月 24 日	Zoom	法科大学院協会主催 「ロースクールへ行こう！！」 全国キャラバン (入試概要説明＋質疑応答)
5 月 8 日	Zoom	立教大学向け説明会 (入試概要説明＋質疑応答)
5 月 26 日	Zoom	明治学院大学向け説明会 (入試概要説明＋質疑応答)
5 月 31 日	Zoom	早稲田大学法学部向け説明会 (入試概要説明＋質疑応答)
6 月 2 日	Zoom	西南学院大学向け説明会 (入試概要説明＋質疑応答)
6 月 6 日頃	Zoom	立教大学向け説明会 (入試概要説明＋質疑応答)
6 月 23 日	本法科大学院公式 You Tube チャンネル	一般入試説明会 過去問解説（民法・刑法）
6 月 19 日	愛知学院大学内	愛知周辺大学合同説明会 (入試概要説明＋質疑応答)
6 月 20 日	TKP ガーデンシティ御茶 ノ水	読売新聞社主催 合同説明会・個別相談
6 月 25 日	Zoom	熊本大学向け説明会 (入試概要説明＋質疑応答)
6 月 30 日	Zoom	四国周辺大学合同説明会 (入試概要説明＋質疑応答)
6 月 30 日	Zoom	四国周辺大学合同説明会 (入試概要説明＋質疑応答)
6 月中	入試概要説明動画(事前 収録)を共有	鹿児島大学、國學院大學、国際 基督教大学、国士舘大学、静岡 大学

(5) その他
特になし。

2 点検・評価

既修者認定試験の選定基準・手続きの策定、実施についても、従来の既修者認定試験のノウハウをもとに、公平性・公正さを損なわないよう綿密に計

画し、十分に余裕をもって準備を進め、選抜が適切に実施している。

また、特別選抜の実施に伴う 2022 年度入学者選抜に向けての入試改革にあたっては、文部科学省により特別選抜の基本枠組みが発表される以前の早い段階から、予想される制度枠組みを想定しながら、しかるべく時期が到来すれば適正な選抜・認定を速やかに決定できるよう入念な検討を重ねてきた。その結果、特別選抜、一般選抜(法学既修者試験)はともに、既修者選抜、既修単位認定の基準および手続が、法曹に必要とされるマインドとスキルを身につけ得る者を選抜するのに相当と考えられる選定基準を作成し、手続き面についても適切な体制を整えることができたと考えている。5 年一貫型選抜においては、協定校との間で選考対象科目を選定するにあたり、事前に憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法分野を担当する教員を中心に十分な検討を行った上で決定し、連携協定校間で格差が生じないよう調整を図ることにより、また、開放型選抜については、協定先の法曹コースからの入学志望者と協定先でない法曹コースからの入学志願者のいずれについても、同一の条件を満たせば対象者とするることにより、公平、公正さを確保している。さらに、一般選抜における法学既修者試験については、商法を追加することにより、既修単位を認定する科目についてはすべて論文試験を課すことを原則とする要請を満たすものとした。

同時に、入試の選抜方式の変更に対する入学志望者・受験者への影響をできる限り最小限にとどめ、かつ円滑な受験準備を進められるよう、選抜基準および選抜手続を明確に規定し、かつ早い段階で適切に公表し、WEB サイト、入試要項、大学説明会等を通じて受験者に広報している。あわせて、志願者の受験勉強に資するよう、「過去問題」と「出願の趣旨」を HP に公開したり、一部過去問の解説を入試説明会時に実施し、コロナ禍の 2020 年からは Youtube で動画配信したりするなど、公開方法についても工夫を重ねながら、受験者ファーストな情報提供も行っている。さらに、2022 年度法学既修者試験に新たに追加された商法のサンプル問題を作成・公開して、受験者に配慮している。

なお、「人材発掘」入試および「学部 3 年次生特別入試枠」入試の合格者のうち希望者に対して実施した「法学既修者認定試験」(なお、法曹コース向け入試制度改革に伴い 2022 年度から廃止)においても、配点や論述試験方法について、夏入試では法学既修者試験を代用し、冬入試では法学既修者試験の方式に準拠した既修者認定試験を実施して、夏入試との間で公平性・客観性が損なわれないよう、夏入試における入試結果を一定程度参照するなど、入学後の授業運営に支障を来さぬよう、常に十分な配慮の上で入試選抜を実施してきたという経緯もある。

3 自己評定

A

[理由]

上記 2 に記したとおり、法科大学院志願者数が全国的に減少傾向にある中で、特別選抜導入前から入試制度の見直しを重ね、積極的に入試広報活動を実施するという不断の努力を重ねた結果、既修者認定試験の競争倍率

と既修者入学者は一定水準を維持していると評価できる。さらに、特別選抜を導入するための入試制度改革にあたっても、早い段階から着々と準備を重ね、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続および既修単位認定基準・認定手続を明確に規定し、適切に公開したと評価できる。

4 改善計画

2021 年の「特別選抜」入試の導入に伴い、既修者選抜についても今後の状況に応じて適切に対応していくことが求められることが予想される。今後も、入試状況の推移をみて、さらなる改善の必要性等について検討していく予定である。

2－3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

(評価基準) 入学者の選抜にあたり「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」を入学させるよう適切な努力をしていること。

(注)

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

本法科大学院の入試における定義は、次のいずれかに該当する（見込）の者である。

- ア 法学以外の分野の学位（学士、修士、博士、専門職）を取得したことがある者または入学時点までに取得見込の者。
- イ 「学士（法学）」の学位しか取得していない者または入学時点までに取得見込の者でも、学位取得時点で、修得単位のうち、専門科目における法律科目の単位数が過半数に達しない者。

(2) 実務等の経験のある者の定義

出願時点において、官公庁・会社等における勤務経験、自営業、主婦・主夫等、通算して2年以上の社会経験を持つ者。

なお、出願時点において2年以上の社会経験を要求するのは、入学時において、最終学歴卒業後3年を経過していない者が含まれないこととする趣旨である。

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は 他学部出身者
入学者数 2017年度	112 人	12 人	8 人	20 人
合計に対する 割合	100.0%	10.7%	7.1%	17.9%
入学者数 2018年度	136 人	13 人	12 人	25 人
合計に対する 割合	100.0%	9.6%	8.8%	18.4%
入学者数 2019年度	182 人	33 人	19 人	52 人
合計に対する 割合	100.0%	18.1%	10.4%	28.6%
入学者数 2020年度	173 人	22 人	14 人	36 人
合計に対する 割合	100.0%	12.7%	8.1%	20.8%
入学者数 2021年度	160 人	19 人	7 人	26 人
合計に対する 割合	100.0%	11.9%	4.4%	16.3%
5年間の入学 者数	763 人	99 人	60 人	159 人
5年間の合計 に対する割合	100.0%	13.0%	7.9%	20.8%

(4) 多様性を確保する取り組み

法学未修者の司法試験合格率が全国的に低迷する中、他学部出身者や社会人の受験生が減少し、従来の入学者選抜による学生の多様性確保は徐々に困難になっていった。そこで、本法科大学院は、熟慮を重ねたうえ、創設時からの入試制度を改革し、2011年度入試より、法学未修者と法学既修者をそれぞれ個別に選抜する外部振分方式に転換し、法学未修者(3年標準課程)コースに社会人・法学部以外の学部出身者の優先選抜制度(15名を目途)を設けて入口における多様性の確保を目指すことにした。また、2015年度から、加算プログラムの一環として、全国を8ブロックに分けて、各地域からの法曹希望者の支援をするため、優先枠を設け奨学金の優先的給付を行っている(「地方で活躍する法曹養成支援プロジェクト」)。さらに、昨今の法科大学院に対する志願者数が減少していることに鑑み、2015

年度入試から通常の入試（いわゆる夏入試）のほかに、従来の選抜試験ではもれてしまう有為な人材を発掘する目的で面接と書類審査による「人材発掘」²入試制度（いわゆる冬入試）を実施し、2016 年度入試以降からは、後者の合格者のうち既修者試験合格者には既修者コースに入ることができるよう振分け方式も採用した。しかし、法科大学院改革により 2020 年から法曹コースが開始されたことから、2022 年度入試では特別選抜入試制度が実施される予定となったため、それに伴い、複数入試制度の実施の煩雑さ、人材発掘入試志願者数の低迷などの諸事情を考慮して、人材発掘入試を廃止することとした。多様な人材獲得の維持は、本研究科入試での志願者数の減少の上げ止まりもあり、社会人・他学部出身者の優先選抜制度を維持することで可能であると考える。

（５）特に力を入れている取り組み

入試説明会等で、入学者の多様性を重要な理念としていることを強調するとともに、WEB サイトやパンフレットでもその点について情報提供をしている。また、加算プログラムにおける女性法曹輩出促進プロジェクトも活発に実施しており、女性法曹の道を目指す者の発掘にも力を入れている。

（６）その他

2012 年度入試より、法学士の学位を有する英語の実力がある者について、交換留学協定を締結した海外のロースクールに交換留学生として優先的に派遣する「交換留学生優先枠（LL.M. コース）」を設けている。

２ 点検・評価

本法科大学院では、2015 年度入学者選抜から「人材発掘」入試という新たな制度を設ける等入学者の多様性を確保するために積極的な取組を行ってきた。同時に、未修者や社会人向けパンフレットをそれぞれ作成し、広報活動にも力を入れるなど、入学者の選抜にあたり「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」を入学させるよう努力を続けてきた。その成果があらわれたのか、2019 年度入試における入学者全体に対する割合は、いったんは 28.6%と向上したものの、それ以降は再び低下傾向に転じ、直近の 2021

² 「人材発掘」入試は、当初、地方在住者や勤務の不規則な社会人の積極的な受験を期待する観点から、本学を試験会場とした小論文等の試験は行わずに、適性試験の小論文と書類審査のみの選抜を実施してきたが、2019 年度以降、すべての入学者選抜において適性試験の成績の提出を必須としないこととしたことに伴い、「人材発掘」入試においては、それまでの適性試験の小論文に代えて、面接試験を実施することとなった。この面接試験においては、面接官 2 名が約 20 分の個別面接を実施し、出願時に提出を求めた「人材発掘」入試申述課題に対する申述書（法律の専門知識・能力を問う問題ではなく、社会生活上で起こりえる様々な問題についての一般的素養、社会常識、論理的解決力、その他異なる意見に対する対応力をみる問題を作成・出題している）の内容について質疑応答する過程を審査し、社会人を含めた多様なバックグラウンドをもつ受験生から法曹としての適正を有する者を発掘しようとする意図があった。

年度入試における入学者全体に対する割合は、直近5年間の中で最低の16.3%という低い数字に終わり、全国的な減少傾向に逆らうことが難しいことが判明した。法曹コース開設の下特別選抜入試制度が実施される2022年度入学者選抜より、諸事情を考慮して「人材発掘」入試は廃止することとしたが、法科大学院志願者数が全国的に減少傾向にあり、法学以外の分野における優位な人材の確保が極めて難しい状況にある中で、常に新しい取組みや広報活動を実施して、果敢に改善に取り組んできた姿勢は積極的に評価してよいと考える。また、「人材発掘」入試の廃止により、多様なバックグラウンドを持つ有為な人材を受け入れようという理念自体を否定したわけではない。この理念は、社会人・他学部出身者の優先選抜制度を維持することで実現できると考えており、引き続き本法科大学院の入試制度の中心理念の一つである。

3 自己評定

A

[理由]

上述2のとおり、入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」や「実務等の経験のある者」の割合は近年伸び悩んでいたところ、これらの者を入学させるよう適切な努力を続けたことにより、いったんは2019年度入試における入学者全体に対する割合がいったんは向上した点を踏まえ、その後は減少傾向にあるものの、過去5年間の割合は2割を超えていることから、Aと評価した。

4 改善計画

「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」についても、恒常的に一定数の入学者を確保できるよう、既存の入試制度を検証し、必要に応じて、さらなる改革を検討してゆきたいと考える。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

（評価基準）法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

（注）

- ① 専任教員が12人以上おり、かつ収容定員（入学定員に3を乗じた数）に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。
- ② 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。
- ③ 法科大学院に必ず置くこととされる専任教員は、教育上の支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、学部の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員が兼ねることができる。
- ④ 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。
- ⑤ 専任教員の半数以上は教授であること。

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

学生収容定員数：600名（1年次200名、2年次200名、3年次200名）

専任教員総数：49名³

専任教員の数 は 49 名（内、専任教員 40 名、任期付専任教員 9 名）であり、法令による必要専任教員数を満たしている。また、兼任教員 37 名、兼任（非常勤）教員 59 名で、教員数の合計は 145 名である。

専任教員の適格性については、専任教員の採用時においては、「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」⁴にしたがって、審査委員会が専任教員候補者の適格性についての実質審査を行い、その審査報告に基づき教授会において最終判断を行っている。審査においては、担当科目を教えるにふさわしい教育能力があるかどうかを、研究業績あるいは実務経験だけでなく、教育実績を含めて多角的に審査している。また、派遣裁判官教員あるいは派遣検察官教員についても、司法研修所等での教官経験など教育経験のある者の派遣を要請している。

³ 別紙資料「教員一覧」、「教員個人調書」

⁴ 別紙資料「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」

(2) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

入学定員が 200 人以上

公法系の分野 4 人、刑事系の分野 4 人、民法に関する分野 4 人、商法に関する分野 2 人、民事訴訟法に関する分野 2 人

	公法系		民 法	商 法	民事訴訟法	刑事系	
	憲 法	行 政 法				刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	4 人		4 人	2 人	2 人	4 人	
実員数	2 人	3 人	7 人	5 人	5 人	5 人	4 人

先端・展開科目の専任教員数は、刑事政策 1 名、労働法 1 名、独占禁止法 1 名、知的財産法 1 名、国際関係科目の専任教員数は 4 名、基礎法科目の専任教員数は 2 名、外国法科目の専任教員数は 2 名、実務系科目の専任教員数は 8 名である。

(3) 実務家教員の数及び割合

専任教員 49 名のうち、実務家教員は 8 名である。実務家教員については、「任期付き専任教員の身分変更に関する法務研究科細則」⁵および「派遣教員の嘱任に関する法務研究科細則」に定める資格要件および手続にしたがって審査が行われ、実務経験が十分に豊富な教員を採用している。

また、実務家教員が法律基本科目を担当する場合は、採用時に研究者教員と同じ基準による審査を行っている。

(4) 教授の数及び割合

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	45 人	4 人	49 人	7 人	1 人	8 人
計に対する割合	91.8%	8.2%	100%	87.5%	12.5%	100%

(みなし教員は 3 名)

自己点検実施年度の 5 月 1 日現在の数（予定を含む）。

⁵ 別紙資料「任期付き専任教員の身分変更に関する法務研究科細則」

(5) 特に力を入れている取り組み

専任教員については、法科大学院として最も高度な教育を実践すべく、優秀な教員の獲得に努めている。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

評価基準（注）①につき、学生 600 名に対して求められる専任教員数は 40 名であるところ、本法科大学院の専任教員総数は 49 名であるから、教員人数の割合は基準を充たしている。教員の適格性については、「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」、「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」、「任期付き専任教員の身分変更に関する法務研究科細則」および「派遣教員の嘱任に関する法務研究科細則」に定める資格要件および手続にしたがって審査が行われており、問題点はない。

評価基準（注）②につき、法律基本科目毎にみても、適格性ある専任教員の必要数をすべて満たしている。

評価基準（注）③につき、本法科大学院の専任教員のうち、学部の専任教員を兼務している者は 1 名（刑事政策担当）であるが、これを除いても評価基準（注）①②を満たしている。

評価基準（注）④につき、5 年以上の実務経験を有する専任教員数は 8 名であり、これは本法科大学院の必要専任教員数 40 名の 2 割に相当する。

評価基準（注）⑤につき、本法科大学院は専任教員 49 名のうち 45 名が教授であり、半数以上を占めている。

3 自己評定

適合

[理由]

本法科大学院の教員体制・教員組織は評価基準（注）①～⑤をすべて満たしており、評価基準に適合していると判断される。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。ただし、本法科大学院の財政赤字を理由に、大学理事会の措置として 2020 年度から新規の人事が凍結されており、現状の教育体制を維持することができるかが今後の課題である。

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

本法科大学院における人事は、十分な数の専任教員を確保するために、研究科人事委員会が、法科大学院設置基準、同認証評価基準および研究科が設置する科目等に照らして策定した人事計画により、具体的条件を提示して、候補者の推薦を求める研究科内公募の形式を採っている⁶。昇任については、「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」により、「審査委員会」を構成し審査するものとされている。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

各科目の教員で構成する懇談会において、常に全国の法学教員の業績動向に目を配っており、人事委員会との連携を密にして優秀な教員を採用すべく努めている。

研究者を目指す法科大学院生のため、「研究論文指導」や「ペーパー・オプション」、「外国法」等の科目を設置している。さらに、本法科大学院で法務博士（専門職）の学位を取得した者が、法学部の助手や本法科大学院の講師（任期付き）を経て、本法科大学院の専任教員となるキャリアパスの仕組みも設けられている。また、一定のGPAを満たして本法科大学院を修了した者は、本学法学研究科の博士後期課程における自己推薦入試を受験することも可能である。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

教員の採用については、「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」、昇任については、「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」をそれぞれ定めており、これらに基づいて教員の採用および昇任を適切に行っている。

教員の能力の維持・向上については、FD委員会主催の教員研修会を定期的に開催し、教員相互の研鑽に務めている。同研修会では、本法科大学院の修了生を招いてスピーチをしてもらうこともあり、学生の要望や意見を知る機会としても活用している。最近の取り組みにおいては、公法、刑事法、民事法の各グループに分かれ、実体法と手続法の担当教員間で、相互

⁶ 「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」第9条、第11条

の授業方法の現状と課題について意見交換を行うなど、工夫も見られる。

(4) 特に力を入れている取り組み

教員の教育能力の維持・向上については、各科目懇談会の中で、授業で用いる教材の作成、期末試験問題の作成などの過程を通じ、教員間の協力関係を密にして、各教員の教育能力の維持・向上に努めている。

継続的な教員確保に向けた取り組みについては、若手教員の育成に努め、本法科大学院の1期生から教授が誕生しているほか、その後も修了生がコンスタントに助手や講師（任期付き）に採用されており、これらを経て他大学の専任教員となった者が3名いる。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

「現状」において記述した方法により、教員として優秀な人材の確保ができているものと考えられる。次世代を担う教員の育成についても、研究者を目指す法科大学院生のためのカリキュラムを用意するほか、助手や講師（任期付き）を経て専任教員となるキャリアパスの仕組みを設けて、若手研究者の任用・育成に努めている。

3 自己評価

A

[理由]

専任教員の確保や能力の維持・向上のための仕組みが整備されており、それに沿った適切な運用が行われている。また、若手教員の育成のための取り組みも着実に成果を上げている。

4 改善計画

「現状」および「点検・評価」において記述したように、教員としての優秀な人材の確保はできているものと考えているが、教員の年齢構成を考えると、優秀な若手教員の補充・養成が重要な課題である。そのための方策として、助手の制度の見直しを含め、法科大学院修了生の実態により即した研究者養成の体制を整えることを検討している。他方で、2020年度から新規の人事が凍結されており、今後、若手・中堅の教員を適時に確保・補充することができるとは不透明な状況にある。

3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり，バランスが取れている等，法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

1 現状

（1）専任教員の配置バランス

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任()は みなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	63(1)	9	34	30.5	23.1
法律実務基礎科目	23(2)	6	18	27.9	19.3
基礎法学・隣接科目	4(0)	3	3	25.0	6.3
展開・先端科目	29(0)	20	19	14.8	11.4

〔注〕 1. 専任教員には，みなし専任教員を含む。

2. 専任教員とそれ以外の教員の共同授業は，専任教員のクラスとしてカウントする。

3. 専任教員とみなし専任教員の共同授業は，専任教員のクラスとしてカウントする。

4. クラス数及びクラス毎の履修登録者数平均については，開講されていないものはカウントしない。

5. オムニバス科目については，1 科目 1 教員としてカウントする。1 つのクラスを 3 名の教員が毎回担当する場合は，専任教員分だけをカウントする。

6. 慶應義塾大学法科大学院、上智大学法科大学院設置科目（本法科大学院との間の単位互換協定）については，各法科大学院の専任教員は専任教員としてカウントする。なお、慶應義塾大学・上智大学設置科目は除くこととした。

3-1 の表 1 に記載のとおり、憲法 2 名、行政法 3 名、民法 7 名、商法 5 名、民事訴訟法 5 名、刑法 5 名、刑事訴訟法 4 名、刑事政策 1 名、労働法 1 名、独占禁止法 1 名、知的財産法 1 名、国際関係科目 4 名、基礎法科目 2 名、外国法科目 2 名、実務系科目 8 名を有し、科目間の配置バランスは適正である。

(2) 教育体制の充実

上記の充実した専任教員に加え、兼任教員 37 名、兼任教員 59 名を有し、教育体制は充実している。法律基本科目では、専任教員を中心に、授業内容の共通化、水準確保のために共通のシラバスを作成し、授業を行うようにしている。また、定期試験の出題、採点基準についても専任教員、兼担・兼任教員と共に打合せを行いながら、実施している。これは、一部の展開・先端科目（労働法Ⅰ・Ⅱ等）についても同様である。さらに、一部の科目（ジェンダーと法などオムニバス形式の科目）では、研究者教員と実務家教員が連携して教育を行っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

各科目懇談会と法務研究科人事委員会が連絡を密にして、常に各科目担当者の要望に応じた教員構成になるべく努めている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

「現状」において記述したとおり、法律基本科目を担当する各専任教員は、いずれも科目適合性の観点から適格性を充足しているものとする。

法律基本科目に関する各分野について、必要とされる専任教員数は、公法系 4 名、民法に関する分野 4 名、商法に関する分野 2 名、民事訴訟法に関する分野 2 名、刑事法系 4 名以上であり、上記表のとおり、各科目とも必要教員数を充実している。

3 自己評価

A

[理由]

法律基本科目や法律実務基礎科目はもとより、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目にも専任教員が配置されており、バランスの取れた適切な教員配置である。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。なお、今後の教員配置についても、人事凍結の問題はあるものの、中長期的に科目間のバランスを失しないよう計画する。

3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 現状

（1）教員の年齢構成

		39 歳以下	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	計
専任教員	研究者教員	3 人	7 人	5 人	26 人	0 人	41 人
		7.3%	17.1%	12.2%	63.4%	0%	100.0%
	実務家教員	0 人	4 人	2 人	2 人	0 人	8 人
		0%	50.0%	25.0%	25.0%	0%	100.0%
合計		3 人	11 人	7 人	28 人	0 人	49 人
		6.1%	22.4%	14.3%	57.1%	0%	100.0%

年齢は、評価実施年度の 5 月 1 日時点での年齢に基づく。

（2）教員の年齢構成についての取り組み

若手教員の確保については、講師（任期付き）の採用を積極的に進めるとともに、講師（任期付き）から専任教員に採用するキャリアパスを構築している。また、付置機関である法務教育研究センターにおいて、2015 年度から助手を採用することとし、現在 1 名を嘱任（採用）している。これも、若手の実務経験者から研究者を育成するという位置づけをもつキャリアパスのひとつである。

（3）その他

特になし。

2 点検・評価

専任教員の年齢構成については、60 代の専任教員が多く、39 歳以下の専任教員は少ない。今後の人事政策として、39 歳以下の若手研究者教員の補充が課題となると認識している。

3 自己評定

C

[理由]

60 歳以上の教員が過半数を占める状況に至っているが、これについての問題意識は有しており、39 歳以下の若手研究者教員を養成するための方策を講じている。

4 改善計画

専任教員の退職に伴う補充に際しては、39 歳以下の若手教員を積極的に採用することとする。ただし、2020 年度より新規の人事が凍結されており、この補充を十分に行うことができるかは不透明な状況にある。

次世代を担う法科大学院教員の養成を進める。具体的には、助手・講師（任期付き）の制度を見直し、本法科大学院修了者の助手・講師（任期付き）への採用を促進する。

3-5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉

（評価基準）教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

1 現状

（1）教員のジェンダーバランス

性 別	専任教員		兼担・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性	39 人	7 人	49 人	31 人	126 人
	31.0%	5.6%	38.9%	24.6%	100.0%
女性	2 人	1 人	14 人	2 人	19 人
	10.5%	5.3%	73.7%	10.5%	100.0%
全体における 女性の割合	6.1%		16.7%		13.1%

評価実施年度の5月1日現在の数

（2）特に力を入れている取り組み

現在の女性教員の割合の低さは、女性の法学研究者の絶対的な不足という要素があり、やむを得ない面もあるが、それだけに現時点において特に力を入れて取り組むべき課題と考えている。

なお、現在はすでに退任しているものの、2018年度には女性の講師（任期付き）を1名採用しており、若手の女性教員の養成にも取り組んでいる。

（3）その他

特になし。

2 点検・評価

専任教員中、女性が占める割合は6.1%であり、前回（2016年度）の認証評価時の6.6%からほぼ横ばいである。ただし、すでに退任しているものの、2018年度に女性の講師（任期付き）を採用しており、若手の女性教員の養成に努めている。

3 自己評定

C

[理由]

専任教員中の女性比率は 10%未満であるが、若手の女性教員の養成にも注力しており、ジェンダーバランスの改善に向けた努力がされている。

4 改善計画

女性教員の採用について、具体的な改善計画を立て、十分な考慮をしていく予定である。ただし、2020 年度より新規の人事が凍結されており、女性教員の採用を十分に行うことができるかは不透明な状況にある。

3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 現状

（1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

【2021年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	5.0	6.3	6.3	4.1	2.0	2.1	2.0	4.5	0.0	0.0	1 コマ 90分
最 低	0.7	0.4	2.3	2.3	1.0	1.0	0.1	0.1	0.0	0.0	
平 均	2.5	2.3	4.1	3.5	1.6	1.5	1.0	1.4	0.0	0.0	

【2020年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	
最 高	5.0	4.1	6.3	4.1	2.0	2.1	2.1	3.6	0.0	0.2	1 コマ 90分
最 低	0.5	0.5	2.3	3.0	1.0	1.0	0.1	0.1	0.0	0.2	
平 均	2.5	2.2	4.0	3.4	1.4	1.6	1.1	1.4	0.0	0.2	

【2019年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	春学 期	秋学 期	
最 高	5.0	5.1	6.3	5.0	2.0	2.1	2.1	2.0	0.0	0.0	1 コマ 90分
最 低	0.5	0.3	2.3	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0	
平 均	2.6	2.2	3.7	2.8	1.4	1.6	1.1	1.4	0.0	0.0	

- [注] 1 教員が「当該法科大学院」において担当する週当たりの最長、最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載
2 兼任教員については、当該法科大学院において法律基本科目を担当している者のみ記載

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【2021 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	11.1	9.1	7.3	6.0	2.0	2.1	1 コマ 90分
最 低	1.7	1.0	2.3	3.1	1.0	1.0	
平 均	6.4	5.6	4.3	4.5	1.6	1.5	

【2020 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
最 高	10.1	9.1	7.3	6.0	2.0	2.1	1 コマ 90分
最 低	4.0	0.2	2.3	3.0	1.0	1.0	
平 均	6.7	5.9	4.2	4.1	1.4	1.6	

【2019 年度】

授業 時間数	教員区分	専任教員				みなし専任教員		備考
		研究者教員		実務家教員				
		春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
	最 高	11.0	12.1	7.3	8.0	2.0	2.1	1 コマ 90分
	最 低	2.0	2.0	2.3	3.0	1.0	1.0	
	平 均	6.2	6.5	3.9	4.4	1.4	1.6	

[注] 専任教員が「当該法科大学院」及び当該大学の法学部、他学部、他大学（法科大学院を含む）において担当する週当たりの最長、最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載。

(3) 授業以外の取り組みに要する負担

授業以外の会議や業務については、本法科大学院教員の授業負担の大きさに鑑みて、一定の負担軽減の措置がとられている。具体的には、次のとおりである。

教授会は、毎月 1 回、原則 2 時間以内の開催とされている。本法科大学院の運営に関わる委員会（運営委員会、人事委員会、入試委員会など）については、設置を必要最低限に抑えるとともに、開催回数の抑制も考慮さ

れている。大学本部の会議については、委員の選出数等の点で負担軽減が配慮されている。

研究者教員については、上記業務のほか、法学部・法学研究科の入試・論文指導・論文審査・教務関係業務などの負担がある。負担する時間数は個人によって差があるが、本法科大学院の授業に支障はない。

(4) オフィスアワー等の使用

教員は、原則として春学期・秋学期に毎週各 1 コマのオフィスアワーの時間帯を設けて、学生からの質問への対応や学修の指導を行っている。実施にあたっては、多くの場合、メール等での事前予約制をとるなど、各教員の負担が重くなりすぎないように配慮がされている。なお、オフィスアワーが授業の補習として利用されている実態はない。

(5) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、「法務研究科教員の服務等に関する内規」において、「教員は、本学において通年で 16 単位（1 週平均 4 時限（1 時限は 90 分とする））以上の各授業科目および研究指導（以下「授業等」という。）を担当することを原則とし、「通年で 30 単位（1 週平均 7.5 時限）を超えて授業等を担当することはできない」としている。もっとも、本法科大学院の多くの教員が法学部・大学院法学研究科の授業を兼担しており、この制限を超える教員もいる。同内規では、そうした場合には、「通年で 30 単位（1 週平均 7.5 時限）を超えて授業等を担当しなければならないときは、その理由を付して研究科長に申請をしなければならない。研究科長は、教授会の承認を得て、これを許可するものとする。」と定め、やむを得ない場合に限り、これを認めることとしている。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

最も授業負担が重い専任の研究者教員について、他大学・他学部の授業数も含めた直近（2021 年度）の実績をみると、平均の授業時間数は 5.6～6.4 時限となっている。これは、本法科大学院の内規上の上限である 1 週平均 7.5 時限の範囲内であり、多くの教員について担当授業時間数は適切であると考えられる。ただし、10 時限を超えて授業を担当している教員もあり、この点は改善が必要である。

3 自己評価

B

[理由]

多くの教員については担当授業時間数が適切であると考えられるものの、授業担当時間数が基準を超えている教員もあり、本法科大学院の授業の充実という観点から改善を要する。

4 改善計画

教員の授業負担が重いことは十分に認識されているものの、2020年度より新規の人事が凍結されているため、授業負担を軽減するのは容易ではない。当面は、受講者が少ない選択科目を整理・廃止することや、本学法学部教員との協力関係を強化することなどにより改善を図ることとする。

3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1 現状

（1）経済的支援体制

専任教員が個人で行う学術研究を助成するため、個人研究費として年間212,000 円、学会出張補助費として 90,000 円、海外学会出張補助費として110,000 円、複写代補助費として 3,000 円が支給されている。このほか、専任教員が個人または共同で行う研究に対し、大学が助成する特定課題研究助成費（20 万円～400 万円）がある。学会活動を支援するための学会経費補助金・大会開催補助金・懇親会補助金、学術論文掲載料補助費、学術研究書出版制度、講演会に対する補助金などの支援もある。図書費・図書資料費・データベース資料費として、1,849 万円が本法科大学院に予算配分されている。

外部の競争的研究資金の獲得も奨励されており、本学研究推進部が中心となって、競争的研究資金の獲得のための支援体制が構築されている。

（2）施設・設備面での体制

専任教員・兼任教員には個人研究室（21.12 m²）が貸与される。学内 LAN システムが整備されており、図書館のサーバーを経由して全世界の判例や雑誌論文、新聞記事等を検索・印刷することができるほか、「教育研究支援システム」によって、法学研究に必要な国内情報（判例、学術雑誌、法令、新聞・雑誌記事、行政情報等）のほぼすべてに学内・学外からアクセスできる環境が整っている。さらに、図書館も至近距離に位置しており、早稲田大学が誇る膨大な蔵書へのアクセスも容易である。

（3）人的支援体制

教員総数	職員総数	TA の総数
49名	16名	21名

- [注] 1 「教員総数」は、2021年5月1日現在の総数。
2 「職員」とは、学校法人との契約関係に基づき、法科大学院の事務を担当している者を指します。専従者、派遣職員、パート等を含み、雇用形態は問いません。パートの人数は、フルタイムの人数に換算。
3 「TA」とは、教育的配慮の下に、法科大学院の学生に対する教育的補助業務を行う者を指し、その名称を問わない。

教員の研究活動を直接的に支援するためのスタッフとして、職員（専任職員・嘱託職員・派遣職員）16 名が配置されている。

また、多くの時間と労力を必要とする教員の教育活動について人的支援を行うことにより、間接的に研究をサポートする体制もとられている。2020年度は、ティーチング・アシスタント（TA）が延べ 37 名配置され、教材作成や授業補助に当たった。2021 年度は 5,415 時間分の予算が TA に配分されている。

（４）特別研究期間制度

特別研究期間制度が設けられており、2019 年度は 3 名、2020 年度は 4 名が適用を受けて海外・国内の大学・研究機関で研究を行った。この制度の適用者は授業担当を免除され、自身の研究に集中する機会が与えられている。また、海外で特別研究期間を実施するものには 350 万円を上限として旅費・滞在費が支給される。

（５）紀要の発行

本法科大学院および本学法学部の専任教員が会員となっている団体として早稲田大学法学会があり、その機関誌である「早稲田法学」（年 4 回発行）には、厳しい査読を経た質の高い論文が掲載されている。

2016 年度からは、本法科大学院の法務教育研究センターの紀要として、「法務研究論叢」が公刊されている。これは、本法科大学院が関与する講演会やシンポジウムの記録のほか、法務研究科教員および修了生などの研究活動の成果を発表する出版物である。

そのほか、本法科大学院の承認学生研究活動団体が 1 年に 1 回発行する「Law & Practice」は日本で唯一の学生編集法律雑誌であり、本法科大学院の専任教員もこれに寄稿し研究成果を公表することが可能である。

（６）特に力を入れている取り組み

特になし。

（７）その他

特になし。

2 点検・評価

教員の研究活動をサポートするための経済的な支援は充実しており、施設・設備面での体制も確立している。また、特別研究期間制度は適切に運用されているほか、研究成果を公表するための紀要も複数用意されている。

ただし、人的支援体制については、教員数・学生数に比して職員の数が少なく、十分な支援体制が整備されているとはいえない。

3 自己評定

C

[理由]

教員の研究活動を支援するための経済面・施設面での体制が整備されているものの、人的支援体制は必ずしも十分とはいえない。

4 改善計画

職員の負担を軽減するため、適切な人員配置を大学本部に求めている。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）組織体制の整備

教育内容・教育方法の改善活動の取り組み体制は、前回認証評価時と変わらず、法務研究科規約第14条別表第1で「教授方法・効果（Faculty Development）に関する事項」を所管するとされるFD委員会がその中心に置かれている。同委員会は、2年任期の委員5名からなり、一部の委員を除いて任期満了により交代する。現在、FD委員会の構成は、民事法2名、刑事法1名、公法1名、先端・展開1名である。

また、担当分野毎のFD活動を含めた教学事項に関する組織として、法務研究科規約第14条別表第2に基づき、8つの教学懇談会（「民事法系」、「企業法系」、「刑事法系」、「公法系」、「社会法系」、「基礎法・先端展開系」、「臨床法学・実務基礎系」、「日本法特殊講義」）が設置されている。

（2）FD活動の内容

ア FD委員会の活動

前回認証評価までと同じく、FD委員会は、①FD研修会の実施（各学期1回）、②授業の相互参観（各学期1回）、③受講生による講義評価アンケート（各学期について中間・期末の2回）を企画・実施しており、②の実施状況、③の結果概要については教授会において報告がなされている。なお、FD研修会の実施、授業の相互参観、講義評価アンケートに関する記録は、事務所において保存している。

イ FD研修会の実施

2016年度春学期研修会（2016年9月13日）は、「公法系」、「民事法系」、「刑事法系」の3つの「分科会」に分かれ、それぞれの分科会ごとに、授業の進め方の現状や、平素の問題意識等をめぐって教員間の自由な意見交換を行う、という「分科会」方式で実施された。各分科会においては、冒頭で話題提供者による問題提起がなされ、それをうけて議論が行われた。2016年度秋学期研修会（2017年1月18日）は、担当分野を問わず教員全員を対象とした「全体会」方式で実施された。教員1名（民事法）から、民事実務教育に関するカリキュラムの変更およびコー

ス制について、話題提供が行われ、また、当該年度着任の教員 1 名（裁判官・刑事法）から、本法科大学院のカリキュラム、授業、学生に関する感想等について、話題提供が行われ、それを踏まえて、議論が行われた。2017 年度春学期研修会（2017 年 9 月 13 日、「分科会」方式）では、「民法」、「法曹倫理」、「刑事実務関係」の 3 つの分科会に分かれて、それぞれの分野における授業の現状について話題提供と議論が行われた。2017 年度秋学期研修会（2018 年 1 月 17 日、「全体会」方式）では、アカデミック・アドバイザー（AA）2 名から、AA 制度について話題提供が行われ、それを踏まえて、議論が行われた。2018 年度春学期研修会（2018 年 6 月 20 日、「全体会」方式）では、司法研修所の民事裁判・刑事裁判教官 2 名から、司法修習の現状、司法研修所教育と法科大学院教育との連携等について話題提供が行われ、それを踏まえて、議論が行われた。2018 年度秋学期研修会（2019 年 1 月 16 日、「全体会」方式）では、3 名の教員（弁護士・公法、研究者・民事法、検察官・刑事法）から、本法科大学院の課題および今後に対する期待について話題提供が行われ、それを踏まえて、議論が行われた。2019 年度春学期研修会（2019 年 9 月 11 日、「全体会」方式）では、本法科大学院の修了生であり、授業を担当して 2 年目ないし 3 年目の若手教員（講師（任期付））2 名（民事法、刑事法）から、担当授業における工夫や悩みについて話題提供が行われ、それを踏まえて、議論が行われた。2019 年度秋学期研修会（2020 年 1 月 15 日、「全体会」方式）では、2 名の教員（裁判官・民事法、裁判官・刑事法）から、本法科大学院の課題および今後に対する期待について話題提供が行われ、それを踏まえて、議論が行われた。2020 年度春学期研修会（2020 年 9 月 8 日、「全体会」方式）では、3 名の教員（民事法 2 名、刑事法 1 名）から、春学期のオンライン授業について、工夫した点や反省点について話題提供が行われ、それを踏まえて、議論が行われた。2020 年度秋学期研修会（2021 年 1 月 20 日、「全体会」方式）では、当該年度着任の教員 2 名を含む 3 名の教員（弁護士・先端・展開、検察官・刑事法、裁判官・民事法）から、本法科大学院のカリキュラム、授業、学生に関する感想等や、本法科大学院の課題および今後に対する期待について話題提供が行われ、それを踏まえて、議論が行われた。

ウ 外部研修等への参加

外部の各種研修会等については、各教員にその実施情報を周知し、参加を促すこととしているが、従前から専任教員において参加者は必ずしも多くなく、2016 年度、2017 年度、2018 年度、2019 年度、2020 年度の外部研修参加者はいないようである。

また、本法科大学院においては、随時外部からの見学者を受け入れて

おり、2016 年度には東京弁護士会(2016 年 10 月 27 日、30 名)の来訪・見学、2017 年度には司法研修所(2017 年 5 月 26 日、19 名)、文部科学省高等教育局(2017 年 7 月 4 日、9 名)、文部科学省専門職大学院室・審議官等(2018 年 1 月 11 日、5 名)の来訪・見学、2018 年度には司法研修所(2018 年 6 月 29 日、9 名)、文部科学省高等教育局(2018 年 12 月 6 日、5 名)の来訪・見学、2019 年度には東京弁護士会市民見学会(2019 年 10 月 17 日、26 名)の来訪・見学があった。

エ 相互授業参観

2016 年度、2017 年度、2018 年度、2019 年度、2020 年度も、従来と同様、春学期と秋学期にそれぞれ授業の相互参観期間を設けた。専任教員に対しては、原則として各年度内に少なくとも 1 回は授業の見学をするよう要請している。事務所に届けられているところによると、2016 年度春学期は見学教員数 9 名、被見学授業数は 8 コマ、2016 年度秋学期は見学教員数 9 名、被見学授業数は 8 コマ、2017 年度春学期は見学教員数 11 名、被見学授業数は 11 コマ、2017 年度秋学期は見学教員数 14 名、被見学授業数は 9 コマ、2018 年度春学期は見学教員数 20 名、被見学授業数は 13 コマ、2018 年度秋学期は見学教員数 9 名、被見学授業数は 9 コマ、2019 年度春学期は見学教員数 13 名、被見学授業数は 10 コマ、2019 年度秋学期は見学教員数 6 名、被見学授業数は 6 コマ、2020 年度春学期は見学教員数 30 名、被見学授業数は 27 コマ、2020 年度秋学期は見学教員数 5 名、被見学授業数は 5 コマであった。

(3) FD活動の成果及び成果に結びつかせるための方策・工夫

学生による講義評価アンケートの結果は、後述のように(4-2 1(2))、当該科目の担当教員に通知されている。また、複数のクラスが同時開講されている必修科目においては、当該必修科目の全クラスの平均点も併せて伝えられている。これにより、担当教員は、自分の担当クラスの評価が、当該必修科目の他のクラスとの比較においてどのような位置づけにあるのかを知ることができ、必要に応じて講義方法の修正・改善を図るための手がかりを得ることができる。

相互授業参観においては、見学した教員に対して、見学した授業の感想等を「所見メモ」として提出するよう促している(2016 年度春学期は 8 件、2016 年度秋学期は 9 件、2017 年度春学期は 6 件、2017 年度秋学期は 13 件、2018 年度春学期は 13 件、2018 年度秋学期は 5 件、2019 年度春学期は 6 件、2019 年度秋学期は 4 件、2020 年度春学期は 12 件、2020 年度秋学期は 5 件の所見メモの提出があった)。これにより、相互授業参観は、被見学授業の担当教員にとっても、講義方法の改善等に役立つものとなっている。

FD 研修会においては、その都度、多数の教員が関心を寄せていると思われる

る課題・問題点をテーマとして設定し、また、各回のテーマ設定・報告者の選定に偏りが生じないように工夫がなされている。研修会における報告・議論の内容は、各教員において意識改革や担当授業の改善等に効果を上げているだけでなく、FD 委員会、カリキュラム検討委員会等に持ち帰られて、更なる方策を考える際の検討素材とされている。また、2014 年度から、研修会を「分科会」方式で実施することも試みられているが、これは、当該年度の授業の進め方等について、担当科目・分野を共にする教員間での意見交換やすり合わせを可能にし、当該年度の新規着任教員においても関係分野の授業の現状について他の教員と認識を共有できるような機会を設ける、という趣旨で企画されたものである。

(4) 教員の参加度合い

専任教員全員が FD 活動に参加する場として、FD 研修会が挙げられる。これは、各年度の春・秋学期に 1 回ずつ実施されており、教授会終了後引き続いて行われるため、毎回多数の研究者教員・実務家教員が参加している。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

FD 委員会の構成・組織は適切に行われている。また、同委員会からの教授会での報告等によって、その問題意識は、教授会構成員に共有されている。

FD 研修会については、各学期に 1 回ずつ（年 2 回）必ず実施されている。その実施方式には、「分科会」方式と「全体会」方式がある。「分科会」方式においては、各分野の教員の間で、自由活発で忌憚のない意見交換と問題提起がなされている。また「全体会」方式においては、そのテーマ設定・報告者に偏りが生じないように工夫がなされ、報告者による報告も自身の経験に即した多彩・有益な内容であって、その後の質疑・意見交換も活発である。

これに対し、相互授業参観は、教員の参加率が比較的低調である。その第一の理由としては、法科大学院発足時から相互授業参観を実施しているため、各教員は、自分の担当する種類の科目や関連する科目の授業について既に何度も見学している（場合によっては、既に何度も同じ担当者の講義を見学した経験を持っている）、という点が挙げられる。

（講義評価アンケートについては、4-22 において述べる。）

3 自己評定

B

[理由]

相互授業参観の参加率向上が課題として挙げられる。

4 改善計画

従来、専任教員に対しては、原則として各年度内に少なくとも 1 回は授業の見学をするよう要請してきたが、教授会において見学が教員の義務として正式に定められていたわけではなかった。そこで、2018 年 5 月 16 日法務研究科教授会において、「法務研究科専任教員は、1 年度（春学期および秋学期）の見学期間中、少なくとも 1 度は、他の教員が担当している授業を見学するものとする」との申し合わせがなされた。また、FD 委員会において見学の推奨授業を挙げ、入れ替わりが比較的多い実務家教員に研究者教員の基本科目の見学を促し、研究者教員に実務家教員の実務系科目の見学を促す、FD 委員会から教員に対して、より強く見学をするよう働きかける（例えば、当該年度において見学をしていない教員に対して個別に見学を促す）といった方策を検討すべきものとする。

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）学生による授業等の評価の把握

従前と同様、FD 委員会が主体となり、教育研究支援システムを利用して、WEB 上で、匿名方式による学生アンケートが実施されている。同アンケートは、2009 年度秋学期以降、授業期間中（中間）、授業期間終了直後（期末）の 2 回に分けて実施されており、2016 年度、2017 年度、2018 年度、2019 年度、2020 年度もこの実施方法が踏襲されている。

なお、学生の回答率は、2016 年度春学期中間が 54 パーセント、同期末が 38 パーセント、2016 年度秋学期中間が 46 パーセント、同期末が 42 パーセント、2017 年度春学期中間が 42 パーセント、同期末が 35 パーセント、2017 年度秋学期中間が 31 パーセント、同期末が 33 パーセント、2018 年度春学期中間が 41 パーセント、同期末が 36 パーセント、2018 年度秋学期中間が 35 パーセント、同期末が 33 パーセント、2019 年度春学期中間が 24 パーセント、同期末が 45 パーセント、2019 年度秋学期中間が 44 パーセント、同期末が 33 パーセント、2020 年度春学期中間が 51 パーセント、同期末が 49 パーセント、2020 年度秋学期中間が 44 パーセント、同期末が 42 パーセントであった。基本的に、中間よりも期末の方が、回答率が低くなる傾向が見られる。

中間アンケートは、教員側が早期に授業方法等に改善を施すことができるようにするという趣旨のもと、学期中に実施されているもので、「1 予習課題の量」、「2 授業内容の難易度」、「3 授業内容の量」、「4 事前準備の指示・課題の出し方の適否」、「5 質問への対応の適否」についてそれぞれ 5 段階で評価を問うとともに、無記名の自由記述欄を設け、学生が自由に意見を述べられるようにしている。期末アンケートは、学期末の試験終了後に実施され、「1 学生自身の授業への取り組みの熱心さ」、「2 授業内容の難易度」、「3 授業の内容・進捗がシラバスの記載に適合していたか」、「4 双方向の授業等、学生の参加の機会が与えられていたか」、「5 学生自身にとって良い授業であったか」についてそれぞれ 5 段階で評価を問うとともに、無記名の自由記述欄を設け、学生が自由に意見を述べられるようにしている。

アンケートの結果（数値）は、本法科大学院の設立当初と比べて向上しており、現状では概ね高い評価を維持しているといえる。下表

は、各学期の期末アンケートの質問項目のうち、「5 学生自身にとって良い授業であったか」に寄せられた回答の平均値の推移を示したものである。

年 度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
ポイント (5 点満点)	3.83	4.04	4.01	4.20	4.35	4.21	4.31	4.11	
年 度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
ポイント (5 点満点)	4.16	4.20	4.17	4.19	4.25	4.30	4.30	4.37	4.22

他方、例えば、同一必修科目を担当する教員間において、場合によってその評価に有意な差が見られるということがある。

(2) 評価結果の活用

アンケートの結果は、各質問項目に関する数値、自由記述欄に寄せられた意見・感想等、原則としてそのすべてを担当教員に通知している。必修科目の場合には、当該必修科目の全クラスの平均点を示した表も併せて配布しており、各教員は、自分の講義に寄せられた評価を当該必修科目全クラスとの対比において知ることができるようになっている。また毎回、実施されたアンケートの総合的な分析結果が、教授会において報告・配布されている。

各担当教員には、アンケート結果に対する所感・コメントの提出を求めており、提出された所感・コメントは、教育研究支援システムを通じ、履修学生に対して公表している。

また、同一必修科目を担当する教員間において、その評価に違いが見られるような場合には、FD 委員会と執行部とで相談のうえ、当該教員から話を聞くといった対処をしている。

(3) アンケート調査以外の方法

メーリングリストによる目安箱を設け、学生が研究科執行部に意見、要望を直接伝えることができるようにしている。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

アンケートの回答に見られる学生の満足度は、総じて、比較的高い水準にあると考えられる。また、自由記述欄についても、当該教員や授業のあり方それ自体を激しく批判するような意見は非常に少なくなっている（もっとも、2020 年度春学期は、全面的なオンライン授業の実施との関係で、授業あり方等について批判的な記述がやや多く見られた）。これは、各担当教員がアンケートの結果をうけて、必要に応じて授業の内容・方法等に改善を加えてきた成果だといえる。

また、2009 年度秋学期から始まった、学期中に 2 回アンケートをとるという制度は、学期中のアンケート結果をうけて教員側が行った対応・改善について、学期末に再度アンケートでの評価を受けるというものであり、学生の意見・要望への対応・改善を行う教員のモチベーションを高める方策として機能していると考えられる。

他方、学生によるアンケートへの回答率は、以前と比べるとやや下がってきており、近年では、50 パーセントを超えることは少ない。アンケート制度が始まって一定の年数が経過したため、その間に意見およびそれに対する対応策・改善策が一通り出尽くし、それが近年の回答率の低下の一因となっているのかもしれない。なお、中間アンケートよりも期末アンケートの回答率が低い理由としては、授業が終了した後は、授業の評価について学生の側のモチベーションがあまり高くないことが考えられる。

3 自己評定

B

[理由]

学生によるアンケートへの回答率については、上記のような要因が一応考えられるものの、回答率向上が課題として挙げられる。

4 改善計画

学生にアンケートへの回答を動機づけるには、アンケート結果に対する教員側からの対応等が学生側によく見えるようにすることが不可欠であり、そのためには、引き続き、教員にアンケート結果に対するコメントの提出や、授業内での応答等を強く促していかなければならない。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1)〈科目設定・バランス〉

(評価基準) 授業科目が法律基本科目(基礎科目及び応用科目)、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

- ① 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは、必修や選択必修の構成、開設科目のコマ組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。

具体的には、修了までに「法律基本科目 48 単位以上(そのうち、基礎科目 30 単位以上、応用科目 18 単位以上)」、「法律実務基礎科目 10 単位以上」、「基礎法学・隣接科目 4 単位以上」、「展開・先端科目 12 単位以上(そのうち、選択科目 4 単位以上)」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。[設置基準第20条の3、第23条第2号]

1 現状

(1) 開設科目

2019年度の開設科目は以下のとおりである。法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてが満遍なく開設されている。

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	70	147	31	69
うち基礎科目	24	53	16	37
うち応用科目	46	94	15	32
法律実務基礎科目群	25	50	25	50
基礎法学・隣接科目群	16	32	16	32
展開・先端科目群	108★	213★	0	0
うち選択科目				
自由科目	1	2	0	0

[注 1] 「必修」には選択必修を含む。

[注 2] ★のうち 20 科目、40 単位は、本学他研究科との合併科目あり、★のうち 17 科目、32 単位は、慶應義塾大学法科大学院、上智大学法科大学院設置科目（本法科大学院との間の単位互換協定）である。

[注 3] 法律基本科目応用演習は、各科目を 1 科目としてカウントした。

例：「民法応用演習（秋山）」「民法応用演習（山野目）」で 2 科目

（2）履修ルール

これらの開設科目については、「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」して設定されている。

第 1 に、法律実務基礎科目は、修了までに、必修 4 科目 8 単位（法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、民事実務演習）および選択必修 1 科目 2 単位（科目名は別添資料「2019 年度学科目配当表」参照）、合計 5 科目 10 単位を履修しなければならない。必修 4 科目 8 単位のうち、法曹倫理は 2 年次春学期または 3 年次春学期のいずれかに、民事訴訟実務の基礎は 2 年次春学期に、刑事訴訟実務の基礎は 2 年次秋学期に、民事実務演習は 3 年次春学期に、それぞれ履修するものとされている。また、選択必修 1 科目 2 単位については、1 年次春学期から 3 年次秋学期までに適宜の科目を履修することができる。

第 2 に、基礎法学・隣接科目は、修了までに、選択必修 2 科目 4 単位を履修しなければならない（科目名は別添資料「2019 年度学科目配当表」参照）。これらの科目は、1 年次春学期から 3 年次秋学期までに適宜の科目を履修することができる。

第 3 に、法律実務基礎科目（上記の選択必修 1 科目 2 単位）、基礎法学・隣接科目（上記の選択必修 2 科目 4 単位）、展開・先端科目は、合計 26 単位以上選択して履修しなければならない。したがって、これらの履修単位に上記の法律実務基礎科目の必修 4 科目 8 単位を加えると、履修単位は合計 34 単位以上となり、「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で 33 単位以上」という要件を充足している。

第 4 に、展開・先端科目のうち、選択科目（「倒産法」，「租税法」，「経済法」，「知的財産法」，「労働法」，「環境法」，「国際関係法（公法系）」，「国際関係法（私法系）」）はいずれも開講している。

なお、入学時に十分な実務経験を有する者について、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修できるようにする旨の定めは、設けていない。

（3）学生の履修状況

2018 年度修了生における履修状況（4 科目群ごとの履修単位数の平均）

は以下のとおりである。

憂慮すべきほどの履修状況の偏りは見られない。また、配当学期や時間割の面で学生が現実には偏りなく履修することについて、特に問題は生じておらず、学生からも苦情等は寄せられていない。

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	77.0	72.1
うち基礎科目	33.1	30.0
うち応用科目	43.9	42.1
法律実務基礎科目	15.6	13.3
基礎法学・隣接科目	6.4	5.6
展開・先端科目	13.5	16.5
うち選択科目	7.0	8.4
4科目群の合計	108.7	108.7

(4) 科目内容の適切性

各科目の実質的内容が、当該科目名及び当該科目群に適合しているかについては、教務担当教務主任のほか、カリキュラム検討委員会が検証している。検証の結果によれば、本法科大学院で配置されている各科目の実質的内容は、当該科目および当該科目群に適合しており、特に問題は見られない。また、展開・先端科目に配置している科目において、実質的に法律基本科目の内容を取り扱っている科目もないと判断している。

なお、前回の認証評価において指摘を受けた点については、その後の教授会において変更されている。すなわち、①「国際関係私法基礎」は2017年度より廃止する、②「国際関係公法基礎」は、2017年度より展開・先端科目として開講する、③「家族法特殊講義」は、研究者教員が担当するクラスは法律基本科目として、実務家教員が担当するクラスについては、科目内容の見直しを行い、名称も「家事实務」と変更して法律実務基礎科目とする、④「捜査法」、及び「刑事証拠法」は、いずれも2017年度より法律基本科目とする各変更がされ、現在も変わりはない。

なお、以上の点は、2023年度以降に予定されている新しいカリキュラムにおいても基本的に同様である。

(5) 特に力を入れている取り組み

挑戦する多様な法曹を社会に送り出すという本法科大学院の理念を実現するために、①選択必修である法律実務基礎科目として、各種領域の弁護士実務、エクスターンシップ、臨床法学教育などの多様な科目を設置してい

ること、②極めて多彩な展開・先端科目を設置していること、そして、③これらの科目の履修を学生に積極的に推奨していることが挙げられる。

(6) その他

一部の科目では、司法試験の過去問等を用いた授業を行っている。もっとも、その目的は、当該問題についての解答そのものを検討するのではなく、当該問題から、法曹を目指すにあたってはどのような素養や思考方法が求められているかを知り、それを今後の学修に役立ててもらおうということを中心としていることから「司法試験での解答の作成方法に傾斜した教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせるなど受験技術の指導に偏した教育を行う科目」には当たらない。

2 点検・評価

法律基本科目にとどまらず、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目を満遍なく開設し、さらに、展開・先端科目も積極的に開設している。設置されている各科目の実質的内容は、当該科目および当該科目群にふさわしい内容になっている。そして、この方針は、2023年度以降の新しいカリキュラムにおいても継続することとなっている。

以上によって、学生が、いずれかの科目に偏ることなく、様々な科目をバランスよく履修できるように配慮している。学生の履修状況を見ても、特定の科目群に偏った履修状況は見られない。

3 自己評定

A

[理由]

2の点検・評価の項で述べたことがここでも妥当する。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

5-2 科目構成（2）〈科目の体系性〉

（評価基準）授業科目が適切な体系で開設されていること。

（注）

- ① 「適切な体系」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学修できるように段階的かつ体系的に配置されていることをいう〔設置基準第20条の2第1項〕。

1 現状

（1）科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方，工夫

各科目については、体系性に関して、次のような基本方針を採用し、各種の工夫を行っている。

（ア）法律基本科目

法律基本科目に関しては、法律家にとって必要な法律知識とその運用を効果的に学修するために、各学年において、次の点に留意している。

a 1年次

法律基本科目のうち、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の科目を開設し、これらの領域に関する基礎的な知識・理論を修得するものとしている。

また、2016年度より、文部科学省・法科大学院公的支援見直し加算プログラムに採択された『『未修者教育』システムの改革プログラム』の試行的実施に基づき、選択科目（各2単位）として、民法入門演習2クラス、刑法入門演習1クラスを設置した。その後、同プログラムの正式実施として、上記各入門演習に加えて、2017年度には憲法入門演習1クラス、民事訴訟法入門演習1クラス及び刑事訴訟法入門演習1クラスをそれぞれ設置している。これらの科目は、事例問題や重要判例などを素材にしながら、法的知識をアウトプットする機会を設けるものであり、演習（ゼミ）形式で受講生をきめ細かく指導することを通じて、必修科目と補完し合いながら、学生の学修成果を高めることを狙っている。

b 2年次

第1に、1年次に履修した科目について、総合科目を設置している。これは、1年次に修得した基礎的な知識・理論をより強固なものに

するとともに、法律家として直面する様々な事案に対応するための総合的な能力を身につけることを目的としている。他方で、行政法・会社法については、はじめて学修する者を対象とすることから、1年次の法律基本科目と同様、これらの領域に関する基礎的な知識・理論を修得することを目的としている（なお、会社法について、2021年度以降の新カリキュラムにおいては、1年次に「基礎会社法Ⅰ・Ⅱ」を設置し、そこで基礎的な知識・理論を修得させている。）。

第2に、入学者選抜の改革により法学既修者として入学する者が増えたが、これらの法学既修者の中には、法律基本科目の理解にやや不安を抱えている者も少なくない。そこで、2014年度より、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法の必修科目を増設した（各科目とも、従前の2単位から4単位に増加した）。

第3に、2年次秋学期より法律基本科目応用演習を開設している（一部の応用演習は3年次のみ履修可）。同科目は、法律基本科目および法律実務基礎科目において修得した知識・能力を、文書作成や口頭発表・討論等の方法を通じて一層発展させることを目的とするものである。

この科目の以上のような重要性に鑑みて、2016年度のカリキュラム変更により、2年次秋学期から修了までの間に、法律基本科目応用演習を6単位履修することを必修化した。学生は、この科目の履修により、上記の能力をさらに伸ばすことが期待される。

c 3年次

第1に、3年次春学期は、民法総合Ⅲ、民事訴訟法総合Ⅲ、会社法総合の3つの総合科目を履修しなければならないものとしている。これらの科目は、法律家の素養として重要である反面、取り扱う範囲が相対的に多く、修得のためにはそれなりの時間を要すると考えられることから、2年次の科目における学修内容を踏まえつつ、その内容の確実な定着と一層の応用・発展を狙ったものである。

第2に、2年次の第3で述べた法律基本科目応用演習は、当該科目の基礎的な知識・理論を確認した上で、それを具体的な事案において運用するための能力を養成する場として、3年次の学生が履修するにふさわしい科目であると考えられる。そこで、上述のように、2016年度のカリキュラム変更により、2年次秋学期から修了までの間に、法律基本科目応用演習を6単位履修することを必修化した。

（イ）法律実務基礎科目

法律基本科目において修得した知識・理論と有機的に関連づけなが

ら、法律実務に関する基礎的な素養を身につけるための科目として位置付けている。このことから、科目の配置について次のような配慮をしている。

第1に、2016年度のカリキュラム変更により、民事訴訟実務の基礎は2年次春学期に、刑事訴訟実務の基礎は2年次秋学期に、配当年次・学期を変更した。法律基本科目の学修と実務基礎科目の学修との相乗効果により、これらの科目に対する学生の理解が深まることが期待される。

第2に、加算プログラム実施に伴った2016年度のカリキュラム変更により、法律実務基礎科目として、「民事実務演習」(必修科目/2単位)を3年次春学期に設置することとした。この科目には、模擬裁判プログラムも組み込まれており、全ての学生が法律基本科目で学んだ手続を自ら実践することによって、その手続の持つ意味を確認しつつ、法律基本科目のより深い理解にもつなげていくことを狙っている。なお、2020年度と2021年度は、新型コロナウイルス感染防止の見地から模擬裁判は実施せず、実際に近い民事訴訟事件記録を教材に、争点整理及び事実認定の基本的スキルをオンライン授業等を通じて学修する内容とした。

第3に、法学系の大学・大学院を卒業・修了していない者を主な対象として、法情報調査、法律文書の作成、判例の読み方など、法律学に必要な不可欠な基本的な技法と思考を学ぶための入門科目も設置し、AAによる補助も含めて、学生がこれらの科目を履修して法律学の学修にスムーズに入っていくことができるように配慮している。

(ウ) 基礎法学・隣接科目

基礎法学に関する基本的な素養があつてこそ、法律基本科目において知識・理論に対する理解を深めることができ、また、法律実務基礎科目において実務の素養を健全に修得することができるものと考えられる。このような観点から、基礎法学に関する科目として、法史学、法社会学、法哲学、法思想史、各種外国法の基礎を設置している。

さらに、法律学の伝統的な枠組みにとらわれず、法に隣接する分野・領域にも目を向け、法律家としての活動の範囲を広げることを目的として、複数の隣接科目(法医学、法と公共政策、生命科学と法、法整備支援活動、法と経済学、法と心理学、法律家のための会計学、立法学)も設置している。

(エ) 展開・先端科目

学生の多様な問題意識と将来目指す法曹像に対応するために、民事

系、刑事系、公法系、商事系、国際関係系、先端・展開系、基礎法演習、外国法演習といった多種多様な分野にわたる展開・先端科目を設置している（詳細は『2019年度講義要項』参照）。

このように多種多様な科目を開設しているのは、本法科大学院が「挑戦する法曹」の養成を掲げ、修了生を多様な進路に送り出すことを目標にしているからである。これによって、学生は、将来の多様な法曹像を描きながら、希望する分野の専門知識を体系的・有機的に学修することができるようになっている。また、これらの科目については、本法科大学院の理念との関連性や学生の履修状況を見ながら、随時、新設や見直しを行っている。

（オ）本法科大学院が養成しようとする法曹像等との適合性

本法科大学院は、21世紀の日本の社会が求める「世界に通用するプロフェッション」としての質の高い優れた法曹と法曹資格を持った法律専門職（国際公務員・国家公務員・企業法務担当者・法学的研究者）を、1人でも多く育成し、社会に送り出したいと考えており、そのために、既成の枠にとらわれることなく、その能力を発揮できる「挑戦する法曹」、すなわち、様々な国や文化・階層を超え、多様な価値観のもとに世界の法律問題に正義をもって向き合える、真のプロフェッションとしての「挑戦する法曹」を、目指す法曹像として掲げている。

このような法曹像を実現するための工夫として、（ア）、（イ）の充実した学修プログラムの配置を前提に、上記（ウ）の基礎法学・隣接科目では、法律家としての活動を広げることを目的に、法律学に隣接する科目を複数設置している。また、上記（エ）の展開・先端科目では、最先端の法律問題を扱う科目や専門性の高い分野を扱う科目なども設置して、学生の多様な問題意識と将来目指す法曹像に対応するようにしている。

イ 関連科目の調整等

科目開設の体系性に関する基本的な指針は上記アで示したとおりであり、これらの指針に基づいて、カリキュラム検討委員会および教務担当教務主任が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の間での調整を適宜に行っている。

また、各科目内での調整のうち、どのような科目をいかなる配当学年・学期に置くかについても、カリキュラム検討委員会および教務担当教務主任が調整している。その上で、各科目で具体的にどのような内容を教えるか、科目間（例えば民法総合Ⅰと民法総合Ⅱ）での内容の重複や脱落がないかについては、科目ごとに「取りまとめ役」を置いて全体の

調整を行ったり、科目担当者が密接に連絡を取り合いながら調整を行うなど、各科目において適宜の方法が採られている。さらに、FD 研修では、公法系・刑事系・民事系に分かれての意見交換を行う機会が設けられており、関連科目の調整等にも大きな役割を果たしている。

(2) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、「挑戦する法曹」の育成を掲げ、修了生を多様な進路に送り出すことを目標にしている。法曹として挑戦するためには、何よりもまず、法律基本科目を的確に修得し、法曹としてのベースを確実なものにすることが必要不可欠である。このような観点に基づき、各法律基本科目は、「学生が最低限修得すべき内容（科目別）」に記載したとおり、各学年および各学期において修得すべき概念・思考方法および能力を踏まえて、適切に開設されている。法律実務基礎科目についても、同様である。

さらに、多様な法曹を養成するという観点から、次のような工夫を行っている。

第 1 に、上記（1）アで述べたように、学生の様々な関心に応えることができるよう、複数の隣接科目および多種多様な展開・先端科目を開設している。

第 2 に、将来の進路として研究者を志望する学生や、研究論文が執筆できる能力を持った法曹の養成に資するために、「研究論文指導Ⅰ・Ⅱ」を開設している。この科目は、指導教員の指導を毎週受けながら、5 万字程度の学術論文を執筆するというものであり、春学期に概要書（8 千字程度）および中間報告書、秋学期に研究論文（5 万字程度）を作成することにより、各 2 単位（計 4 単位）を修得することができる。また、春学期もしくは秋学期のみに指導を受け、半期で研究論文（5 万字程度）を提出し、2 単位を修得することもできる。さらに、「法律基本科目応用演習」「基礎法演習」「外国法基礎」「外国法演習」「共通選択科目」の科目群の中で、ペーパー・オプションの指定のある科目を履修するとともに、2 万字程度のリサーチ・ペーパーを執筆し合格したときは、履修した科目の 2 単位に加えて、さらに 2 単位を修得することができる。以上の「研究論文指導」および「ペーパー・オプション」により、2007 年度から 2018 年度までに、57 名の学生が執筆を行った。その中には、研究者志望の学生も含まれ、当該学生は本学大学院法学研究科博士課程に進学したため、当初の目的が達成されているといえる。

第 3 に、臨床法学教育（クリニック、エクスターンシップ）を積極的に展開している点も、本法科大学院の特徴である（6-3 参照）。毎年度、一定数の学生がこれらの科目を履修しており、本法科大学院の目玉として完全に定着したといえる。なお、クリニック及びエクスターンシップの履修

者は下表のとおりであるが、2017 年度からは、履修効果の向上等の観点から、エクスターンシップについては 2 年次の春休みに主として実施することに変更しているため、2 年次での履修者が 0 になっている。

	2018 年度		2019 年度		2020 年度	
	2 年	3 年	2 年	3 年	2 年	3 年
クリニック	36 人	26 人	53 人	8 人	52 人	14 人
エクスターンシップ	—	53 人	—	67 人	—	68 人

[注] エクスターンシップを 2 年次春休みに参加した学生は、進級後の 3 年春学期に科目登録されるため、上表の 3 年にカウントしている。

(3) その他

エクスターンシップに関しては、一部の受け入れ先に希望が集中することにより、希望者全員が履修できない状況になっている。そこで、エクスターンシップ・プログラム説明会(毎年 11 月開催)やエクスターンシップ・プログラム報告書(毎年 8 月刊行)を通じて、受け入れ先ごとに様々な魅力があることをアピールしている。なお、エクスターンシップの受け入れ先は、2019 年度が 86 ケ所、2020 年度が 79 ケ所となっている。また、2019 年度は受入人数枠 120 名に対し参加希望者が 105 名、2020 年度は受入人数枠 112 名に対し参加希望者が 136 名となっており、2020 年度は受け入れ人数枠を上回る応募があった。

2 点検・評価

法律基本科目・法律実務基礎科目については、全体として、基礎→総合→発展のプロセスをたどって学修するシステムとなっており、かつ、学生が不得意科目を進んで履修できるような選択の機会も多く設けている。基礎法学・隣接科目は、法律基本科目・法律実務基礎科目への理解を深めるために設置しているばかりでなく、初学者への対応も行っている。さらに、多種多様な展開・先端科目を設置するだけでなく、研究論文指導、ペーパー・オプションや臨床法学教育の科目も設けることによって、学生が、将来の法曹像を念頭に置きながら、専門知識や実務を修得できるように配慮している。

以上の点から、授業科目は適切な体系で開設されているものと評価することができる。なお、上記 1 (1) アでも触れたように、2016 年度にカリキュラムの変更を行ったことによって、授業科目の体系の適切さがより一層改善されたと考えられる。そして、このような方向は、2023 年度以降の新カリキュラムにおいても基本的に維持されることとなっており、また、2021 年度に入学した現 1 年生については、すでに新カリキュラムに基づく科目が開講さ

れている。

さらに、各科目について、カリキュラム検討委員会および教務担当教務主任を中心として、科目の内容の変更や科目の新設、配当年次や配当学期の見直しなどを随時行うことによって、学生の効率的・効果的な履修を促進し、併せて、教育効果を上げるための施策も着実に進めている。また、エクスターンシップの履修希望者全員が履修できていない点についても、改善が図られている。

3 自己評価

A

[理由]

2の点検・評価の項で述べたことがここでも妥当する。

4 改善計画

(1) エクスターンシップの履修希望の充足

上記1(2)で述べたように、エクスターンシップについては、希望先と受入機関とのミスマッチがあるようにも思われる。今後は、学生に対する説明会のより一層の拡充を図り、希望が集中する機関以外にも有意義な機関が多数あることをアピールしていく必要がある。

(2) クリニックの履修希望者のさらなる増加

クリニックの履修希望者については、一時期は減少が見られたものの、2016年度以降は増加ないし横ばいとなっており、一定数の履修者を確保できている。これは、クリニックの教育内容が充実したものであることにつき、学生の認識が深まっていることや、教務主任による入学説明会やオリエンテーション及びクリニックの担当教員がクリニックの授業形態や特徴を説明する会などを開催してきた効果ともいえ、このような傾向は継続していく必要がある。今後は、さらにクリニック教育の意義ややりがいを伝え、履修者の増加につなげていくことが重要であり、そのような観点から、クリニックを履修した者がその体験を語る会を設けるなど、クリニック履修の有用性をより広くアピールしていくための方策をさらに工夫する。また、クリニックの成果については、毎年報告会が開催されているが、これについても、学生が多数参加できるように工夫する余地がある。

5-3 科目構成(3)〈授業科目の開発, 教育課程の編成及びそれらの見直し〉

(評価基準) 授業科目の開発, 教育課程の編成及びそれらの見直しが, 法曹を取り巻く状況の変化を踏まえ, 教育課程連携協議会の意見を勘案した上で, 適切な体制を整えて実施されていること。

1 現状

(1) 教育課程連携協議会の設置状況

本研究科では、「早稲田大学大学院法務研究科運営諮問委員会」(以下「運営諮問委員会」という。)が設置されており、これが教育課程連携協議会を兼ねている。同委員会は、元最高裁判所長官、元検事総長、元日本弁護士連合会役員、学識経験者等から構成されている。

(2) 教育課程連携協議会の活動内容

運営諮問委員会は年 1 回開催され、その中では、研究科長からの本研究科の概略説明と、いくつかのテーマについての質疑応答及び討議がされている。例えば、2020 年度の運営諮問委員会においては、地方大学との連携強化(箇所間協定)、いわゆる法曹一貫教育(いわゆる 3+2)の下での本研究科の教育のあり方、コロナ禍の下での授業運営の現状と課題等についての質疑応答及び討議がされており、これらはすべて議事録として記録化されている。

(3) 授業科目及び教育課程の見直し等について

前述した 3+2 の法曹養成一貫教育の在り方については、本研究科内部でもカリキュラム等についての検討がされているが、運営諮問委員会においては、多様性確保の観点から、未修者コースの存続を希望する意見が出されている。本研究科も、上記意見と同様の観点から、新カリキュラムにおいても未修者コースを存続させている。もっとも、新しいカリキュラムにおける未修者の教育課程については、上記一貫教育のもと、学部の法曹コースを経て入学した学生と同じクラスで履修させるのが適切か、また、それぞれの習熟度に応じたカリキュラム編成を柔軟に組むことが適切かといった議論がありうるところである。この点については、現在、カリキュラム検討委員会内部で調査・検討が続けられている。

(4) 特に力を入れている取り組み

これまでの運営諮問委員会では、本研究科あるいは法曹養成制度に関して、その時々で話題になっている事項を採り上げ、それについて自由に意見交換するという方式で行っており、特定のテーマについて重点的に取り

組むという形では運営していなかったといえる。今後は、法科大学院制度が3+2の流れの中で大きな変革の時期を迎えることから、何らかのテーマについて、ある程度突っ込んだ討議・検討ができるような運営を考えたい。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

運営諮問委員会については、その構成員、委員会で採り上げてきたテーマについては特に問題がなかったといえる。今後は、(4)で述べたとおり、法曹養成をめぐる大きなテーマや、具体的なカリキュラム編成等についても、様々な意見が出されるような運営を心がける必要がある。

3 自己評価

適合

[理由]

2の点検・評価で述べたことが、ここでもそのまま妥当する。

4 改善計画

本研究科の運営委員会等で、運営諮問委員会でのテーマ選定等についてあらかじめ検討し、これと各委員からの意見を考慮して、重点的に討議するテーマを決定していくことが考えられる。

5-4 科目構成（4）〈法曹倫理の開設〉

（評価基準）法曹倫理を必修科目として開設していること。

（注）

- ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解を通して裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される責任の自覚と高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

1 現状

（1）法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

従前から、2・3年次春学期配当の必修科目として「法曹倫理」1科目（2単位）を開設しているが、2021年度からは、新カリキュラムの実施に伴い、1年生も受講できるものとした（新カリキュラムにおいては、1年次のほか、3年次春学期に履修することになっている。）。内容は、弁護士倫理を軸としつつ、裁判官および検察官の倫理を学修する回も含み、7名の教員（石田京子、内田義厚、須網隆夫、鈴木敏宏、趙誠峰、稗田雅洋、水野泰孝）によるオムニバス形式⁷で行われている。

当該科目の目的は、裁判官・検察官・弁護士の専門職に共通する基本倫理および法曹を規律する諸規程とその根拠を理解し、併せて、法曹が実務において直面する倫理問題につき、自分で判断し行動する力を身につけることに置かれている。

教科書として、自由と正義臨時増刊・解説『弁護士職務基本規程』を用いる他、各担当教員が必要に応じて教材を配布している。

なお、前記のとおり、1年生も履修可能としたが、2年生以上の学生と比べて法曹倫理の前提となる法律の素養が不足する面が多いことは否定できないことから、1年生が履修できるクラスは1クラスのみに集中させ、当該クラスにおいては、一部のテーマについて教授方法を工夫するなどしている。

（2）特に力を入れている取り組み

「弁護士倫理（9）司法アクセスにおける弁護士の責任」の回においては、この分野で活動している弁護士をゲストスピーカーとして招き、現場の様子をできる限り生々しく学生に体感させ、このような活動の意義を深く考えさせる機会を設けている。2018年度は、荒井真希子氏（JICA 主任調査役）、2019年には高見智恵子弁護士及び大久保香折弁護士、2020年度は谷

⁷ 『2021年度講義要項』（Web シラバス）

口太規弁護士をゲストスピーカーに招いて講義を実施している。

(3) その他

エクスターンシップの履修者を受け入れ先に派遣するに当たっては、派遣予定者説明会（別紙資料「エクスターンシップ 2020 年度派遣予定者説明会資料」参照）にて、守秘義務の徹底など法曹倫理にも関連した事前指導を行っている。また、派遣予定者説明会と同日に、外部講師及び実務家教員からのマナー指導講習も行っている。

2 点検・評価

科目の内容、授業計画等を含めて、法曹倫理の開設状況に問題はない。

当該科目には、取扱分野やスタイルの異なる複数の弁護士教員だけでなく、研究者教員、裁判官経験のある教員、検察派遣教員も参画していることは、法曹倫理を多角的な視点から学ぶという意味で積極的に評価されてよいと考えられる。

3 自己評定

適合

[理由]

2の点検・評価の項で述べたことがそのまま妥当する。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

5-5 履修（1）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

本法科大学院は、21 世紀の日本の社会が求める「世界に通用するプロフェッション」としての質の高い優れた法曹と法曹資格を持った法律専門職（国際公務員・国家公務員・企業法務担当者・法学研究者）を、1 人でも多く育成し、社会に送り出したいと考えており、そのために、既成の枠にとらわれることなく、その能力を発揮できる「挑戦する法曹」、すなわち、様々な国や文化・階層を超え、多様な価値観のもとに世界の法律問題に正義をもって向き合える、真のプロフェッションとしての「挑戦する法曹」を、「目指す法曹像」として掲げている。

そこで、学生が履修科目を選択する際にも、学生が将来目指す法曹に向けて科目を選択し履修できるよう、本法科大学院の『研究科案内』や WEB サイトなどで、上記の「目指す法曹像」を学生に提示している。また、稲門法曹会、ロースクール稲門会、法務教育研究センターによる各種の企画、本法科大学院主催の講演会、本法科大学院キャリア支援室主催の講演会、本法科大学院の承認学生研究活動団体主催の講演会等のイベントを開催して、「目指す法曹像」形成のための具体的な情報の提供も行っている。

その上で、学生が以上のような法曹になるために必要な科目を適切に履修することができるよう、次に掲げる指導を行っている。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

新入生（法学未修者として入学する 1 年生および法学既修者として入学する 2 年生）に対しては、入学前に開催される「入学予定者説明会」および入学直前の 3 月に開催される「新入生ガイダンス」において、また、在学生に対しては、学期開始前に開催される「学修に関するオリエンテーション」において、履修科目の全体像、各履修科目の目的・狙い、それらの科目で身につけるべき具体的な知識・素養と司法試験や将来の法曹像との関係などを説明している。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

履修選択の資料として、「講義要項」、「科目登録の手引き」、「科目配当表・時間割」、「法務研究科要項」などを学生に配布し、履修モ

デルの提示などを行っている。さらに、3月と9月の科目履修登録時には、それぞれ2回ずつ履修相談会を開催し、本法科大学院事務所学務係と教務主任が相談に応じている。また、通常時にも、個別面談やメール等を利用して履修相談に対応している。

さらに、毎年度、前年度の本法科大学院修了生8名程度が修了生チューター（期間：6月～10月）として、また本法科大学院修了生の司法修習生若干名が修習生チューター（期間：1月～6月）として、学生向けに学修相談等を行う相談ブースを開設している。特に科目登録期間においては、チューターが、自身の実体験をもとにしつつ、学生の目線から、履修選択指導に関する学生からの相談に応じている。

他方で、学生間では、本法科大学院承認学生研究活動団体であるWelcome-LS等の団体が、相談窓口を設置したり、メーリングリストを活用するなどして、先輩学生が新入生や後輩学生の履修選択指導に関する相談に対応している。

ウ 情報提供

本法科大学院の研究科案内やWEBサイトなどで、上記（1）に掲げた法曹像を提示するとともに、稲門法曹会、ロースクール稲門会、法務教育研究センターによる各種の企画、本法科大学院主催の講演会、本法科大学院キャリア支援室主催の講演会、本法科大学院の承認学生研究活動団体主催の講演会等のイベントを通じて、そのような法曹像に向けての学生の意識の涵養を図っている。

エ その他

選択科目については、履修希望をすべてWEBの専用システムにより受け付けており、希望者の多い科目については、クラスの増設やクラス定員の増員等の手段により、学生が希望する科目をできる限り履修できるように配慮している。

（3）結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

学生の履修科目選択の状況（各科目群ごとの履修単位数の平均）は以下のとおりである。学生が適切に履修科目選択を行っているか否かについては次項イで述べる。

【2020 年度春学期】

科目群	1 年	2 年	3 年	全学年
法律基本科目	16.2	13.8	8.7	12.3
法律実務基礎科目	0.0	4.1	4.2	3.6
基礎法学・隣接科目	0.7	0.3	1.3	0.7
展開・先端科目	0.0	0.1	7.6	2.7

【2020 年度秋学期】

科目群	1 年	2 年	3 年	全学年
法律基本科目	16.6	12.1	5.3	10.2
法律実務基礎科目	1.0	2.9	1.4	2.1
基礎法学・隣接科目	1.4	1.1	3.0	1.8
展開・先端科目	0.1	0.2	7.6	2.9

イ 検証等

学生の履修科目の選択状況については、毎学期ごとに本法科大学院事務所学務係がデータを作成し、教務担当教務主任がその状況の把握・検証に当たっている。その状況に問題等がある場合には、カリキュラム検討委員会を適宜に開催し、教務担当教務主任の検証を踏まえて、改善の提案を行うことが予定されている。

もっとも、これまでのところ、学生の履修科目の選択状況に特に問題は見られず、カリキュラム検討委員会で改善等の議論がなされたことはない。

(4) 特に力を入れている取り組み

学生間にはどうしても、司法試験に密接に関連する科目を履修したがる傾向が見られる。しかし、そのような近視眼的な履修選択は将来的には望ましくないと考えられることから、上記(2)ウに示したイベント等の機会があるごとに、本法科大学院の「目指す法曹像」を説き、履修科目の適切な選択を指導している。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

履修選択指導についての基本理念を明確に設定した上で、そのための情報提供や履修相談等の指導・働きかけもきめ細かく行っており、かつ、学生の

履修選択の状況にも特に問題はないと評価することができる。

なお、学生の希望を聴いてクラス増設等の対応をとることは、学生の満足度を高めることになる反面、司法試験関連科目の履修を希望する傾向が学生間に根強いために、そのような科目ばかりが増えることになり、「1 現状」で述べた履修選択指導についての基本的な理念をゆがめるおそれもある。理念と学生の満足度の上昇とのバランスをどのように図っていくかは、依然として今後の課題である。学生に対しては、本法科大学院の「目指す法曹像」への理解を深めてもらいながら、履修科目の適切な選択指導を粘り強く行っていく必要がある。

3 自己評定

A

[理由]

科目選択については、どうしても司法試験受験に必要な科目や、実務に直結する科目を選択する傾向が強くなることは否定できないが、本研究科では、そのような傾向はそれほど強くないように見受けられる。

4 改善計画

「5-2 科目構成(2)」でも言及したとおり、クリニックの履修者が近年減少している点については、その背景を分析した上で、どのような改善策を講じればよいかを検討する必要がある(同4(2)を参照)。

5-6 履修(2)〈履修登録の上限〉

(評価基準) 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること。

(注)

- ① 認定法曹コースを修了して法科大学院に入学した学生、修了年度の年次に在籍する学生、その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた合理的な基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生(以下、「認定学生」という。)については、年間 44 単位を上限とすることができる。[設置基準第 20 条の 8 第 2 項 (令和 4 年 4 月 1 日から施行)]

1 現状

(1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

各学年の履修科目登録の上限単位数は、次のとおりである。週 1 回 (90 分) × 15 回 = 22.5 時間で 2 単位であり、1 単位あたり 11.25 時間となる。

学年	1 年次		2 年次		3 年次	
年間	36 単位		36 単位		44 単位	
学期毎	20 単位	20 単位	20 単位	20 単位	24 単位	24 単位

(2) 法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

2016 年度のカリキュラム変更により、1 年次配当の必修科目である民法Ⅲ (春学期/2 単位) および民法Ⅵ (秋学期/2 単位) を、それぞれ 1 単位に変更した。これらの科目は、従来は 2 単位としてきたが、学修内容に照らして授業時間数に余裕があることから、授業で扱う内容が増え、学生にはやや過重な負担となっていた。そこで、授業で扱う内容をスリム化することで、1 単位の授業時間数でも、学生は修得すべき学修内容を確実に修得することができ、かつ、過重な負担からも解放されると判断した。

以上の結果、1 年次における法律基本科目の履修単位数の増加がなくなることから、1 年次の履修科目登録の上限単位数は 36 単位とした。

また、未修者向けに法律基本科目入門演習を新設したことから、これを履修すれば、最大 44 単位まで履修できることとした。具体的には、法律基本科目入門演習 (最大 10 単位) と、それ以外の修了要件算入対象科目 (各学年の履修上限 36 単位) につき、合計履修上限 44 単位までの間で上記法律基本科目入門演習を受講できるようにしている。

(3) 法学既修者についての履修単位数増加の有無

この項目に該当する措置はとっていない。

(4) 認定学生等についての履修単位数増加の有無

この項目に該当する措置はとっていない。

(5) その他年間 36 単位（修了年度の年次は 44 単位）を超える履修の有無

この項目に該当する措置はとっていない。

(6) 無単位科目等

自由科目「法曹の仕事を知る」（本学法学部との合併科目）がこの項目に該当する。この科目のシラバスは別添資料「法曹の仕事を知る」のとおりである。当該科目は 2016 年度から新たに設置された科目であり、2019 年度の履修者は 223 名（内、本法科大学院の学生は 10 名）である。

(7) 補習

補習は行われていない。

補講は、休講を補てんする措置として位置付けられている。なお、本法科大学院では、2 単位の科目につき、1 回～14 回の授業は通常の授業を行い、15 回目の授業において試験およびその講評等を行う設計となっている。このうち、定期試験実施科目では 15 回目の授業を行わず、翌週の定期試験期間に実施される試験および講評等を 15 回目の扱いとしている。ただし、一部の科目では、学生の質問が多いなどの理由で授業が予定とおりに進まないことから、15 回目の授業を行う措置をとることもある。

(8) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(9) その他

特になし。

2 点検・評価

1・2 年次に履修科目として登録することのできる単位数の上限は年間 36 単位、修了年度の年次に履修科目として登録することのできる単位数の上限は年間 44 単位であり、いずれも適切な範囲に収まっている。

科目登録は本学のポータルサイト（MyWaseda）上のシステムを使って WEB 上で行っているが、このシステムでは、上記の上限を超える履修登録は自動的に排除される仕組みになっており、上限単位数を超える履修は存在しない。

自由科目「法曹の仕事を知る」は、将来の進路選択やモチベーション向上を目的とした内容であり、学生の自学自修を妨げるものではなく、むしろ自

学自修の動機づけになるものである。

補講は、休講を補てんする措置としての位置づけである。その範囲を逸脱する補講や補習の類は行われていない。

3 自己評価

適合

[理由]

2の点検・評価で述べたことがここでもそのまま妥当する。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

第6分野 授業

6-1-1 授業（1）〈授業計画・準備〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされていること。

（注）

- ① 「授業の計画・準備が適切になされている」とは、法科大学院の学生が最低限習得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画の設定・開示及び授業準備が適切になされていることをいう。

1 現状

（1）授業計画・準備

本学では、全学的な方針により、2017年度より紙媒体のシラバスを廃止した上、Web シラバスに移行しており、シラバスは毎年秋学期の成績発表時（2月）に公開している。シラバスでは、授業の到達目標、事前・事後学習の内容を明示するよう求めるとともに、成績評価の方法を、試験、平常点等に分けてパーセンテージ表示し、その合計が100%となるよう求めている。授業アンケートにおいて、シラバスと授業の進行が一致しているかどうかについて回答を求めており、その結果によれば、シラバスと授業の進行・内容には大きな乖離が生じていないと判断される。また、授業アンケート結果等の確認によって更新、改善した点もシラバス上に記載される。さらに、シラバスと実際の授業の内容が乖離する場合には、教育研究支援システム上で、授業の内容を予告している。複数のクラスが開講される必修科目については、教員が単一のシラバスを作成することを通じて、授業開始前に授業内容と教育方法について確認を行っている。2020年度におけるコロナ対応として、授業運営方法、成績評価方法の変更については、シラバスそのものを修正していくのではなく、教育研究支援システムを通じて適宜変更点等を連絡することとし、この方針は2021年度においても継続されている。

（2）教材・参考図書

教材・参考図書はシラバスで明示するが、追加の教材・資料等があれば教育研究支援システムを通じて通知し、配布している。

必修科目のように同一科目を複数の教員が担当する場合には、授業に用いる基本的な教材を、担当教員が相談の上で決定している。実務的ないし先端的な色彩の濃い科目については、実務の実態や時事問題も重要になることから、企業のプレスリリースや最新の判例、さらには学術論文を教材

として使用している。

教材の提示方法としては、各回の授業内容を詳細に記載したレジュメを教員が作成して、教育研究支援システムに掲示する例が多い。レジュメを提示しない授業においても、授業で取り上げる判例や論文を、判例・文献番号を示すことにより教育研究支援システム上に掲載することが行われている。さらに、学生にとって印刷に手間がかかり過ぎる教材については、題材を絞り込んだ上で印刷教材として学生に配布している。

(3) 教育支援システム

現在、ほとんどの教員がコンピュータネットワークを利用した教育研究支援システムに習熟している。ただし、少人数のクラスでは、授業の進行に合わせて授業中に教材を配布したり、メーリングリストにより学生との連絡をとることもできるため、すべての授業において教育研究支援システムが利用されているわけではない。

(4) 予習指示等

教育研究支援システムによる予習教材の配布は、一般には、学期が始まる前にすべての授業項目を一括して掲げ、各回の授業で取り扱う授業内容については、その実施の一週間程度前に予習資料を掲げる等の方法により、具体的に示している。

また、予習資料を印刷教材で配布する場合にも、授業開始前に事務所を通じて配布するか、各回の授業の一週間程度前に配布するのが通例であり、これにより、各回の授業内容が具体的に示されている。

(5) 到達目標との関係

法律基本科目においては、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を定め、各科目の授業の実施において、学生に修得させるべき能力の養成とその定着を図っている。授業の計画および準備についても、別紙2に記載のとおり、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて行われている。

(6) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

授業の計画・準備については、教育研究支援システムの利用、学生の利用しやすい方法による教材の提示・配布等が進んでいる。

3 自己評価

A

[理由]

授業計画・準備は、全体として、教育研究支援システムがよく利用されており、充実していると考えられる。

4 改善計画

授業の計画および準備が、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものとなっているかどうかの検証は、現状では、各教員ないし担当教員のグループに委ねられており、改善の余地がある。

6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

（注）

- ① 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、当該科目の授業担当能力のある教員により、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

1 現状

（1）授業の実施

ア 科目毎の教育内容の適切性

「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」についての科目分野ごとの教育内容の適切性については、別紙2に記載のとおりである。

本法科大学院においては、担当する科目に関する教育歴および研究業績を備えた教員を採用することにより、科目ごとの教育内容の適切性を確保している。

イ 授業全般の実施状況の適切性

本法科大学院における科目の担当は、民法、刑法といった法学分野ごとに設けられる科目懇談会の議を経た原案が、毎年度、研究科教授会において承認されて決定される。また、本法科大学院の教員の採用、任期付教員の任期更新、非常勤講師の採用は、いずれも慎重な手続を経て研究科教授会において決定される。これらの手続を通じて、授業担当能力のある教員による授業の実施が確保されている。

（ア）教育内容

本法科大学院は、法律基本科目から展開・先端科目まで 200 科目を超え、350 クラスの授業を開講し、多様な法曹養成のニーズに応える教育を提供している。法律基本科目についてはクラス人数が 30～40 名を目安とし、受講者数が多い場合にはクラスを増設するようにしている。

複数のクラスを開講している必修科目の授業については、教員が相談

した上で同一のシラバス、同一のテキスト、同一の教材を用いることによって、授業内容の統一を図っている。また、必修科目のいくつかにおいては、共通進行表を用いて各教員がレジュメを作成するようにしており、授業内容の統一がいつそう図られている。

複数のクラス開講している必修科目の定期試験については、出題、採点基準、合否判定の統一確保が強く励行されており、現在では、ほぼ達成されている。

(イ) 授業の仕方

本法科大学院の必修科目については、クラス人数が50名以下に設定されており（2021年度まで過去5年すべての年度）、双方向・多方向授業を可能にする環境が整っている。また、多くが設例を素材とする授業を実施しており、そこでは法的な問題の所在を発見し、既存の判例・学説等の調査・分析を踏まえつつも、それらに過度に囚われることなく、その問題を解決するためにはどのような方法がありうるかを模索し、それぞれの解決策にどのような利点と問題点があり、当該事案においてはどの解決策が最も望ましいか等を検討すべきことになる。裁判例を素材とした授業においても、単に判決の結論を覚えさせるのではなく、その判決の事実関係を精査させ、事実認定の適否、事実との関係における判決の結論の当否、当該判決の射程（他の類似判決との異同）等について綿密に検討し、議論することを目的としている。こうした授業を通じて、単に法的知識をより高度なものにするだけでなく、法曹に必要とされる事実認定能力、法的分析・推論能力、問題解決能力、創造的・批判的能力等々のスキルを涵養することが目指されている。

なお、2020年度春学期の授業よりコロナ対応が求められたところ、本法科大学院では、同年度より稼働した大学の教育支援システム(waseda moodle)の利用を通じたオンデマンド配信方式またはリアルタイム配信方式(Zoom等の遠隔会議システムを利用)による授業を実施した。また、同年度秋学期には、大学において、教室定員1/4の履修者であれば教場授業が可能となったことから、一部の授業につき、教場での授業を再開した。また、春学期のオンライン授業の実施により、リアルタイム配信授業に支障がないことがわかり、教場以外の科目は、本来の法科大学院の授業スタイルである双方向授業を重視すべく、すべてリアルタイム配信授業とした。さらに、2021年度春学期には、大学において、教室定員の1/2の履修者であれば教場授業が可能となったことから、1年時必修科目を教場、2・3年時必修科目をハイフレックス方式(教場・遠隔会議システムの併用・隔週で教場とオンラインとを半々の学生で入れ替わり)で実施し、選択科目は教場かオンラインかを担当教員により選択させるなど、

教場授業を大幅に増やすに至っている。

(ウ) 学生の理解度の確認

学生の理解度を確認するために、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法の必修科目では学年統一の中間試験を実施している。中間試験は、担当教員の協議により、短答式試験と論述式試験のいずれか適切なものを採用している。なお、中間試験について初めてコロナ対応が求められた 2020 年度春学期の中間試験については、中間試験に代替する課題の提出を求め、オンライン試験を実施することのできる体制が整った同年度秋学期の中間試験においては、オープnbック方式によるオンライン試験により実施している。

また、授業における双方向の方式を採るなかで学生の理解度を確認することが全科目で行われているほか、授業時間を用いて小テストを行う、レポートを課して添削するといったことが、比較的多く行われている。

(エ) 授業後のフォロー

授業後のフォローとしては、授業後の質問に対応することや、提出されたレポート等の添削指導をすること、教育研究支援システムに復習教材を提供することのほか、オフィスアワーの活用や定期試験の活用がある。

本法科大学院では、専任教員は、当該学期に授業を持っていると否とに拘らず、1 コマの時間帯（90 分）をオフィスアワーとして確保することが義務づけられている。また、兼任教員についてもオフィスアワーの開設が勧められている。

オフィスアワーの利用に、電話やメールでの予約を求める教員もあるが、そうでない教員の方が多い。オフィスアワーの利用は、授業の内容、クラスの規模、教員・学生のパーソナリティによって大きなばらつきがあり、少数の教員のオフィスアワーは活発に利用されているものの、年に 1、2 件の相談しかない教員もいる。

本法科大学院では、各教員に対し、定期試験の答案を添削し、学生に返却するよう求め、さらには、定期試験の講評を教育研究支援システムに掲載するか、講評のための授業を開催するよう求めている。また、学生の自主的な学修に資するように、過去の定期試験の問題は、原則として教育研究支援システム上に公表されている。また、定期試験を実施しない科目についても、レポートや教場試験を課した後、担当教員がレポートや答案を添削して返却するように求めている。

なお、2020 年度、2021 年度についてはオフィスアワーについてもコロナ対応が求められたことから、対面でのオフィスアワーに代えて、メ

ールによる質疑応答や Zoom 等遠隔会議システムの利用によりオフィスアワーの実質を損なうことなく、授業後のフォローを実施している。

(オ) 出席の確認

授業に際しては、必ず出席の確認を行うこととされている。確認は、点呼または座席表を回覧して記入させるやり方で行われている。授業の3分の2以上の回に出席していない受講生は、当該科目の単位を取得することができない。なお、2019年度秋学期より、15回、30回授業の科目については3回欠席、8回授業については、3回欠席した時点で担当教員より事務所に報告するようにし、3分の2以上の出席要件を満たすことが危うい学生に対し、事務所から事前に事情を確認することとしている。

なお、2020年度、2021年度については出席の確認についてもコロナ対応が求められたところ、オンデマンド方式による授業は、大学の教育支援システム(Waseda moodle)の視聴記録の確認により、リアルタイム配信方式の授業については、参加記録の確認により、2021年度春学期必修科目におけるハイフレックス授業については、教場参加者は従来の方式により、オンライン参加者は参加記録の確認により、厳格な出席の確認を継続している。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

ほとんどの法律基本科目において、授業の一週間前までに教育研究支援システム上に予習課題が提示されている。予習課題においては、基礎的な問題と発展問題を分けて、学生に学修状況に応じた予習を促す工夫もみられる。必修科目において、共通の事例問題を作成している例もある。刑事訴訟法科目では、法廷傍聴や記録教材を利用した授業を行っている。

パワーポイントを用いた授業は展開・先端科目に多い。ビデオ教材やスライドを用いる授業もある。また、授業内容に適した外部講師、ゲストスピーカーを活用している例もある。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

法学未修者を対象とし、基礎的な知識と法的概念の理解の定着を図る1年次の科目においては、講義形式によって授業を行うものが多い。2年次に配置される科目においては、理論の応用能力を涵養するために、判例や事例を用いて双方向・多方向の授業が行われている。

本法科大学院では、2年次または3年次に「憲法総合」「民法総合」などの総合科目（必修）を配置しており、それまでの必修科目で得られた知識や理解を確認し、判例等の検討を通じて事案分析能力・法的思考能

力を養成することを目的としている。総合科目では、双方向・多方向の授業を行うとともに、課題の提出や小テストを行い自らの分析・思考を表現する能力を涵養している。

(2) 到達目標との関係

法律基本科目においては、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を定め、各科目の授業の実施において、学生に修得させるべき能力の養成とその定着を図っている。全クラス参加の中間試験において、目標への到達度を確認している科目もある。別紙2に記載したように、いずれの科目においても、授業の実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえていると認められる。

アカデミック・アドバイザー（以下、AA と略記）と協力して、レポート作成の基礎的指導を行っている例もある。学生が到達目標に達しているかどうかは、小テスト、中間試験、レポート課題、定期試験等の手段による教育の過程で検証されることになるが、学生は到達目標に概ね達していると認められる。

(3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、AA による学修支援とこれを発展させた早稲田リーガルコモンズ・プロジェクトの取り組みに特に力を入れている。

第1に、本法科大学院では、開設当初から、若手弁護士が AA として、学生の個別的な学修相談に応じる AA 制度を採用してきた。最近数年間は、本法科大学院を卒業した弁護士が AA となり、学修相談のほかに、自発的に、法律基本科目を中心とする入門ゼミ・科目別のゼミ、修了生向けの再チャレンジゼミなどを開催するようになっており、本法科大学院も AA のこのような活動を組織的に支援している。

本法科大学院の授業を経験した AA が個別科目のゼミを開催することは、授業のフォローという学修支援の意味だけでなく、学生が自習により基礎的な知識を定着させることを助け、AA ゼミと自ら考える力を養う授業との間で相乗効果を発揮するものと期待されている。

第2に、本法科大学院では、2013年より、法科大学院と社会を結ぶプラットフォームである早稲田リーガルコモンズ・プロジェクトを発足させた。これは、一方で AA による学修支援は法律基本科目の学修を中心としており、実務教育という側面を持っておらず、他方で、エクスターンシップは派遣期間が2週間と限定されていることから、必ずしも、それぞれの学生に適したきめ細やかな指導が行えないことを考慮し、学生が年次の比較的近い OB・OG 弁護士と接することで、実務に触れながら、しかも司法試験を突破する学修ビジョンを自ら構築できるようにするプログラムである。

具体的には、本法科大学院の OB・OG 教員および学生 OB・OG などが中心となって弁護士法人「早稲田リーガルコモンズ法律事務所」を設立し、そこに学生が出向いて実務に関する学修を行う。このプロジェクトは正規授業として単位を与えるものではなく、学生が自らの興味関心に応じて任意に参加するものである。

(4) その他

本法科大学院は、専任教員だけで 49 名、兼担・非常勤教員を含めると 145 名もの教員を要する大規模法科大学院である。大規模校の教育面での強みは、多様な科目展開を行い、得意分野のある法曹になりたいという学生のニーズに応えることができる点のほか、同一科目を複数の教員が担当することにより、教育の内容・方法について教員が互いに切磋琢磨し、教育の質を高めることができる点にある。法律基本科目の授業の実施の項目で記述したように、教員は十分な相談を行って授業計画を策定し、それを実施した過程で得られた知見を持ち寄り、次年度の授業計画およびその実施に生かすという作業を行っており、法科大学院としての授業の質は着実に向上している。

2 点検・評価

授業の実施は、2004 年の法科大学院開設以来の経験を踏まえて、それぞれの科目内容に適した方法で行われている。授業の内容・水準の統一確保は、少なくとも複数クラス開講の必修科目については、統一試験、統一された採点基準、合議による合否判定が達成されている。また、特にオフィスアワーの設定や定期試験の答案の添削などの授業のフォロー体制が組織的に図られていることは、高く評価できる。

授業は「学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっていると認められる。多数の科目を展開している大規模法科大学院でありながら、関連する科目の教員が話し合っ、て、学生が体系的に勉強できるよう工夫を凝らしていると認められる。法科大学院における授業の準備と実施について、1、2に記載したように、本法科大学院として打つべき手は打っており、経年変化をみる限り、それらは着実に効果を挙げている。

さらに、AA による学修支援体制、および早稲田リーガルコモンズ・プロジェクトは、授業の実施による教育を効率的にバックアップしていると評価できる。

3 自己評定

A

[理由]

多様な科目展開による学生ニーズへの対応に加えて、授業内容の統一、水準の維持も確保・継続しており、授業内容は非常に充実していると考えられる。また 2020 年度から求められたコロナ対応についても、当時の状況に照らして、教職員一体となって最大限の対応をしたものと考えられる。また、その後の状況の変化に対しても、本来の授業形態に少しでも近づけられるよう、対応を継続しているものと考えられる。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。もっとも早稲田大学においては、2023 年度から全学的に 100 分授業が実施されることとなっており、それに伴い、授業コマ数の変動等が予想されることから、適切な授業運営についてはそれまでに再度検討する必要がある。

6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉

（評価基準）理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていること。

1 現状

（1）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

法学理論は、立法や法の解釈のために、法という規範の正当性・説得性を高める基礎を提供し、紛争解決のための法の適用や生活の場における法の運用といった法実践の結果は、法学理論にフィードバックされて新たな法規範を形成していく。このようにより良い社会、より良い法の形成のためには理論と実務を架橋する必要がある、両者の橋渡しの役割を担うのが法曹である。そこで、法曹養成機関である法科大学院において、理論と実務を架橋する法学教育が行われるべきことになる。

法学教育における理論と実務の架橋は、理論教育の中で実務的な実現可能性や法実践が社会に及ぼす影響を常に意識し、実務教育の中で理論的な一貫性や妥当性を意識することによって実現することができると考えられる。このような「理論と実務の架橋を目指した授業」のイメージは、2004年の法科大学院開校以来の実務家教員と研究者教員の交流、FD活動、自己点検・評価報告書の作成（報告書には「理論と実務の架橋」の理解についての記述があり、その内容は教授会の議を経て承認されている）等を通じて、本法科大学院においては教員全員の共通理解となっている。

本法科大学院においては、研究者教員または実務家教員が単独で担当する個々の授業において、常にこのような意識をもって授業の組立てを行うとともに、カリキュラムの構成において理論と実務の架橋の観点を取り入れている。

具体的には、法律基本科目（1年次・2年次）で主として理論的な学修を行い、法律実務基礎科目（2年次・3年次）では、事案の調査能力・分析能力・問題解決能力等を多角的に学修し、法律基本科目応用演習（2年次・3年次）では、再び理論的な学修に立ち返り、実務に対する批判的・創造的な思考力を養うように組み立てている。

（2）授業での展開

理論と実務との架橋を意識した授業の内容を網羅的に記載することはできないので、いくつかの例を挙げるとこととする。

民法総合Ⅲ（3年次必修）では、事例問題を扱う回において、具体的な相談を受けた弁護士が、まずどのような事柄を調査しなければならないかを学生に考えさせたり、民事訴訟実務の基礎で学修した要件事実の基礎的な理解を踏まえて、ある事実が要件事実との関係でどのような法律上の意義

を有するかを学生に検討させている。憲法総合（2 年次必修）では、十数件の重要判例を取り上げ、憲法問題の訴訟での争い方・違憲主張の方法など、現実には違憲訴訟を提起した場合の実務的な側面を意識させながら、違憲判決の効力などの理論的側面とともに、ソクラテス・メソッドにより修得させる工夫を行っている。

刑事訴訟実務の基礎（2 年次必修）では、記録教材を使用して捜査、公訴、公判手続をフォローし、理論として学んだ刑事訴訟法に関する知識や理解の定着を図るとともに、司法試験合格後に実施される司法修習を意識し、これと連携する内容の授業が行われている。行政法科目では、理論を学習する際に、なぜそのような理論が行政実務において必要とされるのか、あるいは、なぜ司法審査の実務において行政実務を制御するためにそのような理論が必要とするのかを、逐一検討するようにしている。

司法制度の基礎理論（1 年次）では、法社会学的視点を取り入れて民事裁判制度が利用者にどのように評価されているかや、裁判官は本人訴訟にどのように対応しているかを理解させ、将来どのような法曹になりたいかというビジョンを学生に持たせることを目指している。法と心理学（2 年次）では、心理学の視点からの学修を行うことにより、訴訟過程において、弁護士や裁判官としてのコミュニケーション能力を高めるための基礎知識の獲得、正確な事実を認定するための基礎知識の獲得、および訴訟制度のあり方について利用者の側に立って考える視点を身につけさせることなどを目標に据えている。

（3）理論と実務の架橋を意識した取り組み

どの科目においても、理論と実務との架橋を意識した授業を行っているが、具体的な取り組みの例としては次のようなものがある。

企業統治と企業金融では、会社法Ⅰ（主として企業統治を扱う）、会社法Ⅱ（主として企業金融を扱う）において基礎的、理論的問題を学修した受講生を念頭に、それぞれについて実務家教員が、自らの経験を重ねて、理論的問題に加えて実務上の問題を扱うほか、最新のトピックスについても扱っている。また、企業再編特論では、会社法のうち特に理論と実務との架橋が求められる M&A に特化して、近年急速に理論、実務の進展している分野について、事例を踏まえた授業が展開されている。

またその他の取り組みとしては、司法制度の基礎理論では、講義の 1 回をプレゼンテーション大会にあて、その時点で社会的にも注目されている民法上の問題等から事案を作成し、原告側、被告側としてどのような論点・主張ができるかを発表させている。法と心理学では、「法律相談」と「調停」に関する授業に、訓練を受けた市民ボランティアに模擬相談者、模擬調停当事者として協力をお願いしている。裁判外紛争処理やリーガ

ル・カウンセリング アンド ネゴシエーションにおいても、ロールプレイなど参加型学習により実践的能力の涵養に努めている。

(4) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院の3年次には、多数の展開・先端科目を開講しているが社会がかかえる内外の課題に積極的に挑戦する法曹を育成することを目的として、2017年度より2016年度以降入学者からコース制を導入している。すなわち、加算プログラムで採択された『挑戦する法曹』育成・特別コースの設置」プログラムの施行に伴い、(a) 即戦力法曹育成コース、(b) グローバル・ビジネス・コース、(c) ソーシャル・イノベーター・コースの三つのコースを設置している。とくに、(a) コースでは、研究者教員と実務家教員が協働して授業を実施する「民事法総合研究」、「刑事法総合研究」、「要件事実特別演習」をコース選択必須科目として設置し、理論と実務の架橋をまさに実践する取り組みを行っている。なお、2021年度末修入学者は新カリキュラムとなるため現行のコース制は摘要しない。法曹養成制度改革後における本法科大学院でのコース制の在り方については、カリキュラム検討委員会にて、継続・改編・廃止等を検討している。

(5) その他

「理論と実務との架橋を目指した授業」には、判例を取り上げる際の視点といった、教員個人の授業技術の向上に依存する部分があり、これは、教員が「理論と実務との架橋を目指した授業」の共通認識を持つこと(1(1))とともに、理論と実務との架橋という目標の達成に極めて重要な要素である。本法科大学院は、各学期ごとに1回FD研修会を開催しているが(4-1)、そのテーマが何であれ、研修会における研究者教員と実務家教員との意見交換は、「理論と実務の架橋を目指した授業」の共通認識の形成と技術の向上に資する取り組みであるといえる。

2 点検・評価

「理論と実務の架橋を意識した取り組み」には、研究者教員と実務家教員との共同での授業担当、外部講師の招聘、実務教材の使用といった「外から見える取り組み」と、共通認識の形成や判例を取り上げる際の視点の提供といった「外からは見えない(見えにくい)取り組み」とがある。前者については、1に記載のとおり本法科大学院では十分に活発な取り組みが行われていると認められる。後者についても、自己点検・評価報告書作成の過程やFD研修会を通じて、教員間において、「理論と実務との架橋を意識した授業」の共通認識の醸成や、そのような授業を行う技術の向上が図られている。

3 自己評価

A

[理由]

理論と実務との架橋を目指した授業は、質・量とも充実していると考えられる。

4 改善計画

1、2に記載のとおり、本法科大学院では、質・量ともに十分な「理論と実務との架橋を意識した授業」が実施されているが、これらを継続するためには、各教員が常にそのことを念頭において授業に工夫を凝らす必要がある。そのためには、自己点検・評価報告の年次報告書作成のために行うアンケート調査や FD 研修会などを通じて、教員間の情報・認識の共有に努める必要があると考える。

6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 現状

（1）臨床科目の目的

本法科大学院において、臨床科目は、法律実務を体験し、実践することで、法曹に求められている事案に対する分析能力及び問題解決能力等の涵養を目指し、実務と理論の架橋という目標（6-2の1(1)参照）を実践することを目的とする。さらに、本法科大学院における臨床科目では、なるべく広範囲の実務を多彩な形で経験する場を提供することにより、学生がその興味に応じた実務体験をしつつ、実際の依頼者と接しながら、法実務の実際を修得することを目指している。

（2）臨床教育科目の開設状況等

（ア）設置科目と位置づけ

本法科大学院においては、実際の実務に接する臨床法教育系の科目としては、臨床法学教育（リーガル・クリニック）（本法科大学院では、カリキュラム上、リーガル・クリニックを「臨床法学教育」と呼んでいるが、混乱を避けるために、本法科大学院のカリキュラム上の「臨床法学教育」を以下で「リーガル・クリニック」と呼ぶ）とエクスターンシップを設置し、選択必修科目として設定している。また、ローヤリングを行う「リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション」、刑事の模擬裁判を設置しており、いずれも選択必修科目である。

リーガル・クリニックは、基礎、民事クリニック（「家事・ジェンダー」含む）、行政、労働、刑事、商事Ⅰ、商事Ⅱ、外国人、障害法と合計9科目（年間18講座）もの専門クリニックが開設されている⁸。基礎以外のクリニックでは、「法曹倫理」の単位を修得済み又は並行履修していること（並行履修の場合には法曹倫理の単位修得をもってリーガル・クリニックの単位修得要件とする）が履修要件となっている⁹。2021年から、具体的な事案を通じて民事事件に関する理論と実務の基礎を学ぶために、初学者を対象として、1年次春学期に基礎を新設した。基礎の場合においても、「法曹倫理」の並行履修を受講要件としている¹⁰。

エクスターンシップは、法律事務所だけではなく、企業法務部、官公庁、NGO-NPO、国際組織、医療機関等を含む80程度の（2017年度春季は93ヶ

⁸ 2021 法務研究科要項 15 頁、2021 科目登録の手引き(学科目配当表・時間割)26 頁以下。

⁹ 2021 科目登録の手引き(学科目配当表・時間割)19 頁以下。

¹⁰ 2021 科目登録の手引き（学科目配当表・時間割）19 頁以下。

所、2018 年度春季は 83 カ所、2019 年度春季は 79 ヶ所、2020 年度春季は 73 ヶ所、2021 年度春季は 56 ヶ所）多彩かつ多くの派遣先が確保され、充実したエクスターン教育が実施されており、プログラムとしては卓越したものが準備されている¹¹（なお、派遣先は、徐々に減少しているが、応募者数が派遣枠内の範囲であるため特段の問題はないと考えている）。履修要件は、リーガル・クリニックと同様である。エクスターンシップの単位認定は 2 単位までである（ただし、ソーシャル・イノベーター・コース登録者は 4 単位まで）¹²。

（イ）履修状況

臨床教育科目の履修状況は、以下のとおりである。

科目名	必修/選択必修/選択	2017 年度		2018 年度		2019 年度		2020 年度		2021 年度
		履修 者数	単位 取得 者数	履修 者数	単位 取得 者数	履修 者数	単位 取得 者数	履修 者数	単位 取得 者数	履修 者数
エクスターンシップ(単位認定対象者)	選択必修	21	21	36	36	46	46	46	46	46
地方・公益系エクスターンシップ (単位認定対象者)	選択必修	11	11	10	10	11	11	13	12	9
コモンズ・エクスターンシップ (単位認定対象者)	選択必修	6	6	7	7	10	10	9	9	15
リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション	選択必修	74	74	87	86	69	69	36	36	未定
裁判外紛争処理	選択必修	31	31	44	44	57	56	17	17	13
模擬裁判(刑事)	選択必修	18	18	8	8	3	3	12	12	5
臨床法学教育(基礎)	選択必修	2021 年度より新設								11
臨床法学教育(民事)	選択必修	10	10	2018 年度より下の「民事クリニック」に統合						
臨床法学教育(家事・ジェンダー)	選択必修	10	10							
臨床法学教育(民事クリニック)	選択必修	-	-	14	14	22	22	25	25	25
臨床法学教育(行政)	選択必修	1	1	8	8	1	1	5	5	4
臨床法学教育(労働)	選択必修	4	4	6	6	6	6	6	6	2
臨床法学教育(刑事)	選択必修	13	13	19	19	23	23	21	21	20
臨床法学教育(商事Ⅰ)	選択必修	2	2	9	9	休講	休講	休講	休講	休講
臨床法学教育(商事Ⅱ)	選択必修	3	3	2	2	休講	休講	休講	休講	休講
臨床法学教育(外国人)	選択必修	2	2	2	2	6	6	7	7	未定
臨床法学教育(障害者)	選択必修	5	5	2	2	3	3	2	2	3

¹¹ 2021 研究科案内 10 頁。

¹² 2021 科目登録の手引き(学科目配当表・時間割)17 頁。

(ウ) 臨床教育実施に際しての工夫

本法科大学院においては、各臨床教育科目の授業を実施するに当たって、適法性の確保、授業の効果向上に向け、以下のような工夫を行っている。

なお、臨床教育科目を履修するにあたり、学生から守秘義務に対する誓約書をとっている（守秘義務については、臨床科目受講だけでなく、様々な問題に対応できるよう、学生全員に対してオリエンテーション等で繰り返し、告知し、かつ入学時に全員から誓約書をとっている）。また、早稲田大学学生補償制度（賠償責任補償）、早稲田大学学生補償制度（傷害補償）にエクスターン派遣学生を含めた全員を加入させている。

ア リーガル・クリニック

各クリニック授業毎に、以下のような、工夫の特色がある。

民事クリニック（「家事・ジェンダー」含む）

実務家教員と研究者教員が原則として共同して担当すること、事例検討会での事例についての理論と実務面からの多角的検討、感想報告会の実施・感想報告文の提出による学生からのフィードバック、さらに、民事弁護実務その他の実務基礎系科目との有機的連携などによって、臨床法教育における実務と理論の架橋を意識し、それを実践している。通常の授業への影響をさけるため法廷傍聴等を行っていないが、他方で、少額案件等で本人訴訟を希望する相談者には、訴状、申立書、内容証明郵便などを起案して交付し、実際に役立ててもらっている。

また、学生にとって過重負荷となるおそれがあると考えられたので、あらかじめ、1学期に90時間（2単位分）との消費時間の目安を設定し、学生からは随時消費時間数の報告をしてもらい、上記目安の前後に収まるようにつとめるなど、学生の過重負荷を避けるように工夫もされている。

弁護士数の増加などの状況下においても、付設法律事務所や担当教員は、受任事件数の確保に努力している（クリニックからの受任は、2017年度相談件数春学期18件、秋学期22件、2018年度相談件数春学期5件、秋学期5件、2019年度相談件数春学期19件、秋学期9件、2020年度相談件数春学期12件、秋学期13件）。

各班において、従前の班からの引継事件がある場合は、その担当に加え、若干数の新件の法律相談を行う、逆に、従来からの引継事件がない場合には、法律相談で多めに新件の法律相談を行うなどすることで、各班の負荷が著しく異なることがないように配慮している。なお、民事クリニック、行政、労働、外国人は授業期間の最後に合同でカンファレンスを行い、各班の経験を共有することとしている。

行政クリニック

行政事件（行政交渉、審査請求、行政事件訴訟・国家賠償請求訴訟等）に関して、研究者教員と実務家教員の助言のもと、法律相談を受けるとともに、事件の内容によっては、実務家教員が事件の対応について受任したうえで、学生と共同して取り組んでいる。役所の窓口での担当者との交渉や、訴状等の裁判所に提出する書面の作成も行っている。取扱い分野は、生活保護、情報公開、建築紛争、滞納処分、助成金、住民訴訟等、幅広い。学期をまたぐ場合には、事件の引継ぎをして対応している。

学生の取組み・助言により、行政をめぐる紛争が終結することも多く、また、建築確認の審査請求における執行停止に繋がるなど、理論と実務の両面から大きな成果をあげている。

刑事クリニック

短期集中的に身体拘束されている事件を取り扱うため、主として捜査弁護、とりわけ身体拘束からの解放の活動を行っていることから、実務家教員によって行われ、また、刑事実務その他の法律実務基礎系科目との有機的連携が行われている。

上記のように短期集中的に身体拘束されている事件に対応する必要性から、刑事クリニックは春季、夏季の休業期間に集中して行われている。

実践的にも、講座の開設当初から、教員が当番弁護事件を受任した上で、実際に接見をさせて、裁判所や検察庁に対する意見書や裁判所に対する準抗告申立書などを起案させており、近年では受任事件の約半数の事案で、検察官による勾留請求断念、裁判所による勾留請求却下、準抗告認容により早期の釈放を実現させるなど、刑事弁護活動上での画期的な成果を挙げて刑事実務へ大きな影響を与えており、実務と理論の両面から、大きな教育的成果を挙げている。

労働クリニック

相談および事件受任において、実務家教員と研究者教員の共同が行われており、労働法などの法律科目や労働訴訟実務の基礎その他の実務基礎系科目との有機的連携もはかられ、かつ、担当した事件は新しい労働審判制度等を活用して大きな成果をあげるなど労働訴訟実務にも影響を及ぼしており、実務と理論の両面から、大きな教育的成果を挙げている。労働審判は公開とされていないが教員の努力により学生の傍聴が実現する場合もある。また、最近では東京都労働委員会の非公開である調査について、同委員会及び当事者のご理解により、傍聴を許された。

付設法律事務所による宣伝や担当教員の努力等の結果、受任事件数は適正な数が確保できている（クリニックからの受任は、2017年度相談件

数秋学期 2 件、2018 年度相談件数春学期 1 件、秋学期 2 件、2019 年度相談件数春学期 4 件、秋学期 2 件、2020 年度相談件数春学期 3 件、秋学期 2 件)。2020 年度春学期は、コロナ禍の影響でオンラインによる相談となったが、複数の事案において貴重な成果をあげることができた。とくに、外国人労働者の賃金未払いの事案では、学生の会社に対する内容証明郵便作成を経て、和解交渉となり、当事者から強い感謝が示される結果を得た。

外国人クリニック

展開・先端科目「外国人と法」の事前または事後の履修を推奨しており、外国人に関わる法律問題についての理論と実務の統合的教育を行っている。実務家教員と研究者教員の共同指導の下で、現実に生起している事例についてクリニックでの通訳を介した依頼者への聞き取りや、退去強制処分取消訴訟に関連する各種書面の起案についての指導を行っている。

商事クリニック

商事クリニックでは、実際の事件を扱う困難さがあることから、設例を用いたシミュレーションを中心として、学外の専門法律事務所において実務家教員中心に実施されている。実際の企業再編などに触れるところから、具体的な制度の違いが深まるとともに、実務的な知識を身につける効果が発揮されている。

障害法クリニック

授業と施設見学、ヒアリングなどを組み合わせて障害者の抱える問題の実情を知り、法的問題点を検討し、解決策を模索するところから、単に訴訟といった側面だけではなく社会システムとして法制度を整備していくことを議論する中で、そのために必要な多面的問題を検討するなど、教育成果を上げている。

リーガル・クリニックについては、例えば、法律相談において依頼人（相談者）に対して学生 2 名が対応し、それに教員が付く形になっており、事件数の確保だけでなく、学生数に対する指導教員の充実が重要である。2021 年度の担当教員は、基礎が春学期 3 名、民事クリニックが通年 6 名、刑事が通年 3 名、労働が通年 1 名、行政が通年 2 名、外国人が秋学期 2 名、障害法が春学期 4 名体制（なお、2021 年度は商事は休講）と、充実した体制で指導に当たっている。

学生数名に教員が複数という充実した少人数教育体制の元、実務家教

員の実務の一部にも触れることができ、将来の具体的な職業イメージの形成にも役立っている。

イ エクスターンシップ

法律事務所以外のエクスターン先に対しては、個々に説明資料の送付（依頼時に趣旨説明、スケジュール、実習例、報告書等の資料を送付している）や担当者の訪問・面談によりエクスターンシップへの理解を深めた上での受け入れを依頼してきた。また、10日間以上、かつ通算60時間以上で派遣先と契約している。また、守秘義務については、本法科大学院での宣誓書（上記）だけでなく、とくに派遣先からの要望によりその実態に合わせた守秘義務も課している。

学生に対する成績評価書の提出や学生からの報告書の提出等を通じ、エクスターンシップにおける教育についての連携強化ならびに、教育成果の客観化がはかられており、エクスターンシップ先の多彩化・エクスターンシップ交流会の実施などとあわせ、教育成果の定着および共通化による教育成果の発展がはかられている。

派遣者数は報告書に記載のとおりであるが、派遣率は高水準を維持している。派遣率（試行プログラム（単位認定以外）を含む）は、2017年度春学期100%、秋学期86.8%、2018年度春学期80.0%、秋学期83.1%、2019年度春学期70.0%、秋学期78.9%、2020年春学期66.7%、秋学期69.2%である。なお、2019年度、2020年度については、新型コロナウイルス感染症の影響から、エクスターンシップ中止や辞退、実習期間変更（延期）となったケースも生じており、具体的には、2020年度には、霞ヶ関エクスターンシップ及び知的財産エクスターンシップは中止となった。

本法科大学院におけるエクスターンシップ教育の特色のひとつとして、連携関係にある「早稲田リーガルコモンズ」法律事務所¹³で実施している「コモンズ・エクスターン」がある。これは、従来、育成弁護士の教育プログラムとして実施していた内容を法科大学院生向けに改定した教育プログラムに基づくエクスターンシップ・プログラムである。2015年度は希望学生による任意参加で試行的に実施し、さらに、2016年度から正規科目として単位化したものである¹⁴。2017年度は6名、2018年度は7名、2019年度は10名、2020年度は9名、2021年度は15名と着実に受講者が増加している。

¹³ 早稲田リーガルコモンズ・プロジェクトについては、2021研究科案内10頁参照。なお、早稲田リーガルコモンズ法律事務所とは、2016年度より包括的教育委託契約を締結している。

¹⁴ 内容については、2020年度春季コモンズ・エクスターンシップ・プログラム実施要領、シラバス参照。

2020 年度のプログラムの内容は、具体的には、以下のとおりである。全国における法科大学院のエクスターンシップ教育の参照モデルとなるものと思われる。

- 第 1 回 法律相談
- 第 2 回 接見
- 第 3 回 訴状・申立書の書き方
- 第 4 回 答弁書・準備書面の書き方
- 第 5 回 証拠収集
- 第 6 回 企業法務①
- 第 7 回 民事事件の証人尋問
- 第 8 回 刑事事件【否認事件の弁護】
- 第 9 回 離婚
- 第 10 回 建物明渡請求【訴訟・保全・執行】
- 第 11 回 遺産分割
- 第 12 回 労働
- 第 13 回 行政訴訟
- 第 14 回 交通事故
- 第 15 回 企業法務②

ウ ローヤリング科目

「リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション」、刑事模擬裁判のシミュレーション教育としてのローヤリング科目の内容については、シラバス参照¹⁵のこと。

エ 活動報告書

クリニックの担当教員による活動内容報告や学生の参加の感想を集約したクリニックの活動報告書¹⁶、全派遣先に関する実習内容や感想、自己評価や反省などを集約したエクスターンシップ・プログラム報告書¹⁷が毎年発行されている。

(3) 特に力を入れている取り組み

リーガル・クリニックは、実際の依頼者についての、現実には生起している事件について、本法科大学院の教員の指導監督下で、法律相談や事件担当をすることを意味し、本法科大学院付設の弁護士法人早稲田大学リーガ

¹⁵ 2021 年度シラバス参照。

¹⁶ 2019 年度クリニック報告書

¹⁷ 2019 年度春季エクスターンシップ・プログラム報告書、2020 年度夏季エクスターンシップ・プログラム報告書

ル・クリニックで行うもの（基礎、民事クリニック、行政、刑事、労働、外国人）と、教員が所属する外部の法律事務所等で行うもの（商事、障害法）がある。単に実務を見るだけでなく、自ら学生が経験することを中心としているところが特徴である。刑事クリニックでは勾留請求却下や勾留決定の準抗告認容等により多数の被疑者の身体拘束からの解放を実現させており、実務的にも顕著な成果を挙げている。

他方、エクスターンシップは、実際の現場に学生を派遣し、幅広い法サービスに触れることで、これまで学んできた理論を実務として昇華させるとともに、将来活躍したい分野を見極め、目指そうとする法曹像を具現化することを目的とする。エクスターンシップでは、本法科大学院と契約を締結した、外部の法律事務所、企業法務部、官公庁、NGO-NPO、国際組織などで、法律実務を体験するものである。

これらの臨床法学教育系科目は、民事訴訟実務の基礎、民事弁護実務、家事弁護実務、刑事訴訟実務の基礎、刑事弁護実務、労働訴訟実務の基礎、リーガルカウンセリング アンド ネゴシエーションなどの実務基礎系の科目におけるシミュレーションと有機的に関連しながら実施されている。

また、臨床実務教育として、2016 年度以降、二つのプログラムを実施してきた。

その一つが、多様な人材をより一層かつ確実に法曹界へ送り出すという観点から、従来の法学未修者教育の課題を把握したうえで、その内容・学修支援プログラムを整理・拡充し、法学未修者教育の活性化を図る『未修者教育』システムの改革プログラムである。このプログラムでは、未修者のモチベーションをいかに向上させるかを考慮して、馴染みのない法律学の学修を継続させるには、法曹への関心、そして法曹の仕事のイメージを抱かせ、刺激を与えることが重要であると考え、「実務基礎教育システムの構築」を目指している。そこでは、本学の実務教育の一端を担い、高い評価を受けている弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック及び早稲田リーガルコモンズ法律事務所と連携した、未修者向けの「実務基礎教育システム」により法曹への理解と意識を深め、2 年目以降の学修意欲の向上を目指している。具体的には、模擬裁判、模擬接見・法律相談、実務の現場の見学などを中心とした実務導入教育の構築を目指すものである。2016 年度に試行プログラムを実施し、2017 年度から未修者 1 年に正規の授業科目の「法実務入門」として本格的に実施した¹⁸。履修者は、2016 年度の試行プログラム時は、民事系 10 名、刑事系 9 名、正規授業となった後の 2017 年度 6 名、2018 年度 26 名、2019 年度 31 名、2020 年 22 名と着実に増加傾向にある。

¹⁸2021 年度研究科案内 6 頁、2021 年度シラバス参照

もう一つが、法務研究科修了生を対象とした「実践的実務教育プログラム」である。これまで主として二つの取り組みを挙げることができる。まず第一に修了生用「コモンズ・エクスターン」は、育成弁護士の研修プログラムとしていたものを法務研究科修了生のエクスターンシップ用として発展させたものであり、これを基盤として、本取り組みにおける修了生の継続教育プログラムを作成し、2016年度に試行し、2017年度から実施した。履修者は、2016年度の試行プログラム時は18名、2018年度は22名、2019年度は13名、2020年度は11名である（なお、2017年度は、このプログラムと別の在学生対象のプログラムの履修者とまとめて統計を取っており、双方を合計すると21名である）。

第二に、早稲田大学リーガル・クリニック事務所での修了生向け実務プログラムである。司法研修所入所に向けて、新たに開発したもので、訴状など起案、模擬交渉、契約書チェック、知財実務など、参加・実践形式で実施している。これも、2016年度に試行し、2017年度から実施した。履修者は、2016年度14名、2017年度10名、2018年度8名、2019年度4名、2020年度38名である。なお、2020年度はコロナ禍においてオンラインで実施したため、相当数の学生が複数のプログラムを受講したため、延べ履修者数が急増した結果となった。

（４）その他

2013年度より本法科大学院を修了した弁護士が中心となって設立した弁護士法人「早稲田リーガルコモンズ」と連携し、学生が常に社会の最前線の実務に触れながら教育を受け、同時に社会の多様な分野への進出を後押しする早稲田リーガルコモンズ・プロジェクト（WLCP）を開始した。

同プロジェクトの柱の1つが「次世代育成プログラム」である。これは学生がコモンズ事務所に日常的に出向き、先輩である弁護士と一緒に実務を体験するものである。具体的には、平日の夜や長期休暇を使って、弁護士が受任する民事訴訟・刑事訴訟等の訴訟業務、社会活動など幅広いテーマに参画をする。参加する学生は、法令・判例調査等の下調べなどを担当し、弁護士との議論を通じて、関連法令・判例の理解を深めるとともに、実務

処理の基礎的な手順を学修する。

1年生法学未修者に向けた実務体験プログラムも併せて設置している。これは社会人・法学部以外の学部出身者に対して、コモンズ事務所における基礎的な実務体験を提供するものである。法学未修者として入学する場合、ロースクールの生活や法律の学修に悩む時期がある。本プログラムでは、法曹の仕事の醍醐味を体験させることで、モチベーションを維持、向上させ、将来のキャリア形成のイメージを明確にすることを目的としてい

る。

リーガル・クリニックについては、受講する学生の学修を支援することを目的としたクリニック AA の制度が機能している。クリニック AA は、本法科大学院を修了した弁護士の中からクリニックの担当教員の推薦に基づき、教務主任、アカデミック・コーディネーター（AC）が合議の上、選定をされる。本制度によって、クリニック科目にクリニック AA が参画することで、より身近に議論する機会が増え、実務処理への理解が深まることを期待している。

2 点検・評価

（1）開設科目

リーガル・クリニックは、合計 9 科目（年間 18 講座）もの専門クリニックが開設されており、十分な開設数である。

また、エクスターンシップも、多彩かつ多くの派遣先が確保され、充実したエクスターン教育が実施されており、プログラムとしては卓越したものが準備されている。

（2）実施状況

ア リーガル・クリニック

実務家教員と研究者教員が原則として共同して担当すること、事例検討会での事例についての理論と実務面からの多角的検討、感想報告会の実施・感想報告文の提出による学生からのフィードバック、さらに、実務基礎系科目との有機的連携などによって、臨床法教育における実務と理論の架橋を意識し、それを実践している点は高く評価できる。

実践面でも、本人訴訟を支援するための訴状等、申立書、内容証明郵便の起案、意見書提出による勾留請求却下決定、勾留に対する準抗告の認容などによって多数の被疑者の早期釈放を実現させるなど、理論と実務の両面で、大きな教育的成果を生んでいる。

また、学生の過重負荷を避けるように工夫もされている。

イ エクスターンシップ

法律事務所以外のエクスターン先に対するエクスターンシップへの理解を深めた上での受入れの依頼や、学生に対する成績評価書の提出や学生からの報告書の提出等を通じ、エクスターンシップにおける教育についての連携強化ならびに、教育成果の客観化がはかられている。

また、エクスターンシップ先の多彩化・エクスターンシップ交流会の実施などとあわせ、教育成果の定着および共通化による教育成果の発展がはかられている。

ウ 教育体制

リーガル・クリニックについて、非常勤の実務家教員の拡充がされており、その結果、学生数名に教員が複数という充実した少人数教育体制の下、実務家教員の実務の一部にも触れることができ、将来の具体的な職業イメージの形成にも役立っている点は評価できる。

現在、クリニックを担当する弁護士出身の実務家の専任教員の不足という状況はない。

エ 参加者数

2017 年度は、リーガル・クリニック参加者が 50 名、エクスターンシップの参加者は 60 名（正規登録者数。試行による派遣者も含めれば 80 名。以下、同様に表示する）、2018 年度は、リーガル・クリニック参加者が 62 名、エクスターンシップの参加者は 66 名（77 名）、2019 年度は、リーガル・クリニック参加者が 61 名、エクスターンシップの参加者は 74 名（82 名）、2020 年度は、リーガル・クリニック参加者が 66 名、エクスターンシップの参加者は 83 名（94 名）と多数に及んでいる点及び、エクスターンシップの派遣率（試行による派遣者も含む）は、2017 年度春学期 100%、秋学期 86.8%、2018 年度春学期 80.0%、秋学期 83.1%、2019 年度春学期 70.0%、秋学期 78.9%、2020 年春学期 66.7%、秋学期 69.2%と高い点は評価できる。

もっとも、エクスターンシップに関しては、希望者の 7~8 割程度しか受け入れができていない。派遣先自体は学生の希望者数を大きく上回るが、人気の事務所（派遣先）に学生が集中するなどの結果の受け入れ状況であり、やむを得ないところがある。

なお、学生定員の減少（300 名から 200 名）、カリキュラム編成の 2 年既修者コース中心への移行に伴い、臨床教育科目の履修者数の減少傾向があるが、説明会の回数を増やすなどして、学生の臨床教育への関心を惹起させる工夫をしている。その成果もあり、刑事クリニック及びコンメンズ・エクスターンは、受講生が増加傾向にある。

オ 活動報告書

クリニックの活動報告書、エクスターンシップ・プログラム報告書が毎年発行されている点も評価できる。

カ 線の実務教育の実現

近年のカリキュラム改革により、本法科大学院の実務教育は、入学から（未修者「実務基礎教育システム」）、2 年次（未修 2 年・既修 1 年）の実務基礎教育（法曹倫理、民事・刑事の訴訟実務基礎）、3 年次（未修 3

年・既修 2 年) のクリニック、エクスターン等の臨床実務教育、そして、法科大学院修了生を対象とした「実践的実務教育プログラム」と司法試験合格後のコモンズプロジェクトとしての「次世代育成プログラム」まで、点ではなく線の実務教育、換言すれば、線の法曹養成教育の実現に至ったことは大いに評価できるものと思われる。

3 自己評定

A

[理由]

臨床法学教育は、質的にも量的にも非常に充実している。

4 改善計画

学生定員の減少、授業体制の 3 年法学未修者コース中心から 2 年法学既修者コース中心への移行に伴い、臨床教育科目の履修者数の減少傾向があり、かつ法科大学院全体で言えば、司法試験との関係から実務教育への学生の関心が低くなってきている傾向がある。こうした中、法科大学院教育の要のひとつである臨床教育体制の改善が大きな問題である。

本法科大学院では、授業体制の 2 年法学既修者コース中心への移行を考慮して、夏休みを中心にした実務実習教育の時期を 2、3 月の春休みを中心にするべく、担当事務所、教員等と会合を重ね、2017 年度から実施した。

また、2 上記「『未修者教育』システムの改革プログラム」及び「実践的実務教育プログラム」を 2016 年度に試行し、2017 年度より実施して、より実効性のある教育プログラムの構築を目指している。

また、学生の実務実習教育への関心を高めるために、入学及び授業開始時におけるオリエンテーションの実施、告知手段の充実を行っており、より実効性あるものにすべく、執行部、事務を中心に改善している。

参考資料

2020 年度エクスターンシップ・プログラム報告書

2021 年度エクスターンシップ・プログラム説明会資料

2018 年度、2019 年度クリニック報告書

2020 年度修了生用「コモンズエクスターン」募集要項

早稲田大学リーガル・クリニック 2020 年度修了生プログラム報告書

2016 年度未修者用「実務基礎入門」募集要項

6－4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1 現状

(1) 国際性の涵養

ア 目的

本法科大学院では、国際的に活躍することができる法曹の養成を目的に、国際性の涵養に配慮した取り組みに力を入れている。また同時に、国際的な法律学の教育機関として機能し、「発信」を積極的に行う国際性も体现することを目指している。

イ 国際性の涵養に関する取り組み

本法科大学院では、国際性の涵養に係る取り組みとして、交換協定に基づく外国のロースクール等への交換留学、Transnational Program と Global Forum、海外派遣エクスターンシップ、英語による講義、外国人学生の受入・研修などを行っている。

ウ 実施状況

(ア) 交換協定に基づくロースクール等への交換留学

本法科大学院は、アメリカのコロンビア大学、ペンシルバニア大学、コーネル大学、デューク大学、イリノイ大学、ミシガン大学、ワシントン大学、フォーダム大学、スタンフォード大学、ヴァージニア大学、カリフォルニア大学ヘイスティング校のそれぞれのロースクール、カナダのヨーク大学オズグッド・ホール・ロースクール、フランスのパリ第二大学大学院、ドイツのブチェリウス・ロースクール、オズナブリュック大学、韓国の梨花女子大学・ロースクール、台湾の法務部司法官学院、国立台湾大学法律学院と学生交換協定を結んでいる。

こうした交換協定によって、2005 年から 2020 年の 16 年間で海外に留学した本法科大学院の学生は 49 名にのぼる。

国	派遣先大学・機関	人数	備考
アメリカ合衆国	コロンビア大学	2	Non-degree
	ペンシルバニア大学	10	
	コーネル大学	6	
	デューク大学	1	
	ミシガン大学	6	
	フォーダム大学	5	
	スタンフォード大学	1	Non-degree
	ヴァージニア大学	5	
	カリフォルニア大学 ヘイスティング校	7	
	ワシントン大学	1	
台 湾	司法官学院	5	
合 計		49	

なお、2021 年度については、秋学期よりフォーダム大学 1 名、イリノイ大学 1 名、ペンシルバニア大学 1 名、スタンフォード大学 1 名の派遣が予定されている。

特にアメリカに留学した学生は、LL.M. (法学修士) を取得するとともに、アメリカにおける Bar Examination も受験することが多く、これまでに 23 名がニューヨーク州の Bar Examination に合格している。

なお、2012 年度入学者選抜より「交換留学生優先枠 (LL.M)」を新設し、アメリカのロースクールに留学し、将来国際的に活躍したいと強い希望を持つ者について、概ね 5 名を優先して選抜することにした。これにより、これまで以上に多くの学生を LL.M. コースに留学させ、アメリカの法曹資格を得ることを推進している。また、留学準備講座を設置し、留学が決定した者に対し、アメリカ法の基礎的知識や英語によるメモ等の作成方法などの事前教育を行うとともに、留学経験者との対話の機会を設け、留学後のキャリア形成についても積極的な支援を行っている。

(イ) Transnational Program と Global Forum

本法科大学院では、毎年 3 月にアメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、韓国、台湾などから、教員と学生を招聘し、1 週間の Transnational Program を開催している。このプログラムは毎年特定のテーマを設定し、学生はこのテーマに関する各国のエキスパートである教員から英語による授業を受講する。これに加えて、学生にはテーマに即したプレゼンテーションが求められ、各国の学生が混合した数チームが編成され、そのなかで発表すべき内容について議論を行い、さらにプレゼンテーション

の方法等を練り上げていく。これによって、学生は英語で議論を行う能力、異なる文化的・法的背景を持つ学生・教員を説得する普遍的なプレゼンテーション能力等の養成を目指す。

年度	テーマ	参加大学
2005	CorporAte governance	ペンシルバニア大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2006	International Intellectual Property	ペンシルバニア大学、ワシントン大学、ソウル国立大学、国立台湾大学、ブレイメン大学
2007	International Environmental Law	ペンシルバニア大学、カリフォルニア大学バークレー校、デューク大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2008	International Financial Law	ペンシルバニア大学、スタンフォード大学、ヨーク大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2009	Healthcare And Law	ペンシルバニア大学、コロンビア大学、ヨーク大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2010	Comparative And Cross-Border Insolvency Law	ペンシルバニア大学、テキサス大学、ワシントン大学、ブリティッシュ・コロンビア大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2011	International And Comparative Economic Law	ペンシルバニア大学、オックスフォード大学、ボン大学、ソウル国立大学、中国社会科学院、国立台湾大学
2012	Gender Equality in Society	ペンシルバニア大学、コーネル大学、フランクフルト大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2013	実施なし（Global Forum 開催のため）	
2014	Disaster And Law	ペンシルバニア大学、オレゴン大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2015	Lay Participation And Criminal Justice: Its Significance And Challenges	ペンシルバニア大学、ブチェリウス・ロースクール、ソウル国立大学、国立台湾大学
2016	Medicine And Law	ペンシルバニア大学、ブチェリウス・ロースクール、ソウル国立大学、国立台湾大学
2017	Alternative Dispute Resolution, ADR	ペンシルバニア大学、ブチェリウス・ロースクール、ソウル国立大学、国立台湾大学
2018	実施なし（Global Forum 開催のため）	
2019	Same Sex Marriage	実施に向け準備を進めたが、新型コロナウイルス感染症による入国制限のため中止
2020	Same Sex MArriage （新型コロナウイルス感染症のためオンラインによる開催）	ペンシルバニア大学、ブチェリウス・ロースクール、ソウル国立大学、国立台湾大学
2021	検討中	

さらに、2010 年度からは、ペンシルバニア大学（アメリカ）、フランクフルト大学（ドイツ）、清華大学（中国）と本法科大学院がコンソーシアム“Global Forum”を設立し、毎年各大学が持ち回りでホスト校となり、加盟大学の学生を集めた講義・シンポジウムを展開してきた。Global Forum は、本法科大学院が開催してきた Transnational Program をより国際的に拡大する試みであり、学生が国際的環境で活躍する機会はこれまで以上に拡大することを目的とし、海外での開催においては本法科大学院からも教員 2 名、学生 2～3 名を派遣してきた。なお、Global Forum は参加校すべてが 2 回ずつ開催したことで、2018 年度をもって一区切りとし終了した。

年度	テーマ	開催校
2010	Health Law And Policy	ペンシルバニア大学
2011	Financial Regulation	フランクフルト大学
2012	Domestic Constitutionalism	清華大学
2013	Global Constitutionalism	早稲田大学
2014	—	—
2015	International Law in a Changing World - the Impact of Rising Powers	ペンシルバニア大学
2016	Corporate Responsibility from a Comparative Perspective	フランクフルト大学
2017	Internet Governance	清華大学
2018	Juvenile Justice System	早稲田大学

（ウ）海外派遣エクスターンシップ

エクスターンシップには、学生を外国へ派遣するプログラムもある。これまでにジュネーブの国際組織、韓国の法律事務所、法整備支援のためにベトナム、ラオス、カンボジアに派遣した実績がある。さらに、2011 年度からは韓国・サムソン本社の知的財産権部門とシンガポールの大手弁護士事務所 Rajah&Tann、2016 年度からはアンダーソン・毛利・友常法律事務所・上海オフィスにおけるエクスターン派遣も開始された。また、NGO ヒューマンライツ・ナウのエクスターンでは、タイの難民キャンプへの派遣も行われた。2019 年度からは新たに国連自由権規約委員会でのエクスターンも始まり、ビジネス関連のエクスターンに加えて、国際的な人権保護・難民支援などを経験するエクスターンも拡充している。ただし、2020 年度については、新型コロナウイルス感染症に関連して大学により学生の海外渡航制限が行われたため、海外受入先に対して受入の依頼を行わなかった。

(エ) 英語による講義

2021 年度は「外国法基礎（英米法）」、「トランスナショナル・プログラム」（内容は検討中）が英語による講義として開講されている。また、本法科大学院では、協定を締結している海外ロースクールからの学生を教育するため（次節オを参照）、年間 15 科目ほどの英語による授業を提供している。このなかには、「International Trade Law」「International Entertainment Law」「Comparative Financial Law」など日本人学生にも開放されている科目があり、外国人学生とともに英語の講義を受講できる。

(オ) 外国人学生の受入・研修の実施

本法科大学院は交換協定を持つ大学から多くの留学生を受け入れており、その数は過去 17 年間（2004 年～2020 年）で 181 名に達している。彼らは本法科大学院に 3 ヶ月～12 ヶ月滞在し、英語で提供される講義を受講する。2021 年度においては、以下のような 16 科目が開講される（新型コロナウイルス感染症の状況によっては、上記の科目をオンラインで開講する可能性もある）。

科目名	単位	備考
Japanese Legal Culture	2	
Civil Law in Japan	2	
Criminal Justice in Japan	2	
Human Rights Law in Japan	2	
Pacific Settlement of International Disputes	2	
Civil Dispute Resolution in Japan	2	
Comparative Studies of Intellectual Property Law	2	
Introduction to Japanese Law	2	
Patent Law in Japan	2	
Copyright Law in Japan	2	
Research Paper	2	
Comparative Financial Law	2	日本人学生に開放
International Entertainment Law	2	日本人学生に開放
International Trade Law	2	日本人学生に開放
Comparative Family Law	2	日本人学生に開放
Chinese Law	2	日本人学生に開放

外国人学生にとっては、日本法の基本的な内容を理解する機会となると同時に、本法科大学院の学生にとっても、授業や課外活動を通してこ

うした学生と交流することにより、自然のうちに国際性を涵養する契機となっている。

国	大学名	受入数（人）
アメリカ合衆国	コロンビア大学	10
	ペンシルバニア大学	13
	コーネル大学	16
	デューク大学	9
	ミシガン大学	9
	イリノイ大学	3
	ワシントン大学	2
	フォーダム大学	12
	スタンフォード大学	8
	ヴァージニア大学	16
	カリフォルニア大学ヘイスティング校	6
カナダ	ヨーク大学	28
ドイツ	ブチェリウス大学	18
	オズナブリュック大学	1
フランス	パリ第2大学	13
台湾	国立台湾大学	14
韓国	梨花女子大学	3
合計		181

また、本法科大学院は外国の法律家向けの研修も実施している。国連アジア極東犯罪防止研修所および国際協力機構（JICA）における研修の一貫として、中国、カンボジア、ラオス、ネパールの若手法律家に対し、わが国の法制度と法科大学院制度の状況などについて講義を行ってきた。また、2010年度～2019年度はスイス・サンクトガレン大学の **Executive MBL** プログラムの開催校ともなり、本法科大学院教員がコーディネーターとなって、30名ほどの学生を1週間受け入れ、講義を行っている。2016年度～2019年度には、本法科大学院在学学生および修了生も参加・聴講している。さらに、2014年度に、台湾の司法院法官学院と箇所間協定を締結し、2015年度には教員を派遣して台湾の裁判官に対して集中講義を行った。また、2015年度に国立台湾大学法律学院と箇所間協定を結び、同年度から教員間の相互交流が始まっている。加えて、2016年には中国の東南大学法学院、西南政法大学法学院との間に教員派遣に関する覚書が締結され、教員間の交流が行われている。

(2) 特に力を入れている取り組み

上記のように、国際性の涵養に関する取り組みは広範かつ包括的なものである。英語科目の受講や外国人留学生との交流など、多くの学生が国際性の涵養を行うことができる契機を広く提供する一方で、将来において国際的な舞台で実際に活躍できる法律エキスパートを養成することも、本法科大学院の重要な使命と考えている。こうした点で、国際的な場で働く動機づけ、英語運用能力を含めたスキルの獲得、具体的なキャリア・イメージの形成など、個々の学生の事情・希望を斟酌した丁寧な人材育成を行っている。留学準備講座における正規の取り組みはもちろん、これまでの留学経験者がネットワークを形成し、国際的な活躍の情報交換を行うとともに、アカデミック・アドバイザーとして後輩である現役学生への助言・指導を行うなどの取り組みも進めている。

(3) その他

特になし。

2 点検・評価

「1 現状」に記したとおり、交換協定に基づくロースクール等への交換留学はアメリカ合衆国の11校をはじめ、カナダ、フランス、ドイツ、韓国、台湾が用意されている。Transnational Program と Global Forum は、海外の学生と英語で議論・交流できる貴重な機会を提供するとともに、海外派遣エクスターンシップ、英語による講義、外国人学生の受入・研修など、国際性を涵養するプログラムはきわめて充実したものとなっている。

3 自己評定

A

[理由]

国際性を涵養するためのプログラム・取り組みは、質・量の両面において、卓越したものとなっている。また、留学経験者をはじめとして、本法科大学院の修了生から、実際に国際的な問題に取り組む法曹が生まれるなど、具体的な成果が現れている。

4 改善計画

5年一貫型教育が主流となることを踏まえて、留学を希望する学生のニーズに的確に応え、協定先のロースクールに送り出す新たな制度構築の検討を進めている。多くの学生が、英語能力を含めて海外での学修に適した素養を持ちながらも、司法試験というハードルを前にして、交換留学に踏み出すことを躊躇している状況も否定できない。現行の司法試験のあり方と法科大学

院における国際性の涵養という要請が十分に整合性を持っていないという、一法科大学院として対応できる範囲を超えた制度的な課題があるにせよ、司法試験合格までのより充実した支援の提供により、留学経験者を着実に法曹として輩出していくためのさらなる努力を行う。また、留学後のキャリア・プランや司法試験の先にある法曹としての仕事の広がりなど、より多くの情報を学生に提供し、交換留学への動機づけを積極的に行う機会を増やす方策をさらに講じていく。

また、Transnational Program は開始から 15 年以上が経過し、Global Forum も 2018 年度をもってひと区切りを迎えている。したがって、これまでの大きな成果を踏まえながらも、新しい視点からプログラムのあり方やその内容について再検討をすべき時期にきている。本法科大学院の学生がさらに参加しやすいプログラム構成とすることはもちろん、国際的な法律学の教育機関として積極的な「発信」を行うという観点から、よりチャレンジングなテーマを取り上げるといった発想も求められており、パートナーとなる海外大学との間で、改革に向けた協議を進める。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

（評価基準） 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

（注）

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人以下であること（ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる場合は、この限りでない）、及び法律基本科目のうち必修科目の場合は、10人を下回ることはないよう適切な努力がなされていることをいう。なお、50人以下か否かの点については◎基準、10人を下回るか否かの点については○基準とする。

1 現状

- （1） 1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人、されない人の区別も含む）

評価実施年度を含む過去3年分の、開設科目毎の履修登録者数は、別紙（科目別履修登録者数一覧表¹⁹）のとおりである。

- （2） 適切な人数となるための努力

ア 法律基本科目

法律基本科目必修科目のうち、法学未修者1年次配当科目については、2019年度から2021年度春学期においては、基本的に2クラスの編成となっており、1クラスの人数は、2019年度が29～35名、2020年度が21～25名、2021年度春学期が12～20名となっている。ただし、2021年度春学期において、カリキュラム変更との関係で「刑法Ⅰ」の再履修クラスを特別に設ける必要が生じ、6名のクラスがもう一つ追加されている。

また、法律基本科目必修科目のうち、2年次および3年次配当科目については、2019年度～2021年度春学期において5クラス編成となっており、1クラスの人数は、2019年度が9～45名、2020年度が26～45名、2021年度春学期が32～45名となっている。2019年度の2年次配当科目

¹⁹ 「2019年度 開講科目履修者数一覧（学科目配当表）」、「2020年度 開講科目履修者数一覧（学科目配当表）」、「2021年度 開講科目履修者数一覧（学科目配当表）」

の最少人数クラス（9名）は特進クラスであるが、期中の休学者1名を控除したものである。

以上のとおり、法律基本科目必修科目については、1クラスの人数を適正なものに保つため複数のクラスを開講し、カリキュラム上の暫定措置や休学者を除けば、すべてのクラスについて10人以上であり、かつ50名以下となっている。

さらに、法律基本科目のうち選択科目については、2019年度～2021年度春学期を通じて、1クラスの最大人数が43名となっている。最少人数は年度や科目等によってさまざまであるが、これは、選択科目であるという性質によるものであり、授業の実施において支障が生ずるものではない。

イ 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目の必修科目のうち、「法曹倫理」については、2019年度～2021年度のいずれの年度においても4クラスの編成であり、1クラスの人数は、2019年度が37～41名、2020年度が44～47名、2021年度が32～42名となっている。

また、「民事訴訟実務の基礎」および「刑事訴訟実務の基礎」については、2019年度～2021年度のいずれの年度においても4クラスの編成であり、1クラスの人数は2019年度が37～41名、2020年度が45～49名、2021年度（春学期まで）が43～45名となっている。

法律実務基礎科目のうち選択科目についても、2019年度～2021年度春学期を通じて、2019年度の1科目を除いて、50名を超えるものはない。なお、その1科目は、リーガルライティングAであるが、その人数は57名であって60名を超えていない。

ウ 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目については、科目の性質上、適切なクラス人数を画一的に考えることは困難であるが、2019年度～2021年度春学期を通じて、2019・2020年度の「法医学」と2020年度の「法整備支援活動」を除いて、50名以下のクラス人数となっている。

エ 展開・先端科目

基礎法学・隣接科目の場合と同様、展開・先端科目についても、科目の性質上、適切なクラス人数を画一的に考え難いが、展開・先端科目についても、2019年度～2021年度春学期を通じて、50名を超えるクラスはない。

(3) 特に力を入れている取り組み

上述のとおり、2019 年度～2021 年度春学期の法律基本科目必修科目については、法学未修者を対象とする 1 年次配当科目についても、2 年次・3 年次の配当科目についても、おおむね少人数教育を適切に実施するのに理想的な学生数となっており、効果的な授業の実施に取り組むことができている。

また、例年、1 年次春学期の法律基本科目については、担当者を全員専任教員としており、オフィスアワーと連動して、初学者に対する十分な指導を行うことができている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

上記のデータから知られるように、法律基本科目の 1 クラス人数は、すべて 50 名以下となっており、かつ、そのうち必修科目の 1 クラス人数は、カリキュラム上の暫定措置や休学者を除けば、すべて 10 名以上となっており、双方向・多方向の授業を行うのに必要・適切な人数を満たしている。法律基本科目必修科目 1 クラス人数がおおむね 20～40 名程度の範囲に収まっているという状況は、双方向・多方向の授業を実施し、各学生の理解度・到達度を適切に評価するのに理想的な人数であると考ええる。

また、法律基本科目以外の科目群についても、各授業科目の性質や授業の実施内容と方法の相違を考慮する必要があるものの、各科目群における上記のクラス人数の状況から判断して、本法科大学院においては、法律基本科目以外の科目についても、受講生の「適切な人数」の点では特に問題はないものと考ええる。

3 自己評価

A

[理由]

必修科目はほぼすべての科目について評価基準を満たしており、また、評価基準を満たしていないごく少数の例外的な科目においても、評価基準を充足しなかった合理的な理由があり、選択科目の 50 名超過科目は多数の開講科目の中で各年度 1 ないし 2 科目に留まるのみであり、全体として「適切な人数」の範囲に収まっていると考えられるため。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

7-2 学生数（2）〈入学者数〉

（評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行う。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないことをいう。

1 現状

（1）過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員（A）	入学者数（B）	定員充足率（B/A×100）
2017年度	230人	112人	56.0%
2018年度	200人	136人	68.0%
2019年度	200人	182人	91.0%
2020年度	200人	173人	86.5%
2021年度	200人	160人	80.0%
平均	200人	152.6人	76.3%

- [注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として本法科大学院が定める人数とする
2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数

入学定員・入学者数は、上掲表のとおりである。入学者数は、2017年度～2021年度の平均で入学定員の約76.3%である。

（2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

法科大学院全体の志願者が全国的に減少するという状況の下で、入学定員を大幅に上回る結果が生じるという虞はきわめて少なくなっているといえるが、入学定員を大幅に上回らないように、入学者選抜において、最初に一定数の合格者と共に補欠者を発表し、段階的に、合格者のうちの辞退者の数を勘案しつつ、補欠者の中から、評点の順番に合格者を出している。

（3）特に力を入れている取り組み

本学において学修するに足る能力があると判定した者はすべて入学を認めるという姿勢を貫きつつ、本学での学習環境および人的支援態勢を考慮して、入学者が入学定員を上回ることはないように十分に配慮すると同時に、他方において、入学者が入学定員に満たない場合でも、本学におい

て学修するにふさわしいとはいえない志願者については、その入学を認めないものとし、入学者の質の確保を特に重視している。

(4) その他

現行の入学者選抜制度および入学者決定方法を維持することにより、現在のような入学定員と入学者数の良好なバランスを保っていきたいと考えている。

2 点検・評価

入学定員と入学者のバランスは、おおむね良好な状況であり、十分に許容される範囲であると考えている。

3 自己評定

適合

[理由]

評価基準を充足しているため。

4 改善計画

2019 年度以降、各年度の定員充足率が 80%以上に回復し、現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。法科大学院全体の志願者数の動向に左右される面があるが、入学者の質を確保しつつ引き続き高い定員充足率を維持していくよう努める。

7-3 学生数（3）〈在籍者数〉

（評価基準）在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

1 現状

（1）収容定員に対する在籍者数の割合

【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2017年度	630人	299人	47.46%
2018年度	600人	304人	50.67%
2019年度	600人	366人	61.00%
2020年度	600人	408人	68.00%
2021年度	600人	409人	68.17%
平均	606人	357.2人	59.06%

【注】 1 「在籍者数」とは、休学者を含む法科大学院生の在籍数をいう。

【評価実施年度の在籍者数】

	在籍者数（未修）	在籍者数（既修）	合計
1年次	41人		41人
2年次	51人	149人	200人
3年次	42人	126人	168人
合計	134人	275人	409人

在籍者は、上掲表（2019年5月1日現在）のとおりであり、2021年5月1日現在で収容定員の68.17%である。

（2）在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

各年度の入学者選抜において、収容定員（入学定員）を大幅には上回らないような入学者数としている。

（3）特に力を入れている取り組み

上記（2）のとおり、各年度の入学者選抜において、収容定員（入学定

員)を大幅には上回らないような入学者数としているために、在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための取り組みは特に必要なく、そのための措置は講じていない。

(4) その他

上記のように各年度の入学者選抜において、収容定員(入学定員)を大幅には上回らないような入学者数とする方策を講じているため、在籍者数が収容定員を上回ることにはない状況にある。

もともと、当然のことながら、各年次の定員充足率を入学時の割合に維持するために進級要件や修了要件を緩和する方策を講じてはおらず、各学年を通じて厳格な成績評価を行っており、進級要件や修了要件も厳格に運用していることから、一定数の退学者や休学者が存在するが、これらはそれぞれの事情(他の教育機関への入学、就職、学力不足、身体疾患・心身耗弱、経済的困窮等)からやむを得ないものといえる。なお、これらの事情がある学生についても、それらに至る前段階において本学として十分な相談体制を備えており、さらにその強化に努めている(本学の相談体制に関しては、7-6、1(2)および7-7、1(3)(4)等参照)。

2 点検・評価

在籍者は、収容定員を上回っておらず、適切なバランスであると考えている。

3 自己評定

適合

[理由]

評価基準を充足しているため。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

（評価基準）授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 現状

（1）施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

本学 27 号館（小野梓記念館）の地上部分（1～4 階）および 8 号館 3 階の法廷教室が本法科大学院の専用施設として確保されている（必要に応じて学内の他の建物の施設・設備を利用している）。8 号館 3 階の法廷教室は、2 室からなり、1 室（301 号室）は、裁判官席 9、弁護側席 6、検察側 6、被告席 1（および長椅子 1）、書記官席 1、廷吏席 1 のほか傍聴席等 30 を備え、1 室（302 号室）は、円テーブルに 8 席、その他の座席 30 を備える。両教室とも、法廷には通常備えられている以上に優れた AV 機器を備えている。これとは別に学内に模擬裁判用の法廷セットが用意されている。

教室・演習室については、27 号館 2 階に収容定員 24～79 名の 6 室、3 階に収容定員 23～80 名の 6 室がある。各教室は、各受講者に十分な手元スペースのある机が配置され、教員と学生がお互いに顔を見ながら議論ができ、発言者の声を容易に聞き取ることができるような構造になっている（必要に応じてマイクを使用することができる）。各教室には、ホワイトボード、プロジェクター、モニター、教員用 LAN 接続パソコンが配置されており、受講者の各机には電源および LAN ケーブルのコンセントが配置され、27 号館は全館無線 LAN 対応となっている。

自習室については、27 号館 4 階に本法科大学院専用の独立した自習室 4 部屋に自習用キャレルが合計 164 席用意されており、そのうち 115 席は 24 時間利用可能である。そのほか、10 の端末機器を設置した席がある（これも 24 時間利用可能である）。また、27 号館に隣接した建物（関口ビル=27-10 号館）に本法科大学院生が利用することができる合計 208 の自習用キャレルがある。その他に 19 号館 2 階の 204 自習室の 39 席が利用可能である。自習室の各机には電源および LAN ケーブルのコンセント（27 号館以外では、一部無線 LAN）が配置されており、自習室は適度な明るさに保たれている。

議論スペースについては、27 号館の随所に椅子およびテーブル（1 階 16 席＋長椅子 2 脚、2 階 46 席、3 階 32 席）、2 階にディスカッションコーナー（4 席×3 ブース・2016 年 9 月増設）、3 階に相談ブース（4 席×5 ブース）が設置されており、学生が自由に自主的に議論の場などに利用

している。また、27号館に隣接した建物（関口ビル=27-10号館）に定員12名のグループ学習室（利用頻度が少ないことから、2019年8月に5室から2室に縮小されたが、27号館に十分な議論スペースがあるため支障は出ていない）が用意されており、学生グループが予約の上、貸し切ることも可能である。なお、27号館の教室についても、授業が行われない場合には、学生グループが予約の上、貸し切ることができる。

教員の研究室については、27号館に隣接した8号館の7～12階に設置されており、学生が容易に訪れることができる。研究室のある各階（7～12階）には学生指導室（合計6室）が設置されており、オフィスアワーで活用されるほか、教員が複数の学生とコミュニケーションをとる際に利用することができる。

コピー機等については、27号館1階にコピー機が複数設置されており、さらに4階の自習室の外側に共用パソコン（学内LANネットワークおよび法務研究科教育研究支援システムに接続されたもの）およびプリンターが10台設置されている。

また、27号館2階～4階に学生用のロッカーを設置しており、1人1台貸与を行うことにより、教科書・参考書類を収納することができるように配慮している。

イ 身体障がい者への配慮

車椅子利用者に対しては、27号館の入口からスロープを使用して、エレベータホールに行き、エレベーターを利用することにより、2階から4階までの教室や自習室への移動が可能となっている。また、1階および4階に障がい者用トイレを設置している。2014年度に視覚障がい学生を受入れたため、27号館4階に点字作業室（2018年春学期まで使用）を設置するなど施設・設備の整備がなされており、また四肢体幹機能障がい者の入学に備えて、2016年3月には27号館1階出入口と4階自習室入口の自動ドア化を行った。

法廷教室等がある8号館についてもスロープ、障がい者用エレベーター、障がい者用トイレが設置されており、同館における移動・授業等の実施において不都合が無い状況になっている。

（2）問題点及び改善状況

これまで指摘された主な問題点とその対応ないし改善状況は、下記のとおりである。

27号館教室に設置されているAV機器については、デジタル対応等が必要になってきたため、2017年度より2教室ずつ入れ替え作業を行っている。2018年度末より3年間かけて、学生貸出用ロッカー扉のダイヤル錠化を

行い、学生の利便性を高め、防犯面の強化も図っている。

設置後 15 年が経過し、椅子の老朽化が進んできていたことから、2020 年 4 月に 27 号館 2 階～4 階のラウンジ・相談ブース・ディスカッションコーナー・自習室の椅子の入れ替えを行った。

本法科大学院において、学生は、目安箱の機能を持ったメーリングリスト＜From-LS-students＞を利用し、施設等に関して、随時、意見を述べるができる。このメーリングリストによるメールは、研究科長、教務担当教務主任、学生担当教務主任および関係事務職員が閲覧し、必要な対応をとっている。随時寄せられる学生の要望に対しては、適宜対応してきており、快適な学習環境の整備はかなりの程度なされていると言える。

これまで恒常的に寄せられてきた自習室の増設の要望は特に聞かれなくなった。十分な自習スペースが確保されているためであろう。

（3）特に力を入れている取り組み

東日本大震災後において、地震に対する備えをさらに充実させている。本法科大学院が授業で使用する 27 号館・8 号館はいずれも 2004 年および 2005 年に完成した建物であることから、耐震構造については十分な配慮がなされている。実際、東日本大震災においても、建物に損壊等の被害は出ていない。

授業中に地震が発生した場合を想定し、教員が学生に指示すべきポイント避難路を記載したプレートを、すべての教室に配備している。また、地震発生時あるいは緊急地震警報が発せられた場合に、直ちにドアを開け、避難路を確保する観点から、ドア・ストッパーを全室に設置している。また、避難経路を示す掲示、停電時でも点灯する避難路の照明なども完備している。

2020 年 4 月 8 日以降のコロナ禍の下では、8 月中まで 27 号館を原則的に入館禁止としたが（授業はオンライン授業）、9 月 1 日以降、平日 10 時～16 時限定で自習目的の利用を認めた。同年の秋学期授業の開始以降は、月曜日～土曜日の 8 時～20 時（11 月 16 日以降は、22 時まで、日曜・祝日も学生認証証により入館・自習が可能）の間、自習室とラウンジ・ブースの使用可能キャレルや着席可の座席を限定して自習スペースを提供すると共に、着席可能席を限定してオンライン受講用と自習用に教室を開放した²⁰。2021 年度の春学期は、必修科目を中心にハイフレックス授業を開始したが、引き続き空き教室の自習用とオンライン受講用に活用している。入退館時および各教室等の利用前後の消毒液による手指消毒の設備が完備さ

²⁰ 2020 年 9 月 23 日付け通知「27 号館の利用について【9 月 25 日～】」、2020 年 11 月 13 日付け通知「27 号館の利用について【11 月 16 日～2021 年 1 月 25 日】」。

れているほか、教室・自習室等は、法令に準じ1人あたり毎時30 m³の換気量が確保されており、必要に応じ窓や扉を開放して換気に努めている²¹。

(4) その他

本法科大学院では「司法試験委員ガイドライン」を2016年6月に策定し、司法試験考査委員を嘱任している教員が閉鎖的なスペースで学生の個人指導をしないこととし、そのためのオープンスペースを確保することを定めた。それにともない27号館1階にガラス張りのオフィスアワー・ルーム(12席)を用意し、司法試験考査委員のみならず、他の教員にも幅広く利用されている。

学生が夜間および休日に27号館の自習室を利用する場合、入館するにはカードリーダーに学生証(教職員は身分証明書)を通すことが必要となっており、セキュリティが確保されている。なお、警備員が定期的に館内を巡回しているため、夜間等においても学習環境における安全が確保されている。

2 点検・評価

本法科大学院専用棟、教室・演習室、研究室などの施設の確保・整備状況および無線LAN、コピー機・共用パソコン・プリンター、学生専用ロッカーなどの設備の確保・整備状況は、優れていると考えており、自習室をはじめ議論や飲食・談話スペースの確保・整備にも努めてきた結果、施設・設備に対する学生の要望は充足してきていると言える。もっとも、これは近年の学生数や修了者数の減少による部分もないとは言えないため、引き続き学生の学習環境の整備・拡充に努めていく。

3 自己評価

B

[理由]

AV機器や什器の更新、自習スペースの補充などが順次なされており、現状は、評価基準を満たしていると考えられるが、改善すべき点が全くないというところまでは到達していない。

4 改善計画

これまで、自習室や議論スペースについては逐次整備・拡充を図ってきており、学生の満足度も高くなっていると考えられるが、修了生用の自習室が必ずしも十分とはいえない。コロナウイルス感染状況の帰趨や司法試験制度の改正に伴う在学中受験の状況もにらみつつ、自習室の拡充を検討していく。

²¹ 2021年4月1日付け通知「27号館の利用について【2021年4月5日～当面の間】」。

7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

（評価基準）教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1 現状

（1）図書・情報源の確保

図書に関しては、本法科大学院専用建物（27号館）に隣接した2号館の高田早苗記念研究図書館（蔵書数：506,923冊）および8号館の法律文献情報センターに本法科大学院教員および学生の利用に向けた法律図書（公的判例集、法学研究教育に必要な内外の専門雑誌および図書）が収蔵されている。その他、本法科大学院学生は、法学部学生読書室（27号館に隣接した8号館地下2階）や中央図書館（本部キャンパス内、蔵書数：2,846,636冊）をはじめ、学内の他の図書館を利用することができる。

学内のすべての図書館において、図書は一般的な配架基準にしたがって配列されている（利用時間は午前9時～午後5時または午後10時で、どの図書館も司書等によるサポート体制が整っている）。学生にとっては、その学習のために必要な図書はほぼすべて上記の図書館の全てまたはいずれかに備え付けられていると思われるが、購入希望の図書については、中央図書館の図書検索システム等を利用してその希望を出すことができ、高額でない図書（10万円以下の単行本）の購入希望はほとんどの場合になえられる。

判例検索その他のデータベースに関しては、学生は、すべて、①教育研究支援システム（ローライブラリーTKC、LEX/DBインターネットほか28種類）および②大学図書館が提供しているデータベース（第一法規法情報総合データベース、LEXIS、Westlawほか欧米や中国文を含む149種類）にアクセスすることができる²²。さらに、法律文献・書誌全文データベースであるLaw Library Information (LLI)（最高裁判例解説ほか6件）を利用して主要法律雑誌等の記事を参照することができる。このほかにも、大学全体で利用可能な図書館で提供されている各種・各学問分野のデータベースを利用することができる。以上のデータベースの多くは、学生および教員は、パスワードを入力の上、学内ばかりでなく学外からもアクセスし、必要な資料を検索しダウンロードすることができる。

上記の本学における図書・情報源の整備体制の下において、多くの授業

²² 2018年度「学術情報基盤実態調査〈大学図書館編〉」の項、「Ⅱ個別事項・(C)・(3) データベース」参照。なお、前回提出した自己点検・評価報告書には、大学が提供しているデータベースは240種類と記載されていたが、大学図書館に確認したところ、これは誤りであったことが判明した。大学図書館において提供されているデータベースの状況にほとんど変わりはなく、学生の学習には何ら影響はない。

科目では、電磁的方法により、学生に対して、参照すべき文献または情報についての指示を与えている。

(2) 問題点及び改善状況

図書等に関する学生の希望として、学生から、かつて、判例集等の27号館への蔵置・配架の希望が出されたことがあるが、これらは上記データベースにて利用可能であるほか、隣接する建物に完備されており、また、27号館にはそのためのスペースもないため27号館には蔵置していない。ただ、データベースからダウンロードした資料については、その印刷のためのプリンターを増設して学生の便宜を図っている（トナーの補給などの保守管理にも万全を期している）。

(3) 特に力を入れている取り組み

上記のようにデータベースの充実に力を入れており、上記データベースは、LLIを除いて、学外からも利用可能であることの便宜性は学生に高く評価されている。

(4) その他

上記(2)のように、データベースからダウンロードした資料については、その印刷のためのプリンターを増設しているが、さらに学生の便宜を図るために印刷については課金していない。

2 点検・評価

勉学に必要な図書は完備しており、さらに利用可能なデータベースは充実しており、勉学に必要な資料の不備はないと考えている。

3 自己評定

A

[理由]

評価基準を十分に満たしていると考えするため。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

7-6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

1 現状

(1) 事務職員体制

教員の教育や学生の学修を支援する人的体制としては、まず本法科大学院事務所の職員が挙げられるが、事務職員は 16 名 (内、管理職 1 名、専任 7 名、嘱託 2 名、派遣 6 名) にすぎず、しばしば超過勤務を強いられており、人員が絶対的に不足していることは否定できない。具体的な業務として、履修相談・登録ならびにグループ学習室の管理・貸出、教材配付、答案返却、試験の実施・運営、各種相談対応 (教務主任と連携)、修了生支援等を行っている。

(2) 教育支援体制

教育支援として学生 RA・TA が採用され、各教員の授業準備など教育上の補助をしている。2017 年度では春学期 RA6 名 TA25 名・秋学期 RA6 名 TA23 名、2018 年度では春学期 RA2 名 TA25 名・秋学期 RA5 名 TA19 名、2019 年度では春学期 RA6 名 TA22 名・秋学期 RA6 名 TA17 名、2020 年度では春学期 RA5 名 TA16 名・秋学期 RA5 名 TA11 名が採用され、のべ業務時間は、2017 年度は春学期 RA867 時間 TA1,367 時間・秋学期 RA785 時間 TA1,329 時間、2018 年度は春学期 RA443 時間 TA1,662 時間・秋学期 RA611 時間 TA1,085 時間、2019 年度は春学期 RA948 時間 TA1,463 時間・秋学期 RA699 時間 TA1291 時間、2020 年度は春学期 RA787 時間 TA403 時間・秋学期 RA726 時間 TA860 時間である。

(3) 特に力を入れている取り組み

教員や学生の教育支援上の特段の人的体制としては、本法科大学院修了生を中心とする弁護士 70 名程度 (2017 年度 81 名 [内女性 21 名]・2018 年度 72 名 [内女性 20 名]・2019 年度 68 名 [内女性 20 名]・2020 年度 77 名 [内女性 24 名]・2021 年度 78 名 [内女性 25 名]) がアカデミックアドバイザー (AA) やチューターとして常時下記 (7-8) のような活動をしているほか、本法科大学院の必修法律基本科目や選択科目「法律基本科目応用演習」における学生の起案文書の添削にあたったりして、教員の教育支援にも手助けとなっており、教員の大きな教育上の支えの 1 つとなっている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

上記のように、事務所の事務職員の員数の不足は依然深刻であり、その改善は最重要課題の1つである。一方で、教育支援としての RA・TA、AA が需要に対応する程度に十分確保できており、総合的に見て、支援の体制は、法科大学院に必要な水準に達しているものとみられる。

3 自己評価

B

[理由]

RA・TA とは別に 70 名程度の AA を継続的に確保している等の点において、全体としてよく実施できているといえるが、事務職員体制は十分とはいえず、改善の余地がある。

4 改善計画

事務職員の増員について、厳しい財政状況の下ではあるが、大学本部と交渉を継続するほか、AA やチューターのための予算を確保してニーズに合った支援を提供していくことについても引き続き検討している。

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

（評価基準）学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

- ① 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

1 現状

（1）経済的支援

本法科大学院は、学生に対し、給付の奨学金として 2017 年度に総額 9982 万円余で 131 名、2018 年度に総額 9920 万円余で 125 名、2019 年度に総額 13213 万円余で 176 名、2020 年度に総額 12140 万円で 159 名の学生を採用している。早稲田大学全体における奨学金は貸与ではなく給付型の奨学金が多いことに特徴があるが、本法科大学院を対象とする給付奨学金も、厳しい財政事情の中、比較的充実しているものと思われる（新設・増額に関わるものとして、2019 年度より千賀修一法曹養成奨学金〔年 70 万円・5 名〕が設けられたほか、2018 年度より大隈記念奨学金〔年 40 万円〕の支給条件が緩和され、2019 年度より隅野克子奨学金〔年 70 万円〕の採用人数枠が 2 名から 4 名に拡大された）。学内の給付型奨学金の出願者に対する採用率は、2017 年度は 22.6%、2018 年度は 34.4%、2019 年度は 38.3%、2020 年度は 44.4%である（出願者数の増減、奨学金の新設・増額のほか、各学部・研究科に学内においてローテーションで割り当てられる奨学金もあるため、数値は年度により多少増減する。）。

その他の支援体制として大学は複数の学生寮を提供しており、本法科大学院の学生も利用可能である。現在は主に本法科大学院への留学生が利用している。

（2）障がい者支援

全学的施設として、「障がい学習支援室」が設置されており、本法科大学院の受験生・学生に対する包括的な支援サービスを提供している。これまでに本法科大学院で行われた支援として、聴覚障がい者（2011 年～2013 年に在籍）に対して、すべての授業中においてパソコンによるノートテイカー 2 名によるフォロー、視覚障がい者（2014～2016 年度正規生、2017～2018 年度春学期特別研修生として在籍）に対して、点字作業室の設置、音声・点字 PDA（携帯情報端末）の貸出、授業資料・試験問題・六法等のテキスト化、試験問題の点字化等、学生への厚いサポートが行われた。ま

た、本法科大学院が授業で使用する 27 号館および 8 号館は、すべてバリアフリーとなっており、車椅子による教室へのアクセスが可能であり、また障がい者用トイレも完備されている。

2021 年度現在、障がいを有する学生が 2 名在籍している。下肢障がいを有する学生に対しては、授業間の教室移動を軽減できるよう教室配当上の配慮を行っており、また、書痙障がいを有する学生に対しては、パソコン入力による期末試験等の受験を認めるほか、授業時の板書撮影を認める等の対応を行っている。

(3) セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

本法科大学院は、学生が、教職員および教務主任のいずれにも相談することができる体制が整っており（窓口対応・直接対応以外に、通常の大学事務アドレスでの相談受付のほか、<From-LS-students@list.waseda.jp>という教務主任と事務所専任職員のみが投書を見ることのできるメーリングリストを用意している〔2018 年度 1 件、2019 年度 1 件、2020 年度 2 件の投書あり〕。）、必要な場合は、大学のコンプライアンス相談窓口を利用することができる。

(4) カウンセリング体制

前記の相談窓口・メーリングリスト対応の他、大学の保健センターと連携して、保健センターの「学生相談室（心理・精神衛生・法律相談等）」や「診療室」「保健管理室」への紹介等、協力しての学生対応も行っている。

特に精神面の問題に関する相談先として、心理専門相談員および精神科医を擁する大学の保健センターでの対応が充実している。本法科大学院学生の保健センター利用率は、他箇所学生に比較して高いが、本法科大学院学生についてのメンタルケア体制の必要性と背景事情は、全学の教務主任会等を通じて大学学生部に周知されており、保健センターでも共通認識が形成されている。

主として学生担当教務主任と事務職員が相談への直接的な対応を担っている。個々の教員がオフィスアワー等で相談を受けることもあるが、その場合でも学生担当教務主任に引き継いで今後のケアの方針を協議することが多い。

こうした相談先については、教育研究支援システムでの掲示のほか、入学時のガイダンスや各種配布物、本学の WEB サイトを通じて学生に周知しており、また本法科大学院の事務所窓口でも随時照会に応じている。

(5) 問題点及び改善状況

本法科大学院学生は、未修者の成績不振学生を中心に、学修上の困難・

不安等に起因する過度のストレスから、精神的な不調を訴えるケースが散見されたため、学生へのアドバイス体制（7-8 参照）を充実や、進級要件の見直し等を通じて、不合理な競争ストレスの除去に努めてきた。2018 年度からは、未修者のクラスを 2 クラス制に戻したことで、適正規模教育による学修ケアはより充実したものになっており、学修上のストレスは相当程度緩和できているのではないかとと思われる。

近年は、SNS 上でのハラスメントなど、人間関係のトラブルに関する相談が多様化し、増加する傾向にあり、面談を要した相談案件の数は、2017 年度は 2 件、2018 年度は 5 件、2019 年度は 3 件、2020 年度は 1 件であった（なお、同一案件は複数回面談しても 1 回として計算している）。面談回数・時間・対応方法の検討等で、学生担当教務主任と担当の事務職員の負担が大きくなっていることから、担当者の増員等も含めて体制整備に引き続き取り組む必要がある。

なお 2020 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大状況から来校が制限された学生に対応するため、各種問い合わせ先の一覧を作成して、学生が自宅にいてもどこに問い合わせをしてよいか明確にしたほか、適宜 Zoom 等のインライン会議システムを活用した面談等に対応できる体制を整備した。

（6）特に力を入れている取り組み

特段の取り組みとして、育児・介護等両立支援が挙げられる。本法科大学院の学生は、法科大学院棟に隣接する 99 号館（STEP21）に設置されている「早稲田大学 学生・教職員用託児室」を割引料金で利用可能である。また、育児・出産・家族の介護のために、休学または復学を前提とする退学を認めているほか、2019 年度からは育児・出産等の理由による休学者を対象に、休学期間中でも AA による学習支援（7-8 参照）を受けられる制度を新たに創設した。さらに、介護や、本人の通院等、やむを得ない事由があると認められる場合には、必修科目・曜日時限のクラス編成について一定の配慮（クラス変更や科目振り替え）も行っている。

（7）その他

本法科大学院では、学生に学修に専念することを求めており、社会人に対しても原則として入学前に仕事を休職・退職するよう指導している。しかし他方で、就業先の事情でどうしても仕事から抜けられないという場合、入学を諦めるということのないように「1 年次 2 年間計画履修制度」を設け、一定時間の就業と学修が両立できる制度を導入し、2010 年度からは、法学既修者にも同様の制度を設けた（「2 年次 2 年間計画履修制度」）。

本法科大学院では、1 年次から 2 年次、2 年次から 3 年次に、修得単位や GPA に関する進級要件が課せられているが、本計画履修制度が適用される

と、これらの要件を 2 年間かけてクリアすることになり、初年度は就業との関係で通常必要な数の科目履修をしなくとも次年度に進級することができることになる。ただし、2 年間が経過した段階では、各学年の進級要件を充足しているかが評価され、充足していない場合には、その段階で除籍となる。具体的な適用・進級に関する条件は以下のとおりである。

標準課程（未修コース）入学者 2 年間計画履修制度

1 年目の扱い	履修可能な範囲内で科目登録を行う。 1 年次（1 年目）の秋学期末の時点で、「1 年必修科目」（30 単位）の修得単位が 16 単位以上である場合は、2 年次に進級する。
2 年目の扱い	2 年次に進級した場合 2 年次（＝入学後 2 年目）の秋学期末の時点で、1 年必修科目（ <u>12 科目・30 単位</u> ）のうち <u>11 科目以上</u> を修得し、かつその GPA が <u>1.2</u> を超えていない限り、在学年数満了退学となる（1 年目に不合格であった科目も GPA 計算に入れる）。
	2 年次に進級しなかった場合 1 年次（2 年目）[＝入学後 2 年目]に、1 年目に未修得の必修科目を科目登録する。 2 年目終了時に 1 年必修科目（ <u>12 科目・30 単位</u> ）のうち <u>11 科目以上</u> を修得し、かつその GPA が <u>1.2</u> を超えている場合のみ、2 年次に進級できる（1 年目に不合格であった科目も GPA 計算に入れる）。 なお、2 年目終了時に 2 年次に進級できなかった場合は、在学年数満了退学となる。

短縮課程（既修コース）入学者 2 年間計画履修制度

1 年目の扱い	履修可能な範囲内で科目登録を行う。 2 年次（1 年目）の秋学期末の時点で、「2 年必修科目」（26 単位）の修得単位が 16 単位以上である場合は、3 年次に進級する。
2 年目の扱い	3 年次に進級した場合 3 年次（＝入学後 2 年目）の秋学期末の時点で、2 年必修科目（ <u>13 科目・26 単位</u> ）のうち <u>12 科目以上</u> を修得し、かつその GPA が <u>1.5</u> を超えていない限り、在学年数満了退学となる（1 年目に不合格であった科目も GPA 計算に入れる）。
	3 年次に進級しなかった場合 2 年次（2 年目）[＝入学後 2 年目]に、1 年目に未修得の必修科目

	を科目登録する。 2年目終了時に2年必修科目（13科目・26単位）のうち12科目以上を修得し、かつそのGPAが1.5を超えている場合のみ、3年次に進級できる（1年目に不合格であった科目もGPA計算に入れる）。 なお、2年目終了時に3年次に進級できなかった場合は、在学年数満了退学となる。
--	--

もともと、本計画履修制度は2020年度までの旧カリキュラムを前提としており、法曹コースの新設に伴って改編された新カリキュラムに直接適用することが困難であることから、差し当たり、未修コースについては2021年度から、既修コースについては2022年度からそれぞれ本制度を廃止することになった。現在、カリキュラム検討委員会において新たな長期履修制度の創設に向けた検討を行っている状況である。

2 点検・評価

経済的支援、カウンセリングを含む精神面の支援、障がい者の支援とも、大学と連携しながら極めて充実した支援体制が備わっている。学生生活に関する相談に応じる体制についても、本法科大学院の事務所職員は学生との距離が非常に近く、親身に話ができる雰囲気があるのが特徴であり、さらに教務担当・学生担当の両教務主任が頻繁に面談を行って、相談に応じており、十分な支援体制が備わっているものと評価できる。

なお、2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大状況下で対面での相談・面談の実施が困難な場合があったものの、Zoom等のオンライン会議システムを活用することで、従前と実質的に変わらないサポート体制を確保することができた。

3 自己評価

A

[理由]

支援の仕組みは非常に充実しており、十分に活用されている。

4 改善計画

人間関係のトラブルに関する相談の多様化・増加も踏まえ、相談体制の整備に引き続き取り組みたい。

7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1 現状

（1）アドバイス体制

ア 教員によるアドバイス

専任教員は、学生からの質問や相談を受ける機会として、原則としてオフィスアワーを週 1 コマ設定しており、これを設定しない場合でも学生のメールに応じて個別にオフィスアワーを設ける体制がとられている。加えて、教員の中には、教育研究支援システムの質問コーナーやメールによる質問に応じている者も多い。オフィスアワーや利用方法については、教育研究支援システム上で掲示しており、利用は履修学生に限定されない。

科目履修や学習全体のアドバイスについては、教務担当教務主任・学生担当教務主任の両名が、面談の上、相談に応じている場合も少なくない。また、学期末の成績発表日には、教務主任が1・2年生を対象に「今後の学修に関するオリエンテーション」を実施しているほか、2020年度からは当年度の司法試験結果に関する説明会なども実施することで、履修上の指針と学修の動機付けを与えるようにしている。

イ オリエンテーション・説明会

入学前にはオリエンテーションや導入教育を開催している。具体的には、例年12月に入学予定者説明会（法学既修者向け・法学未修者向けの学修指導ガイダンス、個別相談会など）を開催するほか、2月から3月にかけては、①法学既修者・法学未修者と対象を分けて（未修者は憲法・民法・刑法、既修者は憲法・民法・刑法・民訴法・刑訴法・会社法・行政法について）、本法科大学院の学修の心構えや現時点で勉強をしておくべき内容などを解説する導入講義、②法情報検索に関する事前教育、③短答式問題の解き方や学修方法に関する説明会、④入試成績に応じた科目別の弱点強化ゼミなどを実施している。

ウ チューターおよびアカデミック・アドバイザーによるアドバイス

直近の3月に修了したばかりの本法科大学院修了生が修了生チューター（2017年度9名、2018年度8名、2019年度8名、2020年度9名）として6～10月の期間、本法科大学院修了生の司法修習生が修習生チューター（70期4名、71期3名、72期3名、73期3名）として修習中の

1～6月の期間、その他本学法学研究科博士課程修了生が法学研究科修了生チューター（1名）として通期、本法科大学院棟3階ブースに待機し、後輩である在学生の学修相談に対応している。

また、本法科大学院修了生を中心とする70名程度（2017年度81名〔内女性21名〕・2018年度72名〔内女性20名〕・2019年度68名〔内女性20名〕・2020年度77名〔内女性24名〕・2021年度78名〔内女性25名〕）の若手法曹を、アカデミック・アドバイザー（AA）として採用している。アカデミック・アドバイザーは、在学生および修了生の学習支援に深く関わり、入学前の導入講義を担当したり、個別の学修相談に応じたりするほか、学生たちの自主ゼミを支援したり、社会人・他学部出身者のように自主的なゼミを組みづらい学生なども視野に入れてサポートゼミや科目別ゼミを企画するなどして、学生の学習活動を促しており、学生にとって大きな教育学習上の支えの1つとなっている。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況から各種の活動自粛が要請された2020年度は、AAやチューターによるゼミを全てオンライン形式での実施に切り替えたほか、申込み、資料配付、答案提出等の書類のやり取りについても全て来校せずオンラインで済むよう手続を改善した。

エ 在学生たちによるアドバイス

入学直後には、Welcome-LS と称する法務研究科承認学生研究活動団体の在学生を中心に新入生の歓迎行事を自主的に運営しており、その後も継続的に学修方法やロースクールでの生活に関するアドバイスを与える活動をしている。本法科大学院は、学生のこうした自主的活動について側面的な支援を行っている。

（2）学生への周知等

随時、教育研究支援システム上で、告知がなされ、学生には十分に周知されている。

（3）問題点及び改善状況

日常の学修や生活に関するアドバイス体制は十分なものとなっているが、修了後あるいは在学中に法曹以外のキャリアを選択する者も少なくないことから、法曹以外のキャリアについてのアドバイス体制を充実させる必要があった。そこで、2013年度より「キャリア支援室」を本法科大学院内に設置し、在学生ならびに修了生が自分自身のキャリアを形成していく上で参考になる情報提供や支援を行っている。

具体的には、法曹以外の分野へのキャリアプランニングに関して、法律事務所や企業による合同説明会をはじめとした各種セミナー・説明会を実

施しているほか、各方面から本法科大学院に依頼があった求人情報につき、随時掲示板に掲示するとともに、修了生メーリングリストを活用して、随時に配信を実施している。

また、学部から就職活動を経ないままロースクールへ進学してくる学生が多く、エクスターンシップや法曹としての就職活動を円滑に進める観点からも、学生にビジネスマナーを習得させることが重要な課題であったことから、法務教育研究センター主催で「法科大学院生のためのビジネスマナー講座」を開催し、2017年度からは7月と1月に「エクスターンシップ派遣予定者講習会」の中でビジネスマナーの習得を促している。

(4) 特に力を入れている取り組み

法曹としての就職支援では、毎年司法試験終了後に、ロースクール稲門会主催で、「就職情報交換会」を開催し、法曹界（弁護士、裁判官、検察官）をはじめ、企業法務部や官公庁で活躍する修了生が、自らの就職活動体験を報告し、就職に関する情報を提供している。さらに、キャリアコンサルティング会社に協力を仰ぎ、「自己分析・書類対策セミナー」「面接対策・模擬面接セミナー」を開催し、就職活動を始めるにあたっての準備・対策に向けたセミナーも開催している。また、学生に進路選択についての情報を提供するため、法務研究科承認学生研究活動団体による自主的活動で、様々な分野で活躍する法律家を招いての「連続講演会」や事務所訪問等のイベントを学生および修了生を対象に開催している。

(5) その他

2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大状況から対面による事前教育や面談、説明会等の実施が大きく制約されたが、Zoom等のオンライン会議システムを活用するなどして、実質的に例年と同様のサポート体制・参加機会を確保するように努めた。2021年度も状況に応じて学生に不利益が生じないような柔軟な支援体制の構築に継続的に取り組んでいる。

2 点検・評価

学修方法についてのアドバイス体制は、教員のオフィスアワーに限らず、チューターやAAにつき、従前より格段に充実した体制が生まれ、順調に機能し定着している。科目担当教員とAAとの連携についても、AAを招いた教員FDを開催して経験を共有し質疑を行うなど、情報交換に取り組んでいる。

進路選択については、従来に比べ、格段に学生へのアドバイス体制は整い、学生や修了生相互間の情報交換活動への支援や、法曹以外のキャリアプランについても目配りがなされており、非常に充実しているものと評価できる。

3 自己評価

A

[理由]

アドバイス体制が非常に充実しており、よく機能している。また、新型コロナウイルスの感染拡大状況に対しても、オンライン会議システム等の活用のほか、申請手続等のオンライン化を進めるなどして、迅速かつ柔軟に対応できている。

4 改善計画

引き続き AA と教員との連携強化等に取り組みたい。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

（評価基準）厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

1 現状

（1）成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第4条によれば、「専門的な法律知識その他の学識」、「法的な推論、分析、構成及び論述の能力」、「法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力」、「法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力」、「法律に関する実務の基礎的素養その他前三号に掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養」を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施することが定められていることに鑑み、本法科大学院としての成績評価基準については、2003年4月10日に「開設準備委員会」第17回会合において決定された「法務研究科（専門職大学院）設置大綱」において定められ、後に2003年6月に文部科学省に提出された「早稲田大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）設置趣旨および特に設置を必要とする理由」において確認されているところである。

そして、その後も毎年度の学生向けの「早稲田大学大学院法務研究科要項」に記載されるとともに、教員向けには春学期・秋学期の採点についての依頼文書に記載されている。すなわち、成績評価は100点を満点として素点をもって行うことを原則として、合格のA+（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69から60点）と不合格のF（59～0点）、H（試験不受験）、G（評価不可能—評価することに必要な条件を満たしていない）で表示し、可否の判定に関しては、各科目の講義において扱われた題材に関する基本的な理解が得られているかどうかを基準としている。各科目の基本的な理解の修得、すなわち、授業の到達目標については「早稲田大学大学院法務研究科 講義要項」において科目別に記載されており、これは、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて、各科目の担当教員が作成したものである。また、各授業の内容概要とシラバスについても「講義要項」に記載され、さらに、「教育研究支援システム」上には、担当教員が授業用に作成したレジュメや資料等も掲載され、より具体的に学修内容や題材があらかじめ示されているので、個々の学生

は、これらを通じて到達目標に達したか否かを修得したかを評価することができる。

イ 成績評価の考慮要素

法科大学院においては、講義、報告、レポート、試験、双方向による質疑応答等の多角的な教育方法がとられていることから、成績評価についても、各科目の授業内容や形式等の各授業の特性に応じて、定期試験、中間試験、双方向・多方向への授業への参加・貢献の度合い、報告、レポートなどを総合的に評価する方針をとっている。また、必修科目については、必ず定期試験と中間試験（但し、学期後半科目や実務系科目等は除く）を実施することとしているが、その内容は、授業内容の理解度を確認するためのものであり、前記の到達目標に達しているか否か、どの程度達したか否かを評価するためのものである。

同一科目について複数のクラスが設定され、複数の教員が担当する場合には、成績評価の公正を確保するために、原則として、同一試験で実施している。

なお、双方向・多方向への授業への参加・貢献の度合い、すなわちプロセスを考慮要素の1つとしており、平常点を実効的な評価につなげる方策の1つとして、授業担当教員に対して、毎回出席をとることを要請し、座席表や出席カードを利用した出席確認を奨励するとともに、教員室の事務員にその集計を依頼できる旨を各学期初めに周知するなどして、その徹底を図ってきたところ、現在では、ほとんどのクラスにおいて出欠確認がなされており、これは出席を前提とした双方向・多方向への授業への参加・貢献の度合いを評価するために必要な条件を整えるのに役立っている。もっとも、平常点の扱いないしプロセス評価の割合に関しては、例えば、法律基本科目等においては基本的知識の習得に十分に時間を割く必要があり、双方向授業よりも講義形式を活用の方が適切な場合もあると考えられる等の理由から、プロセス評価の割合は各教員の裁量に委ねられている。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

成績評価の区分については、受講生が20名以上のクラスでは、合格となるA+（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）を相対評価とし、不合格となるF（59～0点）、H（試験不受験）、G（評価不可能－授業への出席回数が全体の3分の2を満たさないとき）を絶対評価で行っている。合格となるA+からCまでの割合は、A+を各クラス人数の10%、Aを30%、Bを30%、Cを30%としている。

合格基準の配分を相対評価とするのは、本法科大学院のように、多数の学生に対し多数の教員が協同して成績評価を行う場合に考えられるクラス間による成績評価上の格差を是正し、より公平かつ適切な成績評価を行うためである。

なお、各割合については、5%の増減の余地を認め、より適切な評価につながる工夫をしている。他方、合否自体は本法科大学院の到達目標に達したか否かで判定することから、不合格については絶対評価としている。

20 人未満の少人数クラスについてはこの割合を厳格に適用できない事態も想定し得るため、各担当教員の判断により柔軟に対応することを認めているが、その場合も厳格な成績評価の趣旨に鑑み、できる限り相対評価を行うこととしている。

エ 再試験

2011 年度までは、+A から C の合格基準に達せずに F 評価（59～0 点）を受けた科目、定期試験を未受験の科目で H 評価を受けた科目については、一定の上限単位の限度で再試験を受験することを認めていた。しかし、定期試験を故意に欠席して（受け控え）、後述のように C 評価を超える評価は得られないものの、再試験までに時間を稼いで勉強し、なんとか単位を獲得しようとする学生が散見されるようになったため、2012 年度より定期試験欠席科目は、病気や交通障害等正当な理由による試験欠席であることを究科長が認めた場合以外は、再試験の受験を認めない方針を教授会にて決定した（2012 年 7 月教授会）。

その後さらに、選択科目の場合は授業内に試験を実施するものと定期試験期間に試験を実施するものとがあり、前者については再試験の機会がないのに対して、後者について再試験の機会があるという差異が生じており、このような科目・クラス間での差異は適当ではないとの判断から、2018 年度からは、必修科目（法律基本科目および実務系基礎科目。選択必修科目は対象外）および司法試験における選択科目に関連する科目（担当教員が再試験を行うことを決定したものに限る。ただし、演習・応用演習は対象外）についてだけ再試験を認めることとした。

なお、定期試験において F 評価を受けた者に対する再試験の評価は、一度は不合格であったものを救済するものであることから、C 評価（60 点）による合格か、F 評価（59 点～0 点）による不合格かのいずれかとするが、H（試験不受験）の評価を受けた理由がやむを得ないものであった（正当な理由による欠席）であることを研究科長が認めた場合の再試験については、学生には非がないことから、通常の通りの評価をすることができることとしている。

再試験の上限単位については、2006 年度 1 年次入学者までは 6 単位であったところ、これによると 2 単位の科目であれば 3 科目受験できるが、4 単位の科目ならば 1 科目しか受験できないといった不均衡が生じることや、2007 年度 1 年生から 2 年次への進級要件として GPA1.5 以上という要件を導入したこと（後述参照）から、1 年次の 4 単位必修科目につき 2 科目まで再受験を認めることが適当と判断して、2007 年度 1 年次入学者以降から 8 単位に改めた。さらに、2014 年以降からは、定期試験時において学習内容が定着したとはいえない学生に対

しては厳格な評価を行い、再試験を実施することとに対応して、再試験の受験可能単位数の上限を 16 単位に変更している。

学生からの再試験の受験申請は各学期の成績発表日および翌日に受け付け、再試験は、春学期 9 月中旬、秋学期 2 月下旬～3 月初旬に実施している。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

以上の成績評価方針に基づき、各教員は担当科目についての成績評価基準を具体化して設定している。上述したように、各科目の講義において扱われた題材についての理解度を判定基準としており、各科目の担当教員が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて授業の到達目標を定め、「早稲田大学大学院法務研究科 講義要項」に記載しているところである。また、すべての科目の講義の内容概要については「講義要項」に記載され（さらに「教育研究支援システム」上でも、各科目の学修内容や題材が具体的にレジュメ等により示されており）、これらも各科目の具体的な到達目標として機能している。各科目の成績評価の方法と成績評価に占める試験やレポート、平常点評価等の各割合についても、「早稲田大学大学院法務研究科 講義要項」に記載されているが、この割合は、各科目の担当教員がそれぞれの科目の授業内容や形式を勘案しながら設定したものである。

（2）成績評価基準の開示

ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

本法科大学院の成績評価方針と評価基準（A+～F までの基準点と相対評価の割合を含む）は、入学時に配布される「早稲田大学大学院法務研究科要項」に記載され、学生に開示されている。また、再試験及びその対象科目についても、同じく「早稲田大学大学院法務研究科要項」と学期ごとに掲示される「成績発表および再試験について」に記載され、学生に開示されている。さらに、各担当科目の成績評価の方法と成績評価に占める試験やレポート、平常点評価等の各割合についても、毎年 2 月に公開する Web シラバスにより学生に開示されている。

なお、紙媒体のシラバスは 2017 年度から早稲田大学の全学的方針により廃止されている。

（3）成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

上記の成績評価基準に基づいて、各科目の担当教員は、厳格に成績の評価を行っている。特に、同一科目について複数のクラスが設定され、複数の教員が担当する場合には、成績評価の公正を確保することが不可欠であるところ、原

則として、定期試験の問題を統一し、採点基準についても意思統一を行っている。

成績評価の厳格な実施を担保するための措置として、学期毎に、「成績評価における注意事項」や教務担当教務主任名で学期ごとに「成績評価に関するお願い」を科目担当教員に配布して成績評価基準の厳守の徹底を図るとともに、各クラスにおける該当人数を表にした「早稲田大学大学院法務研究科 相対評価標準表」（受講人数ごとに A+～C の人数の目安を記載した表）を教員に配布して、周知および注意喚起を図っている。

可否による成績評価は、実習科目等の段階的評価に馴染まない科目に限られており、原則として、厳格な基準による段階的評価が採用されている。

イ 成績評価の厳格性の検証

各教員は、定期試験採点後、採点済み答案、採点簿とともに、項目別配点表を事務所に提出している。このうち、採点済み答案は、個々の学生によるチェックを可能とするため学生に郵送その他の方法により返却している。学生に対しては、担当教員から試験についての解説・講評が行われているため、学生は返却された答案と照らし合わせて、何らかの疑問があれば申出をすることができる。また、項目別配点表は、シラバス記載の配点割合に従って成績評価がなされているかをチェックするためのものである。さらに、事務所において各科目の成績評価分布表が作成され、これは各学期の採点終了後の直近の教授会で配布され、相対評価の遵守を教員間で相互にチェックすることができる体制も構築している。その結果、相対評価の基準割合については、概ねその割合が遵守されている。

また、各科目についての定期試験の出題レベルおよび合格答案のレベルについても、前述のように各科目の講義において扱われた題材についての基本的な理解が得られているかどうかを可否の判定基準とし、各科目の担当教員が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて授業の到達目標を定め、それに基づいて成績評価が行われている。

以上のような体制により、あらかじめ示された法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価であるべきことが各教員相互の共通認識として確認され、成績評価基準も厳守されて、成績評価の厳正さを担保することにつながっているものと思われる。

ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

(ア) 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価の実施を担保するための組織的体制・取り組み

前述のように各科目の講義において扱われた題材についての基本的な理解が得られているかどうかを合否の判定基準とし、各科目の担当教員が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて授業の到達目標を定め、それに基づいて成績評価が行われている。特に必修科目に関して法科大学院の学生であれば修得しておかなければならない基礎的な法律知識を修得していない場合には進級できない仕組みとしている。成績評価の結果は、各学期末の教授会において相互確認をされ、問題がある科目については教務主任から担当教員に対して注意喚起をすることとしている。

(イ) 到達度合いの確認と検証等

試験後に試験答案を学生に返却や、解説講義や教育研究支援システム上への解説・講評の掲載する等により、学生が出題の趣旨や解答上要求される学修項目を確認することができ、また自己の到達度合いを点検することができるようにしている。また、各科目の試験問題や解説・講評は教育研究支援システム上で公開されており、教員が相互に試験問題の適切さをチェックすることができる。これらにより、到達度合いの確認と検証等を確保している。

エ 再試験等の実施

再試験の場合の成績評価も上述の基準に従って定期試験と同様に厳格な評価を行っている。再試験期間を設けて再試験が実施され、同一科目について複数のクラスが設定され、複数の教員が担当する場合には、原則、共通する再試験問題作成と合否判定のダブルチェック等を行っている。

なお、2019年度の春学期・秋学期の再試験の合計では、1年生では45名が67科目の再試験を受けて不合格者17名、23科目不合格、2年生では119名が211科目の再試験を受けて不合格者56名、92科目不合格、3年生では27名が33科目の再試験を受けて不合格者2名、3科目不合格であった。また、2020年度の春学期・秋学期の再試験の合計では、1年生では21名が29科目の再試験を受けて不合格者2名、2科目不合格、2年生では135名が237科目の再試験を受けて不合格者66名、81科目不合格、3年生では37名が41科目の再試験を受けて不合格者4名、4科目不合格であった。

なお、再試験の実施時期は、エクスターンシップの派遣期間と重複しないように、春学期は9月上旬（2周目）、秋学期は2月下旬（最終週）としている。

オ 学生からの異議申立て

上述の仕組みによっても、成績評価に問題が生ずることを完全には否定できないことから、本法科大学院は、2013 年に「成績評価に対する異議申立手続に関する内規」を定めていることについては、後述第 8-3 参照。

カ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特別措置

2020 年度春学期以降、新型コロナウイルスの感染拡大は、本法科大学院における成績評価・修了認定に様々な影響を与え、また与えつつあるところであるが、このことによってもいささかも成績評価・修了認定において不十分な情報に基づくことが行われたり、不正確、不公平なことが生じてはならないことから、綿密な検討に基づき周到な方策を採用している。

まず、試験をオンラインで行う必要が生じたため、学生が自宅にいても不正行為がないように監督するため、Zoom を活用した。もっとも、Zoom による監視は完全ではないことから、これに依拠しすぎることはかえって不公平となりかねないことから、試験自体を答案作成に当たって何を参照してもよいルール（オープnbック方式）で行った（もっとも、第三者による支援は不可とし、これは Zoom による監視により不正行為を見逃さないようにした）。

試験実施は次の通り行った。すなわち、受験する学生は、事前に配信された解答用紙（A4 ・8 枚）フォーマットをダウンロードしてこれに答案を手書きする。また、通信障害等のトラブル対応のため、受験者は事務室に自分の電話番号を登録する。受験に当たっては、指定された URL にアクセスする。監督者は受験生であることを確認の上で「入室」を許可し、①学生証を持っているか、②参加者と学生証の顔写真が一致しているか、③参加者名と学生証の氏名が一致しているか、をチェックする。そして、試験中は、監督者は「ギャラリービュー」により学生の映像を一覧でチェックできるようにして、不正を防止することとしている。

オンライン試験における手書き答案の提出方法については、スマートフォンに「Adobe Scan」をインストールして、解答済み答案用紙全体をスキャン（撮影）し、「学籍番号-氏名-科目名」をファイル名として記入し、早稲田大学法務研究科教育研究支援システムにアクセスして、該当する科目のところにレポート提出の要領で提出する仕組みを採用している。

なお、オンラインでの試験を実施する場合に生じ得る通信障害等による試験欠席については、学生向けの通知を発し、研究科長による審査により、「正当な理由による試験欠席」と認められた場合は、当該科目の再試験を受験することができ、その成績は、通常通り、A+から F で評価される旨周知を図っている。

その他、通常は手渡し等により行っている作業も、電子的に又はレターパックによる郵送により行い、また、再試験のための受験料の支払いも銀行振込みを可能とした。

以上については、リハーサル等を行って万全を期し、実際、トラブルなく実施ができた。

(4) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(5) その他

なお、2019 年度における修了率及び中退率は以下のとおりとなっている。
まず、修了率については、2018 年既修入学と 2017 年未修入学者数の合計は 136 名であり、うち、標準修業年限者数は 91 名であって、標準修業年限修了率は 66.9%であった。

他方、中退率については、1 年次退学率 9.6%、2 年次退学率 8.0%、3 年次退学率 0.9%となっている。

2 点検・評価

2010 度までは、各科目の担当教員が実際に成績評価を行うにあたって、学期末試験、双方向・多方向への授業への参加・貢献の度合い、学習報告、レポート等の考慮要素の配点割合を事前に明らかにしていない場合が多くみられ、総合評価の内実が不明確であるとの印象が払拭できなかったため、2011 年度から、各科目の教員はあらかじめ成績評価上の考慮要素の配点割合を設定し、「早稲田大学大学院法務研究科 講義要項」に記載することとされた。この仕組みは、その後現在に至るまで、実効的に機能していると評価できるものと思われる。

なお、この配点割合は、当該学期の受講者数や、受講生の授業内容の理解度、授業進度等に応じて実際に授業を進行する過程の中で変わり得る可能性があるものであるため、たとえば学生の理解を十分にするために当初に予定していたより多くの小テストやレポートなどを学期途中で実施するなどした結果、それぞれの考慮要素の配点割合を変える必要が生じたり、あるいは、学生の理解度に応じて双方向授業から講義形式に重点を置く授業形式に途中で変更したり等したために、成績評価において考慮されるそれぞれの要素の重みも変わり得る。そのため、各学期の当初の予定は事後に変更するが認められ、その際は速やかに関係学生に周知することとされている。

また、2010 年度秋学期からは、上述の通り、採点簿とともに、成績評価の項目を割合で示した項目別配点表も作成・提出していることから、成績評価の根拠がより明らかにされ、成績評価の厳格性の検証も可能になっている。とはいえ、平常点の評価理由や具体的な評価方法については、各教員の裁量に委ねら

れているので、さらに、各教員の工夫や実践を話し合う機会を設ける等して、評価の公平さ・客観性に向けての教員の意識をさらに向上させるため、不断の再確認が必要である。

同一科目について複数のクラスが設定され、複数の教員が担当する場合には、成績評価の公正を確保する試みとして、必修科目のうちの多くは定期試験の問題を原則として統一し、採点基準についても意思統一を図っている。

3 自己評定

A

[理由]

厳格な成績評価を実施する仕組みが的確に構築され、その実際の運用についての検証についても学生への開示、教員間の相互監視等によって実効的な方法が組み込まれていること、また、新型コロナウイルスの感染拡大による異常事態のもとにおいて、厳格かつ公平な成績評価を実現することができたと考えられることから、A の評価に値すると思われる。

4 改善計画

上述のように、厳格な成績評価については、これまでの法科大学院も運営を通じて様々な的確かつ実効的な施策を採用し、改善されてはいるものの、成績評価は学生にとって法科大学院において習得すべきものは何かを把握し、日々精進するモチベーションとなるものであり、また教員にとっても教育内容・方法に関する自己規律の根幹となるものである以上、今後も内外の知見を取り入れ、自らを省みて、不断の努力をしていくべき課題であり続けるものであると認識している。

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

（評価基準）修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で，修了認定が適切に実施されていること。

（注）

① 「適切に設定され」ているとは，法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて，修了認定要件が設定されていること，及び，修了認定要件としての，必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目），他の大学院や他の法科大学院等との単位互換条件等が，適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならない，100単位程度までで設定されることが望ましい。

1 現状

（1）修了認定基準

修了認定基準は、「早稲田大学大学院学則」において定められ、3年以上在学し、所定の単位（2009年度までは96単位、2010年度から100単位、2016年度からは102単位）を取得することが修了要件となっている。ただし、法学既修者の認定を受けた者は、修了に必要な単位のうち、1年必修科目（2016年度から30単位）を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。

つぎに、本法科大学院は、進級要件を設けているところ、進級するための要件にGPA基準（その計算方法については別紙参照）を導入している。GPAを導入した理由は、導入以前の学生の成績データ（3年間）から、1年次の成績のGPAが1.5以下である者は、その後の2年次、3年次の成績も振るわないことが明らかになったことによる。とりわけ、必修科目は、いずれも法科大学院の学生であれば修得しておかなければならない基礎的な法律知識であり、法曹として必要とされる基本的な能力を養うものであるもので、そうした基礎的な科目の成績が全般的に振るわない場合は、仮に単位を修得できたとしても、その後の応用的・発展的科目の学修に対応できないと考えたことによる。ただ、導入当時は、その要件を、1年生終了時に1年必修科目（32単位）のGPAが1.5を越えていることとし、2年生に進級できなかった者には、1年必修科目のすべてを再履修することを求め（2年次配当科目を履修することはできない）、2回目の1年生終了時に1年必修科目をすべて修得し、かつそのGPAが1.5を越えている場合のみ、2年生への進級を認め、2年目終了時に2年生に進級できなかった者は、在学年数満了退学としていた。しかし、成績を相対的評価に基づいて評価している本法科大学院の場合、GPA基準の適用が学生の間に過度の競争を強いることになり、多様性を持った学生が「共に学ぶ」という理念に悪影響を与えてい

るのではないかと懸念が生じた。特に 1 年次の法学未修者クラスにおいては、入学以前の法律学に関する素養の格差が GPA に反映する等、他学部・社会人学生に不利であり、必ずしも適切な要件となっていないとの指摘が行われるようになった。

そこで、2011 年度に、次のような進級要件の見直しを図った。

まず、「1 年生次から 2 年次の進級要件」については、緩和した GPA 基準と一定数の科目・単位履修とを併用する制度を導入することにより、「他の学生との比較」によるのではなく、「将来の法曹となるための一定の水準」に達しているかを重視する進級要件とした。具体的には、過去のデータを踏まえながら、2016 年度入学者においては、1 年生必修科目（12 科目・30 単位）のうち 10 科目以上かつ 26 単位以上を修得し、かつ 1 年生必修科目全体の GPA が 1.2 を越えていることとし、2 年生に進級できなかった者は、1 年生必修科目のうち、A+ または A の成績評価を受けた科目を除き、すべての必修科目を再履修することが求められ（2 年次配当科目を履修することはできない）、2 回目の 1 年生終了時に 1 年必修科目のうち 11 科目以上を修得し、かつ 1 年生必修科目全体の GPA が 1.8 を越えている場合に限り、2 年生に進級できることとした。

つぎに、「2 年次から 3 年次への進級要件」については、2 年必修科目（12 科目 26 単位）の GPA が 1.5 を越えていることとし、3 年生に進級できなかった者には、2 年次の必修科目のうち A+ または A の成績評価を受けた科目を除き、すべて再履修することを求め（3 年次配当科目を履修することはできない）、2 回目の 2 年次終了時に 2 年必修科目のうち 11 科目以上を修得し、かつその GPA が 1.5 を越えている場合に限り、3 年生に進級でき、2 年生の 2 年目終了時に 3 年生に進級できなかった者は、在学年数満了退学となるとしている。

なお、今後、2021 年度未修入学者および 2022 年度既修入学者についての修了認定に要する単位数は 93 単位となる。

（2）修了認定の体制・手続

事務所が各科目の成績をとりまとめて修了判定の処理を行い、修了認定予定者リストを作成して教授会に提出する。教授会は、このリストをもとに、各予定者が所定の単位を修得していることを確認した上で、修了認定を行っている。

進級に関しても、同様に教授会において進級者の認定を行っている。

（3）修了認定基準の開示

以上の修了認定基準および進級要件は、次年度が始まる前に「早稲田大学大学院法務研究科要項」、「科目登録の手引き」、法務研究科教育研究支援システム上のお知らせ「科目登録における注意点」等の欄に記載し、学生に開示している。

（４）修了認定の適切な実施

ア 修了認定の実施状況

2019 年度修了者のうち、2019 年 9 月修了認定対象者 1 名はそのまま修了決定をし、2020 年 3 月修了認定対象者 109 名中 102 名について修了決定をした（前者の 1 名の取得単位数は 102 単位、後者の中での取得単位数の最多は 122 単位、最小は 102 単位で、平均 106.25 単位であった）。修了認定ができなかった 8 名についてその原因は、留年 3 名、休学 1 名、留学 3 名であった。

2020 年度修了者のうち、2020 年 9 月修了認定対象者 3 名全員について修了決定をし、2021 年 3 月修了認定対象者 138 名中 130 名について修了決定をした（前者の中での取得単位数の最多は 116 単位、最小 106 単位で、平均 108 単位であり、後者の中での取得単位数の最多は 118 単位、最小 102 単位で、平均 105.62 単位であった）。修了認定ができなかった 8 名についてその原因は、留年 7 名、留学 1 名であった。

2020 年度の進級の状況に関しては、1 年次から 2 年次への進級判定対象者 52 名（うち、2 年目 11 名）のうち、36 名（うち、2 年目が 4 名）の進級が決定された（進級率は 69.1%（うち、2 年目が 36.4%））。進級できなかった 16 名のうち、留年決定者 6 名、在学年数満了退学決定者 2 名、休学者 8 名であった。つぎに、2 年次から 3 年への進級判定対象者 209 名（うち、2 年目が 27 名）のうち、162 名（うち、2 年目が 22 名）の進級が決定された（進級率は 77.5%（うち、2 年目が 81.5%））。進級できなかった 47 名のうち、留年決定者 35 名、在学年数満了退学決定者 1 名、休学者 11 名であった。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施とその検証

上述のように、本法科大学院では進級要件に GPA 基準を導入しており、とりわけ必修科目に関して法科大学院の学生であれば修得しておかなければならない基礎的な法律知識を修得していない場合には進級できない仕組みをとっており、修了については、いわゆる単位積み上げ方式をとっているため、結果として、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定となっている。

（５）特に力を入れている取り組み

特になし。

（６）その他

特になし。

2 点検・評価

修了認定された全員が、所定の修了要件を満たしており、上述した修了認定基準は適正に実施されていると評価できる。また、認定の体制・手続についても、十分な資料をもとに教授会で審議され、修了要件を満たしていることを確認した上で認定が行われており、適切かつ公正であると考えている。

3 自己評価

A

[理由]

修了のための基準の設定、認定体制・手続、開示のいずれも適切に実施されており、また、厳格な修了認定の結果としての数字に表れているように、適切に実施されており、A評価に値すると考えている。

4 改善計画

修了認定基準や手続自体には、現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

（評価基準）成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 現状

（1）成績評価における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

本法科大学院では、定期末試験については、試験後に答案を返却しているため、学生は、その答案に記されたコメントや、試験実施後に行われる解説講義または教育研究支援システムに掲載された解説・講評により、学生は自らの答案の評価の適正さを確認することができる。各学期の定期末試験前には、科目担当の教員に対して教務担当教務主任名で「答案返却およびコメント・解説等の掲示に関するお願い」や学期ごとの「成績評価に関するお願い」と題するペーパーが配布され、こうした措置の徹底が図られている。あわせて、従前から、合否判定にかかわらず、希望する学生には、各科目担当教員が個別に面談を実施して対応しており、学生が自己の成績評価の適正さを確認できる体制を構築している。

つぎに、成績評価に対する異議申立てに関しては、2007 年度に「成績評価に対する異議申立手続に関する内規」を設け、ある科目の合否判定に異議のある学生は、異議を申し立てる前に、当該科目の担当教員に合否判定の説明を求めることとし、その説明によっても疑義が解消されなかった場合に、学生は異議申立書を提出して法務研究科長に異議を申し立てることができ、その申立てを受けて、担当教員を含めて 2 名以上からなる検討委員会が設置され、再度の合否判定が行われることとしていた。しかし、この点に関しては認証評価時に指摘があり、それを受けて、2013 年度に適正な手続を確保するために内規を改正し、担当教員を検討委員会の委員から外すとともに、当該担当教員は、いかなる資格であれ、検討委員会の審議に参加することはできないこととして、審議の公平性の徹底を図り、申し立てた学生からみてフェアな手続であるとの納得を得られるように修正した。なお、再試験に関する異議申立ては、正当理由に基づいて定期試験を欠席したと研究科長が認めた場合以外の場合には認めていない。

この手続による異議申立ては、2007 年度から 2012 年度までに 3 件であったところ、内規改正後の 2013 年度以降は、2013 年度に 4 件、2015 年度に 2 件、2018 年度に 1 件、2020 年度に 1 件となっている。

イ 異議申立手続の学生への周知等

成績評価に対する異議申立手続については、上記内規を教育研究支援システムの「事務所からのお知らせ」欄で公開し、学生に開示している。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

修了認定に対する異議申立手続については、本法科大学院の修了については、在学期間と単位数の充足（いわゆる単位積上げ方式）により機械的に認定されるため、異議申立ての定めや特段の措置を設けていない。もっとも、在学期間の確認や認定単位の集計上のミスといった不測の事態に備える意味で、現在では、少しでも疑義をもった学生には「本法科大学院事務所学務係」に申し出ることを促す告知を行い、修了認定に誤りなきようにする努力をしている。

イ 異議申立手続の学生への周知等

本法科大学院では修了認定における異議申立制度は設けられていないが、少しでも疑義をもった学生に対しては、前項（2）アに記載したとおりの告知を行っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

成績評価に対する異議申立てについては2007年度から制度化し、2013年により適正な手続に改めたところであるが、実際には、答案返却や担当教員の個別面談が実施されて、それらが十分機能してきた経緯もあって、異議申立てに至ったケースは、上述のとおり、ごく少数にとどまっている。また、異議申立てがあつたいずれのケースに関しても、上述した内規に従って検討委員会が設置され、審査が行われた結果、成績評価は相当であつて当初の評価どおりに維持されるべきであるとの判定結果が出されている。

3 自己評定

A

[理由]

成績評価に対する学生からの異議申立手続については、担当教員を申立事案の処理に一切関わらせないようにする改善を行ったこともあり、適正手続に合致する制度になっていると考えられる。

修了認定についての異議申立手続がないのは、修了認定が成績評価を機械的に集計して行うものであって、異議はすべて成績評価に対するもので処理されることで必要十分であることに基づいており、成績評価に対する異議申立手続がしかるべき整っている以上、問題ないと考えられる。

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適合認定）

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適合認定）

（評価基準）法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

（注）

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。
- ② 「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

1 現状

（1）法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインド・スキル

（ア）本法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

本法科大学院は、創設以来「挑戦する法曹」の輩出をその目的として掲げており、本法科大学院が養成しようとする法曹像—すなわち、めざす「挑戦する法曹」—とは、「常に社会の変化を敏感に感じ、より複雑で多様化した現代社会のニーズに即応して、新たな時代を切り拓いて正義と体現する法の担い手となり、様々な課題に敢然と挑戦し、人と社会と世界に貢献できる法曹」であり、それは「人の『喜び』『苦しみ』『痛み』を理解できる豊かな人間性を持った法曹」でもある²³。「挑戦する法曹」というキャッチフレーズに象徴される法曹像は、本学の建学の精神と法曹養成に関するこれまでの経験・実績を踏まえ、司法制度改革審議会の意見書に示された基本理念を実現する方向で練り上げられたものであり、かかる理念を実現すべく、これまでも多彩なバックグラウンドを持ち、個性あふれる多くの人材を受け入れてきた。さらに、AIをはじめとする新たなテクノロジーやネット社会の拡大や、今般のコロナ禍等により生起する新たな問題に対応することができる法曹が社会において求められる中、本法科大学院は、こうした時代の流れに対応し、新たな問題に果敢に取り組むことができる「挑戦する法曹」の養成を目指している。

こうした「挑戦する法曹」に求められるスキルは、本法科大学院が

²³ 『2021 研究科案内』1頁。

掲げる〈教育研究の目的〉に明確に示されている。

「早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）は、法律学の専門知識を具え、それを批判的に検討し、さらに発展させる創造的な思考力を持つとともに、社会に生起する法律問題を的確に分析し、解決する能力を持つ志の高い法曹、すなわち 21 世紀の社会をリードする質の高い法曹の養成、これからの日本社会が要求する法曹資格を持った法律専門職の養成を目的とする。²⁴」

ここに盛り込まれている本法科大学院が養成しようとするスキルは、①法律学の専門知識、②批判的・創造的な思考力、③社会に生起する事象の調査能力、④法的問題の分析能力、⑤これらを駆使して現実の問題を解決する能力である。これらは、日弁連法務研究財団が設定しているスキルに合致するものである。また、〈教育研究の目的〉には明示されてはいないが、「挑戦する法曹」は、他者との密接な関係のなかで、法の理念・正義を実現する強い姿勢を示すものであり、その点で⑥自らが考える意見を正確に表現し、他者を説得する能力、⑦他者の意見に真摯に向き合い、その主張するところを的確に汲み取るコミュニケーション能力は、当然に本法科大学院が養成しようとするスキルに含まれるものである。

また、新たな時代の「挑戦する法曹」が持つべきマインドは、本法科大学院が養成することを標榜する具体的な法曹のイメージに端的に現れている。本法科大学院は、①法曹として新たな時代を切り拓く開拓精神、②社会正義と法の支配をうち立てる強い使命感・倫理感とそれに裏打ちされた迅速な判断力・行動力、③人の苦しみ・痛みに関心する感性を有する法曹の養成を目指している²⁵。これは、日弁連法務研究財団が設定している〈2つのマインド〉と共通する内容を持つが、強いて言えば、本法科大学院ではこれらに加えて、人の苦しみ・痛みに対する敏感な感性とこれに基づく行動力を重視している。これは、本法科大学院が養成しようとする 8 番目のスキルとも位置づけられる。

（イ）本法科大学院による検討・検証等

上記のようなマインド・スキルは、入試やカリキュラムを所掌する委員会等で具体的な内容が検討されてきている。その実際の展開については、次節および（2）において詳細に述べるが、入試制度やカリキュラム構成等は、こうした本法科大学院が養成しようとするマインド・スキルを前提に設計されている。こうした各種の委員会における議論を通じて、教員の間においてマインド・スキルに関するイメージ

²⁴ 『2022 年度入学者選抜試験要項』表紙裏。

²⁵ 『2021 研究科案内』1 頁参照。

の共通化・共有化をはかるとともに、FD 研修会において具体的な成果を検証することに努めている。また、運営諮問委員会を通じて、外部の視点から、本法科大学院科が養成することを目指すマインド・スキルの設定が適切であるかを検証してきている。

さらに、こうしたマインド・スキルは、＜入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）＞²⁶や『2021 研究科案内』²⁷およびWEB ページの入試およびカリキュラムの説明において明確にされており、受験生に対しても周知がなされている。

（ウ）科目への展開

本法科大学院のカリキュラムは、強い使命感をもって入学した学生に対して、基本的なものからより高度に専門的なものへと段階的に専門的法知識を積み上げていくこと、理論と実務の架橋をはかるべく理論研究を重視しながら実務的・実践的教育に大きな比重をかけていること、幅広いニーズに応えるべく多様性に富んだ科目設定をしていること、国際的な交流を重視していることなどの特色を有している。これによって、法曹に求められるマインド・スキルを総合的に養成している。

具体的には、まず、授業開始前の入学予定者に対して、法学未修者と法学既修者に分けた「導入講義」を開設している。これは本法科大学院を修了した若手弁護士であるアカデミック・アドバイザーが担当し、修了生として、また法曹として、法科大学院で養成されるマインドとスキルのイメージを早期に植え付け、その修得を目指したカリキュラム・授業にスムーズに対応できるようにすることを目的としている²⁸。また、導入教育の一環として「法情報検索講義」を実施し、「教育研究支援システム」の利用方法を教示し、かつ、その利用を開始させることによって、本格的授業開始以前に、法令・判例・学術論文等をWEB上で検索し、ダウンロード等をしてこれを活用する能力を身につけさせ、開講後は直ちにこのシステムを通じて法情報調査等を行わせることで学修の効率化をはかっている²⁹。また、法学未修者・法学既修者を問わず、入学初年度に「司法制度の基礎理論」、「法実務入門」、といった科目を選択できるようにし、そこにおいては、わが国の司法のおかれている現状や法曹の役割等について概観するほか、インター

²⁶ 『2022 年度入学者選抜試験要項』表紙裏。

²⁷ 『2021 研究科案内』1 頁、8 頁。

²⁸ 「2021 年度入学者向け導入教育のご案内」参照。

²⁹ さらに、法学既修者コース入学者を対象に、4 月の春学期授業開始前後に、AA による「行政法ゼミ」、「会社法ゼミ」を開設し、既修者認定科目とされていない、行政法および会社法の授業についてもスムーズに対応できるような試みも行ってきた。

ネットを通じて、あるいは図書館等を利用して、国内外の法情報を調査・検索する方法につき、実習を含む授業が行われている。

正規のカリキュラムは、こうして身につけた基礎的な法情報調査能力等を前提として、年次ごとに基礎から応用へと順次積み重ねていくことによって、専門的な法知識を確実に修得させるものとしている³⁰。

1年次は、基礎的な法分野に関する基本的知識の体系的理解と法的思考力、法情報調査能力等の涵養を主要な教育目標とし、憲法・民法・刑法・会社法・民事訴訟法・刑事訴訟法といった実体法・訴訟法の基本科目を配置している。また、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法については入門演習（選択科目）を設置し、授業内容に関する学生の消化不良の改善および学力向上を目指している。また、法曹としての責任感・倫理観を涵養すべく、春学期に必修科目である「法曹倫理」を設置し、未修者については一年次より法曹の役割・使命・責任等についての基礎を学修することができるようにしている（既修者については、3年次第1クォーターにこれを履修することとしている）。

2年次においては、各基本法分野におけるより高度の専門知識の修得、個々の法分野を超えた総合的な法的分析・推論能力と問題解決能力、コミュニケーション能力等の基礎的なスキルの育成に主眼をおいている。具体的には、「憲法総合」、「民法総合」、「刑法総合」など法律基本7科目の総合演習的な科目のほか、実務基礎科目として「民事訴訟実務の基礎」および「刑事訴訟実務の基礎」を必修とし、「リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション」「民事弁護実務」「刑事弁護実務」「ビジネス法務特講」等の選択必修科目を配置している。

3年次は、学生の多様な目的意識に対応するために、幅広い分野の展開・先端科目および実務基礎科目を提供するとともに、臨床法学教育を重点的に展開することによって、法曹に必要なスキルとマインドについて一層の深化をはかることを、カリキュラム編成上の基本方針としている。また、社会がかかえる内外の課題に積極的に挑戦する法曹を育成することを目的として、「即戦力法曹育成コース」、「グローバル・ビジネスコース」および「ソーシャル・イノベーター・コース」の3つのコースを設け³¹、それぞれの分野における高度に専門的な授業科目を多数設置するとともに、基礎法・外国法・隣接諸科学・実務基礎系科目に多くの選択科目を用意するほか、臨床法学教育として、民事、刑事、労働、行政、外国人、障害法の6分野のリーガル・クリニック

³⁰ 『2021 研究科案内』5～8 頁。

³¹ 『2021 研究科案内』7 頁及び『2021 科目登録の手引き』13-15 頁。なお、2021 年度未修入学生については、新カリキュラムが適用となるため、現行のコース制は適用されない。新カリキュラムにおけるコース制のあり方については、現在カリキュラム検討委員会において検討中である。

およびエクスターンシップを設けて、実務を経験する機会を提供している。また、本法務研究科と早稲田リーガルコモンズ法律事務所との早稲田リーガルコモンズプロジェクト³²の一環として、エクスターンシップ科目の中に新任弁護士の実務研修に該当する内容の「コモンズエクスターンシップ」という科目を設け、より実践的な実務教育の実施と法曹に求められるマインド・スキル養成を目指している。

このほか、選択必修科目としての「基礎法」（法哲学、法史学Ⅰ、法社会学など）、「外国法基礎」（英米法、ドイツ法、フランス法、中国法）、「隣接科目」（法と公共政策、法と経済学、法律家のための会計学、法医学、生命科学と法、法と心理学）などを通じて、現在の国内法制度を歴史的視点・比較法的視点・経済学的視点その他多様な視点から批判的に検証し、創造的な解釈論・立法論を展開する素地を養成している。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

（ア）本法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

本法科大学院では、学生が最低限修得すべきこととして、各分野で扱われている制度・規律について理解したうえで、それを運用するために必要な基礎的概念と基本的な思考方法に習熟し、それを活用して法的紛争を処理する能力ととらえている。その具体的な内容は、単に最低限理解すべき「知識」を修得することが重要なのではなく、むしろそうした知識の修得・理解の過程で、あるいはそれに付加する形で、法曹実務家として必要な能力を身につけることに意義があると考えている。

そうした意味での最低限修得すべき内容・能力として、以下の5点を挙げることができる。

a 本質を理解したうえでの法的知識・法的知見

形式的な法的知識の記憶ではなく、ある法制度あるいは法文が成立し、運用されるに至っている背景や考え方まで踏まえることが重要である。これにより、複雑多岐にわたる紛争を処理するうえで、定型的な法適用ではなく、根本に立ち返る思考態度が定着することに繋がる。

b 事実認定あるいは事実解釈の能力

法曹実務は「事実」と向き合うことから始まる。その点で、事実を丁寧に解析し、それをもって法的推論の出発点とする態度を身につけることが必要である。

c 法的な分析と推論の実践的な能力

a と b を前提とした上で、一定の事実関係のもとで、どのような点

³² 『2021 研究科案内』10 頁及び下記（3）（イ）参照。

が法的問題となるのかを見究め、解決に至る推論を緻密に組み立てる能力が求められる。それは、実務的な側面から見れば、問題の所在を的確に把握し、その上で解決への道筋を見通していく＜問題解決能力＞を、身につけることを意味する。

d 法的な表現と説得の能力

法曹実務においては、単に c の観点を内的に保持することに留まらず、多様な紛争の関係者に対して、それを説得的に表現することが求められる。口頭および文書による法的な説得の技術は不可欠な要素である。

e 創造的・批判的な思考

法理論や判例を定型的に記憶し、これを漫然と適用するだけであれば、法曹は法適用のロボットと変らないことになる。むしろ、学説や判例の理由付けが本当に妥当な解決をもたらすのか、他に考えうる論理はないのか等を、積極的に考える創造的・批判的な思考態度が必要となる。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

本法科大学院においては、科目ごとに関係する教員が作成した講義内容を、上記の包括的な「最低限修得すべき内容・能力」とともに教授会に提案し、教員の間に共通認識を確保することに努めている。

また、その実質的な内容は上記（1（1）ア（ア））に記載した「法曹に必要なマインド・スキル」に包含されるものであるもので、すでに記載したように、各種の委員会における議論を通じて、教員の間にイメージの共通化・共有化を図るとともに、FD 研修会において具体的な成果を検証することに努めている。

(ウ) 科目への展開

本法科大学院の教育内容は、年次ごとに基礎から応用へと順次積み重ねていくことによって、専門的な法知識を確実に修得させ、法的能力を高めていくものとしている。

まず、1 年次は、基礎的な法分野に関する基本的知識の体系的理解と法的思考力、法情報調査能力等の涵養を主要な教育目標とする。そして、その最低限修得すべき内容としては、憲法・民法・刑法・会社法・民事訴訟法・刑事訴訟法といった実体法・訴訟法の基本科目の基本的知識の確実な理解と知識の定着を考えている。上記（ア）「a 本質を理解したうえでの法的知識・法的知見」と関連してくる。

2 年次は、「総合科目」として法律基本科目のさらなる理解と知識の深化を図り、さらに「実務基礎科目」において事案の分析、事実の評

価値を的確に行うことができるようにし、そのうえで、事案の法的分析能力および法的推論能力の修得をその最低限修得すべき内容とする。この段階では、上記 a に加えて、「b 事実認定あるいは事実解釈の能力」および「c 法的な分析と推論の実践的な能力」が関連してくる。

3 年次は、「応用演習」等により、事案を分析し、自ら法的推論を組み立て、文書の形式で表現できるようにする。さらに、判例について批判的考察を行うなどにより、また、クリニックやエクスターンシップといった実務実習科目、模擬裁判などの授業から、口頭および文書による法的な説得の技術を身につけることをその最低限修得すべき内容とする。この段階では、上記 a～c に加えて、さらに「d 法的な表現と説得の能力」および「e 創造的・批判的な思考」が関連してくる。

このように、本法科大学院では、インプットからアウトプットまでの重層的な学修により、法科大学院生が最低限修得すべき学修内容の確実かつ段階的な修得を目指している。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況

ア 入学者選抜

上述した法曹に必要なマインド・スキルの養成を実現するため、まず、法学未修者・法学既修者のいずれの入学者選抜においても、法曹としての「必要条件」ともいえるべき資質・能力を備えているか否かを、書類選考において重点的に審査し、多様なバックグラウンドをもった有為な人材を選別している。具体的には、申述書（ステートメント）・推薦状・成績証明書・その他の能力証明等を通じて、法曹となるべき者が備えるべき必要条件であると解される①判断力・思考力・分析力等の資質（知的側面）、②教養・各種分野の専門的能力（知識の側面）、③健全な社会常識・奉仕の精神・正義感（情の側面）、④強い使命感・情熱・気力（意志の側面）、⑤表現力・コミュニケーション能力の 5 つの資質・能力の有無・程度を審査することにより、入学者の選抜を行っている³³。

その上で、法学未修者に対しては、与えられた情報を読み解き、問題点を自らの力で見つけ出し、自身の主張や解決策を論理的に説明する能力を評価のポイントとして、小論文の試験を実施している。他方、法学既修者については、本法科大学院の専任教員が作成した法律科目 5 科目の論述試験を課すことにより（憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の 5 科目。2022 年度入試より、会社法を加えた 6 科目入試に変更する）、本法科大学院の 2 年次からの学修に耐えうるだけの法的知識や法律文書作成能力を具えているかを重視して選抜を行っている。また、2022 年度入試より、

³³ 『2021 研究科案内』29 頁。

法学既修者入試の一形態として、法曹コースに登録している者を対象とする特別選抜入試（「特別選抜（5年一貫型）」と「特別選抜（開放型）」の2つの選抜方式を設ける）を新たに導入することとしており、特別選抜入試については、法曹コースにおける学修状況を重視して選抜を行うことにより、学部（法曹コース）3年、法科大学院2年の5年間にわたる一貫した法曹養成の実現を目指すこととしている。

入学者選抜において、とりわけ力点を置いて評価しているのは、受験者の基礎的能力はもちろんのこと、「これまで何に力を入れてきたのか」、そして今後「法曹として何をやりたいのか」という、経験・情熱・目標に関する要素である。上記（1）で述べたように、「挑戦する法曹」が持つべきマインドとして、本法科大学院は①開拓精神、②強い使命感・倫理感と迅速な判断力・行動力、③人の苦しみ・痛みに関感する感性を求めており、こうしたマインドを修得する素養があるかを、申述書（ステートメント）・推薦状・その他の能力証明等を丁寧に読み込むことによって確認している。なお、詳細については第2分野の記述を参照されたい。

イ 授業内容・方法等

（ア）スキルの側面

新たな時代における「挑戦する法曹」として活躍するためには、単に法的な知識を修得するだけではならず、事実関係を正確に把握し、法律上の問題点を発見し、的確な分析・推論を通じて、既存の議論に過度に捕らわれず最も適切な解決策を構築し、かつ、それらを説得的に表現する能力をも身につけなければならない。そのため、本法科大学院においては、原則として一方的な講義を行わず、あらかじめ具体的な問題を提示し、これに関して十分な予習をしてきた学生と教員または学生相互間で議論をする双方向・多方向授業を行うことを原則とし、これによって、問題解決能力、法情報調査能力、事実調査能力、法的分析力、表現・説得能力、批判力等を涵養しつつ、同時に、高度な法的知識を修得することを目指している。この基本的な方針は、コロナ禍の影響によりオンライン授業が中心となった2020年度においても変わるところはなく、春学期においては新たな試みであるオンライン授業に順応するため一部オンデマンド方式での授業も行ったが、秋学期以降は、オンライン授業については、原則としてリアルタイム配信によることを本法科大学院における基本方針とすることにより、オンライン授業という状況下においても、双方向・多方向授業を可能な限り実現しようと試みてきた。また、双方向・多方向授業の前提として必要とされる学生の十分な予習を確保するため、TKCとの共同開発による教育支援システムを活用するとともに、2020年度より早稲田大学において全学的な運用が開始された新たなLMSである

Waseda Moodle をも併用すること等により、適切な予習機会の提供に意を払うとともに、予習内容に関する指示の事前提供の適切性について、授業評価アンケートの項目として掲げることにより、学生の意見も踏まえた更なる改善に努めている。

具体的には、2 年次の必修科目である「憲法総合」「民法総合」「刑法総合」などの総合科目では、複数の法律科目を複合的に活用しなければ解決することのできない事例を素材として、法的問題解決のあり方を検討することを主目的としている。また、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法などの法律基本科目および労働法、倒産法その他の「応用演習」または「演習」も、これと同様である。「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」等の実務系科目においては、司法研修所の作成に係る事件記録型教材等を用いることにより、より実践的なかたちで、法的問題の発見から解決に至るプロセスの全体を学修するものとなっている。

設例を素材とする授業の場合は、当該設例における法的な問題の所在を発見し、既存の判例・学説等の調査・分析を踏まえつつも、それらに過度に捕らわれることなく、その問題を解決するためにはどのような方法がありうるかを模索し、そのそれぞれの解決策にどのような利点と問題点があり、当該事案においてはどの解決策が最も望ましいか等を検討すべきことになる。裁判例を素材とした授業においても、単に判決の結論を覚えさせるのではなく、その判決の事実関係を精査させ、事実認定の適否、事実との関係における判決の結論の当否、当該判決の射程（他の類似判決との異同）等について綿密に検討し、議論することを目的としている。こうした授業を通じて、単に法的知識を修得するだけでなく、法曹に必要とされる事実認定能力、法的分析・推論能力、問題解決能力、創造的・批判的能力等々のスキルとマインドを涵養することが目指されている。

また、模擬裁判においては、具体的な紛争事例を解決するためにはどのような考え方があり、それらのさまざまな考え方のどれを選択するか、複数の選択肢の中から選ばれた結論を実現するためにはどのような作業を行う必要があり、そのためにどのようなスキルとマインドを涵養する必要があるかを、詳細かつ具体的に学修する。

さらに、臨床法学教育（リーガル・クリニック）では、付設の「弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック」において、実務家教員および研究者教員の指導監督の下で、学生自身が直接に依頼者から相談を受け、必要に応じて訴訟等における実務を経験している。それらの案件について、学生達は、相談者からの聞き取り等によって事実関係を把握した上で、法令・判例・学説等の必要な情報を検索・収集・精査・分析し、相談

者への回答や訴状・準備書面等の起案などを行う。こうした経験は、法曹の使命と責任を強く自覚させるとともに、法情報調査能力のみならず、基礎的法知識・専門的法知識を飛躍的に豊かなものとし、さらには事実調査能力・問題解決能力・法的分析力・批判的検討能力・創造力・表現力・コミュニケーション能力等の実務上のスキルを身につけるのに極めて有効に機能している。また、エクスターンシップにおいても、弁護士事務所、中央省庁・地方自治体、民間企業・団体等で、具体的な案件の処理を任せられ、あるいは法情報調査や法律文書の起案を補佐し、法律実務家から添削その他の指導を受けることによって、同様に、法曹に必要とされるスキルとマインドを飛躍的に発展させ、定着させることになる。さらに、2016 年度からは、前述のように、「コモンズ・エクスターンシップ」を新たに開講し、実務上のスキルおよびマインドの向上のための選択肢を増やしている。

加えて、「リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション」「法と心理学」等の科目においては、当事者・関係者からの聞き取りその他の事実調査、口頭および文書によるコミュニケーションと説得等のスキルを涵養するため、ロールプレイを含むさまざまな手法を採用している。刑事分野においても、「捜査法」をはじめとして事実関係を正確に把握し、これを立証するための手法について詳しく学修する機会を与えている。

さらに、本法科大学院においては、本法科大学院出身の若手法曹をアカデミック・アドバイザーとして採用し、個別相談やゼミ指導にあたることにより、学生の自学自習を支援するとともに、学生生活における心身両面にわたる細やかなケアを行っており、学生一人一人に向けた学修サポート体制の充実に注力している。

(イ) マインドの側面

1 年次以上の必修科目として設置される「法曹倫理」の授業は³⁴、弁護士教員だけでなく、裁判官出身教員、検察派遣教員、弁護士資格を有する実務家教員、および研究者教員がそれぞれの関連分野を担当し、事例問題をめぐって教員と学生が議論を展開するなどの方法によって進められており、弁護士倫理その他の倫理規定を機械的に暗記するのではなく、法曹倫理の基本的な諸原則を理解し、かつ、その応用の力を高めることを目指している。

これを基礎として、2・3 年次の選択必修科目として「民事弁護実務」、「刑事弁護実務」を、3 年次の選択必修科目として「模擬裁判（刑事）」

³⁴ 2021 年度末修入学生より、「法曹倫理」の配当学年を 1 年次以上に変更した。それ以前の入学生（2020 年度以前に入学した法学未修者、および 2021 年度以前に入学した法学既修者）における配当学年は 2 年次以上である。

「裁判外紛争処理」、1 年次以上の選択必修科目として「法整備支援活動」³⁵などを設置して、法曹の活動の多様性とそれぞれの分野における使命・責任につきさらに踏み込んだ学修を行うようにしている。これらの実務系諸科目はいずれも実務家教員が担当しており、教員が実際に体験した事例等を交えながら授業を進行することによって、法曹のさまざまな役割・使命と責任のあり方を生き活きと具体的に学修させることを可能にしている。

また、すでに言及したように、民事、刑事、労働、行政、外国人、障害法の各分野についてリーガル・クリニックを実施し、学生に実際の事件を担当させることで、法曹の役割を体験させている。具体的事件を担当すること等を通じて、受講学生は、法曹の使命と責任を体得するだけでなく、弁護士へのアクセスの困難性が、依頼者の経済的困難や弁護士過疎だけを理由とするものではないことなど、今日のわが国における司法の抱える問題点を認識し、かつ、より良い実務を行うためにはより深く法理論を修める必要があることを自覚することになる。さらに、エクスターンシップにおいては、全国各地の弁護士事務所、中央省庁・地方自治体、民間企業・団体等などに学生を派遣し、それぞれの分野での法曹・法律実務家の活動を実際に体験させることにより、わが国の司法の現状と問題点を認識する契機としている。

リーガル・クリニックおよびエクスターンシップにおいては、学生に、守秘義務契約の締結その他法曹倫理上必要とされるさまざまな準備を整えた上で、実務家教員および研究者教員の指導監督の下で、具体的な案件に直接関与させており、法曹倫理問題につき実践的な体験をする機会となっている。さらに、報告書の執筆、実務家教員および研究者教員の参加する事前の準備会および事後の報告会での議論等を通じて、法曹の使命・責任を自覚させるよう配慮している。なお、実務教育の詳細は、6-3 参照のこと。

自由科目として開講している「法曹の仕事を知る」では、本法科大学院を修了してさまざまな分野で活躍する法曹をゲストスピーカーとして招き、オムニバス形式により、法曹の仕事の可能性や魅力を学ばせている³⁶。また、正規授業を補完するものとして、本法科大学院発足以来、さまざまな特色のある活動をしている法曹を招いて「連続講演会」を開催し、法曹の果たす機能の多様性や、現代日本社会において期待されている法曹の役割などを自覚させるよう努めている。また、上述したように、本法科大学院出身の若手法曹約 70 名をアカデミック・アドバイザーとし

³⁵ 2021 年度は担当非常勤講師の都合により休講。2021 年度より再開講の予定。

³⁶ その授業内容を書籍化し紹介するものとして、早稲田大学法務教育研究センター編『挑戦する法曹たち—法律家のキャリアマップ—』（成文堂、2021）がある。

て雇用し、相談カウンターに配置することによって、随時学生からの質問・相談に応じることができるようにしている。実務家教員のオフィスアワーなどと併せて、早い段階から日常的に法曹との緊密な接触を持つ機会を提供することにより、法曹の役割と使命について、その細部に至るまで実感することが可能となっている。

ウ 成績評価・修了認定

本法科大学院においては、1年次から2年次、2年次から3年次に厳しい進級要件を課し、各学年で学修すべき法的知識・その他の能力が修得できていないと判断される場合には、躊躇なく留年をさせている。2020年度においては、1年生から2年生への進級率は69.2%、2年生から3年生への進級率は77.5%であった³⁷。

また、3年次春学期に配置された「民法総合Ⅲ」、「民事訴訟総合Ⅲ」、「会社法総合」は、民法、民事訴訟法、会社法の3年間あるいは2年間にわたる学修成果を最終的に評価する科目と位置づけ、これらの科目が一つでも不合格となれば、法曹として必要なスキルを未だ獲得していないと判断して、本法科大学院を修了できない制度としており、学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定を厳格に実施している。修了認定状況についてみると、2019年3月の修了対象者100名中、99名が修了（留年1名）、2020年3月の修了対象者109名中、102名が修了（留年3名、休学1名、留学3名）、2021年3月については、修了対象者138名中、130名が修了（留年7名、留学1名）となっている。

エ 自己改革等の取り組み

本法科大学院においては、上記の法曹として必要なマインド・スキルについて、その具体的な成果の検証も含めて、入試委員会、カリキュラム検討委員会、FD委員会等で常に検討し、またFD研修会のテーマとしてとりあげ、全教員による議論にも付してきている。

こうした検討結果に基づく自己改革の一例として、従前は、学生によっては知識の修得に追われてしまい、個別具体的な事案を分析し、自ら法的推論を組み立て、文書の形式で表現できる能力という面では不十分な学生が散見されたところ、この点を改善するため、3年次における法律基本科目の応用演習の開講数を拡大するとともに、法律文書起案の基本的な能力を養成することを主眼とし、具体的な事案を解決する方式をとることによ

³⁷ 2020年度における進級率については、例年より若干高くなっている。その原因の一つとして、コロナウイルス感染症の影響により、中間試験および定期試験が参考文献の参照を可とするオンライン方式で実施されたことが影響していると推測される。

て、法曹に必要とされる事実認定能力、法的分析・推論能力、問題解決能力等の修得を一層充実させるカリキュラム・授業内容とした。

マインド・スキルの修得に関連しては、学生の学修支援を行っているアカデミック・アドバイザーの意見を FD 委員会がアンケートによって収集し、FD 研修に活用するとともに、教務主任が定期的にアカデミック・アドバイザーの代表者（アカデミック・コーディネーター）と意見交換を行い、そこで指摘された問題点や提言について、適宜関連する各種委員会に繋ぐなど、教員の側からの一方的な評価ではなく、他の立場からの多角的な意見も参考にしながら、進めることに努めている。

さらに、2020 年度から導入された 5 年一貫型の法曹養成制度（いわゆる、「3 + 2」による法曹養成制度）、さらには 2023 年度より実施される法科大学院在学中の司法試験受験に対応し、その枠組みにおいても、本法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」を備えた学生の養成を引き続き可能するため、入試委員会、カリキュラム検討委員会、さらには、教授会において、新たな入試制度の導入、およびカリキュラム改革について検討を進め、2021 年度入学の法学未修者より順次新カリキュラムに移行するとともに、2022 年度入試より新たに法曹コース修了予定者を対象とする特別選抜入試を導入することとしている³⁸。

オ 法曹養成教育の達成状況

法科大学院修了生が備えるべき法曹に必要なマインドとスキルを学生に修得させるという観点からみた場合、本法科大学院の教育システムは十分に達成できていると思われる。ただ、学生自身の関心は司法試験合格が第一であり、ともすれば、マインドとスキルの修得への意識が薄れがちになるのはやむをえない側面もある。そこで、本法科大学院の教育システムは、法科大学院在学中だけではなく、修了後も備えるべき法曹に必要なマインドとスキルを学生に意識させ、かつそれらを発展させるべく、継続教育に力を注いでおり、新たな時代に対応できる、付加価値を伴った「挑戦する法曹」の養成という本法科大学院の理念の実現に努めている。さらに、2016 年よりリカレント教育プログラムを開始しており（下記（3）ウ参照）。こうした活動は、まさに「線としての法曹養成」を具現化するものであり、下記コモンズプロジェクトにおけるアソシエイト制度と連携させることで、法科大学院⇒修習前教育⇒司法修習⇒実務という流れの中で一貫した法曹育成システムを構築している。

今後は、新たな法曹養成制度（5 年一貫型法曹養成制度）の本格化やこれに伴う在学中司法試験受験制度の開始などの大きな変動に直面することと

³⁸ 『2022 年度入学者選抜試験要項』6-7 頁。

なるが、「挑戦する法曹」の養成という本法科大学院の理念を具現化する法曹養成システムを引き続き維持し発展させていくため、入試制度やカリキュラム等についての改革について鋭意検討を進めており、これまでの成果を基盤とする更なる自己改革に努めている。

(3) 特に力を入れている取り組み

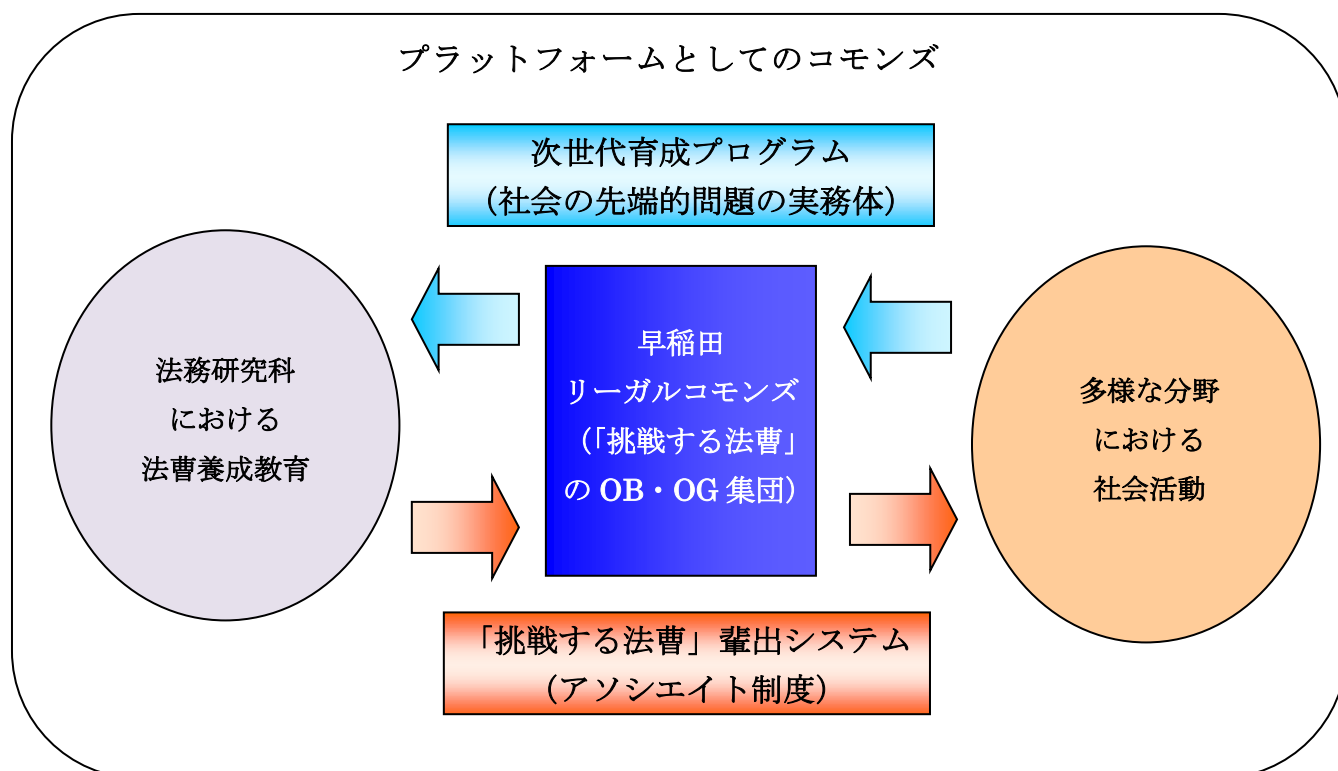
ア 国際性の涵養

本法科大学院では、国際的に活躍することができる法曹の養成を目的に、国際性の涵養に配慮した取り組みに力を入れている。また同時に、国際的な法律学の教育機関として機能し、「発信」を積極的に行う国際性も体现することを目指している。詳細は、第6分野（6-4）参照のこと。

イ 早稲田リーガルコモンズプロジェクト

本法科大学院は、2013年度より、法科大学院出身者が中心となって設立した弁護士事務所「早稲田リーガルコモンズ」と連携して、「早稲田リーガルコモンズプロジェクト（WLCP）」を開始した³⁹。このプロジェクトの目的は、本法科大学院が輩出した人材群が中核となるコモンズ事務所と協働して、明確な問題意識を持つ優秀な人材を、社会の広い分野に輩出する動きを加速することにある。「実務家が実務家を育てる」というコンセプトの下で、法科大学院を巣立った人材が法科大学院教育の一翼を担う「第二世代の教育」を実現させるものである。

具体的には、コモンズ事務所を本法科大学院と社会を結ぶプラットフォームと位置づけ、これを足場とした2つのプログラムが動いている。



プログラムの 1 つである「次世代育成プログラム」は、通年でのインターンシップの実施、参考になりそうな事件における実習体験、非法学部出身者や社会人など法律を学んでいない学生向けのゼミの開催など、実務を体験させ、目指すべき法曹の具体的イメージの構築を導いている。さらに、「アソシエイト制度」では、同事務所が毎年本研究科の修了生を複数名アソシエイトとして受け入れ、最長 3 年にわたり、多様な専門分野を持つパートナー弁護士とともに多くの事案に取り組むことで、法律科としての基礎を学び、社会に貢献できる法律科として飛躍することを目指した人材育成を行っている。同事務所にアソシエイトとして採用された弁護士の多くは、同時に本法科大学院のアカデミック・アドバイザーともなり、後輩の学生に対する学修支援にも貢献することになる。

法曹養成教育は、法科大学院のなかだけで完結するものではなく、法科大学院の真価は、輩出した人材群の質に現れ、さらにその人材群が次の世代の法曹を育成するという総合力によって計られると考えられる。このプロジェクトは、法科大学院を基盤とした法曹養成に新たな動きをもたらす試みである。

ウ 継続教育の試み

法曹に必要なスキルは、決して法曹資格を得る前段階でのみ養成されるものではなく、むしろ法曹となった後にも不断にこれを修得することが求められる。その点で、法科大学院の役割も在籍する学生に対する教育に留まらず、さらに現役の法曹・法律実務家に対する継続教育を展開することが求められる。

その一例として、「ロースクール・フォーラム」として、最新の重要な法的問題について、本法科大学院の教員と関係する外部の専門家によるシンポジウムを行い、弁護士、企業の法務部担当者のニーズに応えた情報提供と問題提起を行っている。2016 年 9 月に高木新二郎弁護士による講演「事業再生と民事司法―若き法曹達への期待―」、2017 年 5 月に但木敬一元検事総長による講演「検事の魅力」、2018 年 4 月に元アメリカ・ロースクール協会臨床法学教育部会長のキャロル・スズキ教授（ニュー・メキシコ大学ロースクール）による講演「ソーシャル・イノベーターとしてのアメリカのロースクール―臨床法学教育の挑戦―」、および、同年 5 月には宮崎誠日本弁護士連合会元会長による講演「法曹のニーズと養成課程への期待」、2019 年 5 月に寺田逸郎前最高裁長官による講演「法律実務のプロフィール～平成期における変貌？～」、そして 2020 年 12 月には日本司法支援センター理事長の板東久美子氏による講演「司法アクセスの地平の拡大を目指して」を実施した。

さらに、東京税理士会などから推薦された税理士に対して、毎年「租税

手続・争訟法」、「税務基礎法学」、「租税判例研究」、「税務訴訟実務」の講義を開講し、また模擬裁判などの実践的な訓練も実施している。

こうした観点から、本法科大学院は附設の「法務教育研究センター」の活動として、リカレント教育のより一層の拡充を目指し、2016年度よりセミナー等を開講するリカレント教育プログラムを開始している。このリカレント教育では、本法科大学院の教員を中心とする講師が、医事法、民法改正、法律英語、独占禁止法等の最新の動向について講義を行うなどの修了生の継続教育を実施している。

(4) その他

本法科大学院は、1 (1) ア (ア) で述べたように、法曹に求められるマインドとして、人の苦しみ・痛みに対する敏感な感性とこれに基づく行動力を特に重視しており、こうした側面の重要性を機会あるごとに、学生に訴えている。

そうした点で、本法科大学院はその修了者により構成される同窓会組織「ロースクール稲門会」が制定した「ロースクール稲門会奨励賞」を「成績優秀者表彰」とならんで最も価値ある賞として位置づけ、受賞者の選考等に教員の代表が積極的に関与している。この賞は、課外活動や社会貢献活動に積極的な学生に対し、在学中の功績に報いる表彰を行うことを目的としており、その趣旨は、司法試験の受験勉強に過度に傾倒する法科大学院の一般的な風潮と一線を画し、社会において有益な法律家となるために真に必要な素養の多面的な育成を図ることにある。早稲田が標榜する「挑戦する法曹」を体現する積極的な姿勢を持つ学生を顕彰し、以ってロースクール学生として社会に広く目を開き、課外活動への積極的な関与を促すことを第一義としており、「早稲田が育成しようとする法曹とはどのようなものか」その具体的な姿を鮮明に指し示すものである。これまでも、児童福祉施設におけるボランティア活動を法科大学院での勉学と両立させてきた学生、ノートテイク等の障がい者支援活動や国際人権の普及活動に関わった学生などが受賞をし、毎年修了式においてすべての修了生の前で表彰されている。

2 点検・評価

本法科大学院では、新たな時代の「挑戦する法曹」にとって必要なマインドとスキルを養成するための豊富な仕組みが構築されている。そのカリキュラムの設定にあたっては、マインドとスキルの涵養に対して十分な配慮がなされており、また、授業についても、基本的に双方向、多方向の授業によって法曹にとって必要なマインドとスキルを学生に獲得させるに資するよう配慮がなされている。また、実務科目についても、質量とも優れた先進的なものであり、学生のマインドとスキルの涵養にとって重要な意義を有している。

さらに、本法科大学院では、法科大学院在学中だけではなく、修了後も備えるべき法曹に必要なマインドとスキルを学生に意識させ、かつそれらを発展させるべく、「線としての法曹養成」の仕組みを構築しており、継続教育にも力を入れている。そして、これらの諸策が総合して、法曹に必要なマインドとスキルの養成を具現化する法曹養成システムを構築していることは高く評価できると思われる。

本法科大学院の基本理念と、それを実現するための具体的方策については、本法科大学院の教員と学生に広く共有されるに至っている。そうしたことの証左として、学生達が、臨床法学教育や交換協定に基づく外国留学など、直接的には司法試験の受験準備に結びつかない科目に熱心に取り組み、法曹としての資質を高めようとする意欲が高いこと、各種研究会の組織、ロー・レビューの発刊など、自主的・積極的に、自らを「挑戦する法曹」へと高めるための研鑽を積んでいることなどを挙げることができる。また、法曹として最も重要なマインドである「人の痛み・苦しみに共感」し、「行動する力」が確実に根付いていることも特筆されるべきである。

さらに、本法科大学院の国際性についての充実度は、英語による授業に接する機会・留学の機会など、いずれも優れたものということができ、その成果も上がっており、高く評価することができる。

3 自己評定

A

[理由]

本法科大学院においては、新たな時代の「挑戦する法曹」にとって必要なマインドとスキルを養成するための豊富な仕組みが構築されており、堅実に実践されている。カリキュラムや授業においても、こうしたマインドとスキルの涵養に十分な配慮がされており、また、法曹養成を法科大学院だけで終わるものではなく、法科大学院修了後も継続するものであるとして、「線としての法曹養成」の仕組みを構築していることも、本法科大学院の優れた特徴として指摘できる。これに加え、本法科大学院における国際性を涵養するための取り組みの充実度には、特筆すべきものがあるといえる。そして、これらの諸策が総合して、法曹に必要なマインドとスキルの養成を具現化する法曹養成システムが構築されているといえることができる。さらに、本法科大学院は、現状に安住することなく、その理念を具現化する法曹養成システムを引き続き維持し発展させていくため、入試制度やカリキュラム等の改革について鋭意検討を進めており、更なる自己改革に努めている。

以上により、本法科大学院における法曹養成教育への取り組みは、スキルの面でもマインドの面でも非常に良好に機能している評価することができる。

き、日弁連法務研究財団の評価基準「A」に該当すると考える。

4 改善計画

上述したように、本法科大学院の現状は肯定的に評価しうるものではあるが、それをさらに発展させるため、今後は以下のような改善を行うことを計画している。

- (1) 法律基本科目の理解をより「深化」させ、法的推論・分析力、問題解決能力等の一層の向上を図るため、法律基本科目応用演習が重要な役割を果たすことに異論はないが、他方、在学中司法試験受験制度に対応するため、新カリキュラムにおいては、法律基本科目応用演習について、配当学年を3年次とするとともに、一部クォーター科目とすることとしていることから、こうした変化に対応し授業内容の更なる充実を図るため、科目担当者間で密接に協議を行うなどの改善に向けた努力を今後とも継続していく。
- (2) リーガル・クリニックの質的な充実を図るとともに、本法科大学院を修了した若手弁護士が積極的にクリニックにかかわる機会を設ける。また、在学中司法試験受験制度の開始に伴い、エクスターンシップの実施時期について司法試験の終了後（3年次の夏期休業期間）に変更することを予定しており、本法科大学院の学生を受け入れていただいている官公庁、企業、法律事務所その他各受入機関に、受入時期の変更について協力を依頼するとともに、量的な拡充を図るため学生の受入先をさらに拡大する努力を行う。
- (3) 実務家教員・アカデミック・アドバイザーの確保、既存法曹に対する高度な専門教育の実施等を図るため、本法科大学院修了者その他の学外法曹との連携を強化する方策を採る。
- (4) FD 活動をさらに強化し、授業内容・授業方法の水準の一層の向上を図るとともに、法曹に必要なマインド・スキル（「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を含む）の修得に関して、さらに検証に努めていく。
- (5) 本法科大学院修了者を、積極的に、アカデミック・アドバイザーまたは助手・講師（任期付）等として採用することにより、彼らの本法科大学院における学生としての経験を、教育・学習環境の改善に向けて積極的に活用する方策を検討する。
- (6) 学生の自主的な活動（ロー・レビューの刊行、研究会・講演会の開催等）に対する支援を強化する。
- (7) 司法制度改革の理念とする「線としての法曹養成」教育をより実効的にするため、継続教育システムの改善・改革およびリカレント教育プログラムのさらなる発展を目的とする方策を強化・検討し、またその検証に努めていく。
- (8) 新たな法曹養成制度（5年一貫型法曹養成制度）の導入やこれに伴う司法

試験制度の改革などの大きな変動に対応し、「挑戦する法曹」の養成という本法科大学院の理念を具現化しうる法曹養成システムを引き続き維持し発展させていくため、入試制度やカリキュラム等について不断の改革に努めていく。

- (9) コロナウイルス感染症の影響により、2020 年度春学期は全面的なオンライン授業となり、そして秋学期においても、一部少人数の選択科目を除いてはオンライン方式により授業を実施することを余儀なくされた。もとより、オンラインを中心とする授業の実施は、教員・学生の双方にとって初めての経験であるため、機器やソフトウェアの操作への習熟はもとより、オンライン授業時における学生の顔出しの要否、成績評価における平常点の取り扱い、通信障害によりリアルタイム配信に参加できない学生のフォロー、さらにはコロナウイルス感染症の影響下における中間試験や期末試験の実施方法など、新たに対応しなければならない課題も多々生じてきた。現在のところ、一つ一つの課題について、教員・事務所職員で協議しながら学生からの要望も踏まえつつ、対応を試みているが、未だ暫定的な対応にとどまる課題も残っている。今後は、こうした課題についても適切に対応できるよう、さらなる改善に努めるととともに、こうしたオンライン授業の経験を、新型コロナウイルス感染症の沈静化後の新たな日常における教育手法の多様化にもつなげ、法曹に必要なマインドとスキルの養成を具現化する法曹養成システムをさらに維持発展させていくことができるよう、改善に努めていく。

別紙 2

6－1－2 授業（2） 1 （1）授業の実施，（2）到達目標との関係

■憲法分野

ア 教育内容	※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。 1 年次春学期に「憲法Ⅰ（人権）」、同秋学期に「憲法Ⅱ（総論・統治）」を開講し、法学未修者を対象に、憲法の基本的構造や概念を理解させ、憲法学の基本的な発想を身につけさせるために、主要なテーマについて満遍なく取り上げ、憲法の全体像を一年かけて講義している。法学未修者が対象であるので、教科書と判例集に基づいて憲法学の講義を行っているが、特に判例での憲法・人権問題の展開を詳細に解説しつつ、適宜学生に質問をすることによって、学説、判例法理の抽象的な理解にとどまらずに現実の事件との関係で具体的に憲法問題を考えることの重要性を理解してもらうよう努めている。 2 年次秋学期には「憲法総合」を配置し、主に憲法訴訟論的視点から重要な憲法判例を選択し、それを素材に質疑応答を中心にして、教員の解説も交えつつ、既得の知識を活用して具体的事案解決を学生自身が行える力を修得させるための授業を行っている。 2 年次秋学期以降の段階で、選択科目として「憲法応用演習」を開講している。判例を素材に学生自身による報告・討論を通じて、判例・学説の知識を具体的事件解決につなげていく応用力のさらなる涵養を図っている。
イ 授業の仕方	※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。 「憲法Ⅰ」と「憲法Ⅱ」は未修者が対象であるので教員の講義を中心とするが、時間の許す範囲で可能な限り、学生に質問し、学生が受動的に講義を聴くだけではなく主体的に考える機会を与えている。 「憲法総合」については、指定した「検討判例」を素材として、基本的に質疑応答形式で授業自体を進行させ、双方向性をもった授業を行っている。
ウ 学生の理解度の確認	※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。 授業内における質疑応答を通じて、また、最終的には期末試験において学生の理解度を確認している。教員によっては、他に、特別に面談の機会を設け、起案の課題を出すなどして適宜理解度の確認を行っている。

エ 授業後のフォロー	※授業後の質問対応，提出されたレポート等の添削指導など，授業の効果を高める取り組み等。 授業直後に質問にくる学生に対して，時間の許す限り対応している。また，教員ごとにオフィスアワーを設定しているので，質問のある学生に十分な時間をとって対応する体制も整えている。
オ 出席の確認	※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。 毎回の授業において教員が出席を確認している。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。 授業期日に先だって相当の期間をとって，毎回のテーマに関する基本事項を質問形式で問う「予習課題」を学生に提示し，基本的事項の一般的な理解は，学生自身が基本書を読む等して授業前に予習することを義務付けている。 「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」では，学生自身による予習を踏まえた上で，各回テーマの要点や学生にとっての盲点となるような事項を中心に解説を行い，事案の検討に時間をかけるようにしている。適切な予習の提示をすることで，憲法全体をカバーするには少ない授業時間数の不足を補うよう努めている。 「憲法総合」では，「予習課題」の予習と，指定した「検討判例」について判決全文を読んでくることを前提に，質疑応答形式でケース・スタディを行っている。この方法は，学生の問題発見，事案解決の能力の向上に役立っていると考え
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	※授業のレベル設定が，対象学年にふさわしいものとなっているか等。 前述のように，第1学年の法学未修者については，講義を主体とし，事案の検討を従にして，憲法の基本概念，基本事項，基本的な構造を理解させることに力を入れている。 法学既修者については，ケース・スタディの方法に基づいて，できるだけ学生自身が考え，問題解決の努力をするように，質疑応答形式で授業を進めている。
ク 到達目標との関係	※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか，自学自修に委ねる部分の選択，伝え方，自学自修を支援するための体制等。 授業で扱う内容は「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっている。また，深い法的知見に

	基づいて、事案の丁寧な分析を行ったうえで、緻密な法的推論によって説得力ある問題解決を図ることができる能力の養成を目標とし、それを実現すべく授業を行っている。 また、自学自修の支援のため、アカデミック・アドバイザーなどを置き、学修方法も含め学生の疑問点に応える体制をとっている。
ケ その他	※授業準備として工夫していること等 授業に先立って事前に配付する「予習課題」は、憲法担当専任教員全員の協議のうえで作成したものである。したがって、授業における教育内容・水準については一定の共通了解が成立しており、これに基づいて授業を行うことによって、教員ごとの授業内容の極端なばらつきが出ないようにしている。

■行政法分野

ア 教育内容	※教育内容の概要，科目の特性や教育目標に応じた工夫，等。 2年次春学期の「行政法」においては行政組織法と行政作用法の一般理論を、また2年次秋学期の「行政法総合」においては行政救済法の基本的制度を、それぞれ代表的な判例や学説を踏まえながら学修する形態で進めている。 「行政法」では、法律を基礎として展開される行政活動の諸過程に関する理解の修得を目標として授業を行っている。具体的には、法規や通達を作成する過程、意思や判断の表示により義務を課し禁止を解除する過程、行政活動の前提である情報を収集するために調査をする過程、行政目的の達成を指導で達成する過程、義務の履行を強制する過程、義務の不履行に対して制裁を行う過程等に分割して、それぞれの過程に存在する既存の法システムと、その限界を教育している。 「行政法総合」では、行政の関わる紛争を解決する法制の中心に位置付けられる行政事件訴訟法、行政不服審査法および国・公共団体の関わる紛争の金銭的解決のための制度である国家賠償法を中心に、行政紛争における権利救済のための法制度について教育している。特に、2004年の行政事件訴訟法の改正を踏まえて、法改正の趣旨を生かした行政事件訴訟法の解釈の学修を促している。
イ 授業の仕方	※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか，その他授業の仕方についての工夫，等。 授業の各回で検討される課題は、教育研究支援システムを通じて事前に学生に提示され、学生はこれを検討するために必要な情報を、関係参照判例と基本書から引き出して、授業に臨む。 授業の進め方は、講義を中心としつつ、担当教員が検討課題について、アトランダムに学生を指名して質問を重ねてゆく方法をとっている。このような方式をとっているため、学生はかなりの時間をかけて教員の質問に対応する準備をしてくている。授業では、個別問題を検討しながらも、それが行政法体系の中でいかなる位置を占めるものであるかを常に学生に意識させるよう努力をしている。

ウ 学生の理解度の確認	※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。 授業時間に厳しい制約がある中でも、重要な問題の理解確認の質問を行っている。採り上げる論点の数や幅は限定せざるを得ないので、教育研究支援システムを使って補充している。最終的には期末試験において学生の理解度を確認している。教員によっては、中間試験や起案の課題を課すなどして適宜理解度の確認を行う場合もある。
エ 授業後のフォロー	※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。 授業終了後の質疑応答や面談（オフィスアワー）で対応している。また、期末試験後、コメントを付して採点答案を返却し、解説を配付した上で、全員に対する解説会を開催し、解説を行っている。この際にも、質疑応答の時間を設け、各学期の課題を正確に理解することを促している。
オ 出席の確認	※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。 毎回の授業において教員が出席を確認している。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。 授業期日に先だって相当の期間をとって、毎回のテーマに関する「予習課題」を学生に提示し、基本的事項の一般的な理解は学生自身が基本書を読む等して授業前に予習することを義務付けている。 2年次春学期「行政法」における「予習課題」は、基本的事項・基本判例の理解に関する確認が中心である。一方、2年次秋学期「行政法総合」における「予習課題」は、事案・判例の分析が中心であり、授業においては、議論を通じて学説および判例理論の適用範囲や妥当性の検討に及ぶこともある。これら全体を通じて、基礎的な力量とこれを応用する能力の形成を促している。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。 2年次春学期「行政法」においては、行政法の理論体系と主要法令の全体像を把握できるように、講義を主体とし、基本的な概念・原則・制度を理解させることに力を入れている。 2年次秋学期「行政法総合」においては、受講生の行政救済法関係の諸制度と判例に関する理解を促すとともに、事案全体を分析する能力、基礎的な理論を応用して主張を

	組み立てる能力も涵養することに力を入れている。
ク 到達目標との関係	※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。 授業で扱う内容は「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっている。各教員の講義では、毎回の予習課題に関する学生の応答と解説のほか、適宜、小テスト・中間試験・レポート作成が行われている。また、行政法担当教員が行政法科目関係のアカデミック・アドバイザーと定期的に協議の機会をもつことによって、学生の学修方法や到達度に対応した学修援助体制をとっている。
ケ その他	※授業準備として工夫していること等 「行政法」「行政法総合」の授業は、共通のシラバスの下に、おおむね同様の進度で行われている。期末試験および評価基準・問題解説は、行政法担当教員全員の協議の上で作成されている。したがって、各教員は、共通の教育内容・水準および到達目標を踏まえた上で担当授業を行っている。

■民法分野

ア 教育内容	※教育内容の概要，科目の特性や教育目標に応じた工夫，等。 1年次は、1年次春学期に「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」「民法Ⅲ」を、1年次秋学期に「民法Ⅳ」「民法Ⅴ」「民法Ⅵ」をそれぞれ配置している。これらの科目は、民法の全領域を理解するのに必要な基礎的概念および基本的思考方法を修得させることを目的とする。 2年次以降は、2年次春学期に「民法総合Ⅰ」を、2年次春学期に「民法総合Ⅱ」を、3年次春学期に「民法総合Ⅲ」をそれぞれ配置している。これらの科目は、民法全般に関し、想定される具体的な事例に即しながら、重要な制度や概念・判例についての基礎的知識を確認しつつ、当該紛争に含まれる問題点を的確に抽出し、その知識が具体的な紛争局面においてどのように用いられるかを様々な角度から検討する能力を修得させることを目的とする。
イ 授業の仕方	※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか，その他授業の仕方についての工夫，等。 1年次に配置されている「民法Ⅰ」から「民法Ⅵ」の各科目は、講義形式を軸にしつつ、基本的な事例を素材とする双方向・多方向形式を併用している。 2年次以降に配置されている「民法総合Ⅰ」から「民法総合Ⅲ」の各科目は、基本的な事例から応用的・発展的な事例を素材として、双方向・多方向形式を採用している。
ウ 学生の理解度の確認	※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。 上記に掲げた各科目では、学年統一の中間試験を実施することにより、学生の理解度を確認している。中間試験の形式は、学生の学修の進度を勘案しつつ、各科目の担当教員間の協議により、短答式試験と論述式試験のいずれか適切なものを採用している。例えば、「民法総合Ⅲ」は、民法の学修を締めくくる科目であることに加えて、1年後の司法試験における短答式試験への準備を学生に促す観点から、民法の全範囲を対象とする短答式試験を採用している。 また、各担当教員の判断により、レポートや小テスト等の機会を適宜に設けて、学生の理解度を確認することも行っている。

エ 授業後のフォロー	※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。 上記に掲げた各科目では、授業後およびオフィスアワーにおいて、各担当教員が学生からの質問に対応している。そこで、各担当教員は、授業後の時限になるべく授業を入れないようにして、授業後の学生からの質問に柔軟に対応できるようにしている他、週に1度は必ず、1時限分のオフィスアワーを設けている。 また、レポート、小テスト、中間試験、期末試験等が実施された後には、添削済みのレポート・答案を返却する、解説の講義をする、解説を書面で配付するなどの対応をとることによって、学生の復習を促すとともに、各担当教員に積極的に質問して疑問点を解消するよう指導している。
オ 出席の確認	※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。 上記に掲げた各科目では、各担当教員の判断により、出席カードへの記入、座席表への記入、教員による目視や氏名の読み上げなどの適宜の方法を用いて出席の確認をしている。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。 1年次に配置されている「民法Ⅰ」から「民法Ⅵ」の各科目は、基礎的概念および基本的思考方法を修得させることを念頭に、授業が過度に複雑かつ高度な内容にならないように配慮している。 2年次以降に配置されている「民法総合Ⅰ」から「民法総合Ⅲ」の各科目では、学生が基本的かつ重要な知識や概念・判例を確実に定着させ、その知識を具体的な事案において的確に活用できるようにするという観点から、担当教員間の協議に基づき、あらかじめ重要判例（学修の便宜を図るために、必読の判例と必読ではないが参照されるべき判例とを分けている）を指示するとともに、授業で取り上げる共通の事例問題を作成している。その上で、授業の運営においては、事前に担当教員間で密に議論し、事例問題に関する共通マニュアルを作成することにより、授業で取り上げるべき内容を担当教員間で共有するようにしている。 いずれの科目においても、学生が授業内容を確実に理解

	し、それを定着させるとともに、学生の自学自修にも役立てる観点から、各担当教員の判断により、レジュメや図表等の教材を適宜に配付している。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。 1年次に配置されている「民法Ⅰ」から「民法Ⅵ」の各科目では、民法初学者も含まれることから、授業で取り上げる事例は基本的なものにしている。 2年次以降に配置されている「民法総合Ⅰ」から「民法総合Ⅲ」の科目では、事例問題を素材とする双方向・多方向形式の授業が実施されるところ、この段階では民法の学修が十分に進んでいない学生も想定されることから、事例問題は過度に応用的・発展的なものにならないよう配慮するとともに、関連する重要な制度や概念・判例の理解についても授業で確認するようにしている。 加えて、3年次春学期に配置されている「民法総合Ⅲ」の科目のうち、後半に実施される回においては、民法全般を対象とする分野横断的な事例問題、あるいは、より応用的・発展的な事例問題を作成することにより、民法学修の締めくくりとなるよう配慮している。
ク 到達目標との関係	※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。 上記に掲げた各科目の授業計画および授業の準備・実施は、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものになっている。
ケ その他	※授業準備として工夫していること等。 上記に掲げた各科目では、学生に修得させるべき能力として、①法的知識ないし法的知見の表面的な理解ではなく、その本質を理解した上で法的知識ないし法的知見を定着させること、②法的な分析と推論を精密に展開すること、③法的推論の出発点として、事実を丁寧に取り扱う態度を重要視すること、などを特に意識している。そして、以上の①～③を通じて、与えられた局面において、問題の所在を的確に見極め、問題解決を見通していくという問題解決能力の錬成を狙っている。

■商法分野

ア 教育内容	※教育内容の概要，科目の特性や教育目標に応じた工夫，等。 「会社法Ⅰ」は、会社の機関の分野を扱い、株式、株主といった会社法の基礎的な概念や会社統治の仕組みを理解させることを目的としている。「会社法Ⅱ」は、会社の資金調達と組織再編の分野を扱い、会社の事業活動を支える法的規律を理解させることを目的としている。 「会社法総合」は、「会社法Ⅰ・Ⅱ」で修得した基礎的な知識に基づき、会社をめぐる法主体の間で生じる紛争や会社の事業活動上生じる法的な課題を解決するための、実践的な法解釈の力を涵養することを目的とし、応用的な事例や裁判例を用いて教育を行っている。
イ 授業の仕方	※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか，その他授業の仕方についての工夫，等。 「会社法Ⅰ」は、講義形式に基本としつつ、レジュメに質問を記載し、それに基づいて双方向の議論をする機会も設けている。 「会社法Ⅱ」は、講義形式を基本としつつ、判例や設例について双方向・多方向の議論をする機会を設けている。また、記述式の問題を用意して、学生が文章表現力を磨く機会も設けている。 「会社法総合」は、双方向の議論を基本とする授業である。議論の内容を充実させるために、事前に質問事項を知らせ学生に準備させる場合もある。
ウ 学生の理解度の確認	※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。 「会社法Ⅰ・Ⅱ」では、レジュメにおいて理解を確認するための質問事項を設け、授業において確認している。「会社法総合」では、レポート、小テストを実施して、学生の理解度を確認するとともに、文章表現力を涵養している。また、「会社法Ⅰ・Ⅱ」「会社法総合」のいずれの科目も必修科目とされているため、全クラスを対象とした中間試験を実施しており、学生の理解度を全体的に把握できるように工夫している。
エ 授業後のフォロー	※授業後の質問対応，提出されたレポート等の添削指導など，授業の効果を高める取り組み等。 「会社法Ⅰ・Ⅱ」「会社法総合」では、授業後の質問に

	丁寧に対応している。また、各教員がオフィスアワーを設けて、学生からの質問に対応している。
オ 出席の確認	※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。 教室内の学生の座席を固定した上で座席表を確認、毎回の授業の始めに座席表を配布、あるいは毎回教員の口頭による確認など、確認方法は異なるが、いずれかの方法によって、毎回の授業において教員が出席を確認している。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。 「会社法Ⅰ・Ⅱ」「会社法総合」では、授業に先立って、各回の授業の目標、理解を助けるための質問、応用的な問題、参考文献・参考判例を掲げたレジュメを配付し、学生が十分に予習をしたうえで授業に出席できるよう工夫している。 また、判例などの事実関係や、時系列、理論の図式化などについて、必要に応じ、ホワイトボードを利用した工夫を行っている。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。 「会社法」の授業を2年次春学期から展開しているのは、会社法が私法の応用的な分野であり、民法を学修していないと理解が難しいからである。2年次春学期から「会社法Ⅰ」、「会社法Ⅱ」を順次、展開し、3年次春学期に「会社法総合」により会社法学修のまとめを行っており、授業のレベル設定が対象学年にふさわしいものになっている。 「会社法Ⅰ」の授業を講義中心の形式で行い、「会社法Ⅱ」、「会社法総合」へ移行するにつれて双方向の議論の比重を増加させていることも、会社法が多く知識を必要とする法分野であることを踏まえ、対象学年にふさわしい授業を行う工夫の一つである。
ク 到達目標との関係	※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。 「会社法Ⅰ・Ⅱ」「会社法総合」のいずれの授業計画・準備及び実施も、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものになっている。 「会社法Ⅰ」は、会社の意義と特色、会社の機関構成、及び会社の設立過程について、「会社法Ⅱ」は、株式、会社

	の資金調達、会社の計算、及び組織再編行為について、それぞれ必要な基礎的概念および基礎的思考方法を修得させる内容となっている。「会社法総合」は、「会社法Ⅰ・Ⅱ」を踏まえて、法的紛争の処理能力を修得させる内容となっている。 また、必修科目で行う全クラス参加の中間試験では、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえ、会社法Ⅰにおいては、総論、機関、設立に範囲を限定しているものの、会社法Ⅱ、会社法総合では、全範囲を試験対象とし、特に条文・判例の知識の定着を確認する形としている。このような段階的な範囲の拡張を通して、自学自修に委ねる部分の選択を伝えるとともに、会社法に関して「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」の周知と到達度（達成度）の確認を行っている。
ケ その他	※授業準備として工夫していること等。 会社法は令和元年に改正法が成立しており、改正の内容はもとより、改正の経緯、改正への実務の対応を、各教員は授業に反映させている。 また、会社法の分野では、近年、新しい解釈を示す判例・裁判例が数多く出されている。各教員は、情報交換をするなどして、新判例をできるだけ授業で取り上げるよう努めている。 さらに、「法科大学院教育研究支援システム（TKC）」を利用してレジュメ、予習課題、などを掲示して学生の自修支援を図っているほか、期末試験については、教員間で十分な検討を重ねた上、共通の解説を提示するようにしている。

■ 民事訴訟法分野

ア 教育内容	※教育内容の概要，科目の特性や教育目標に応じた工夫，等。 必修科目として、1年次秋学期に「基礎民事訴訟法」を、2年次春学期に「民事訴訟法総合Ⅰ」を配置している。「基礎民事訴訟法」は、初学者である法学未修者を対象としたもので、特に第一審判決手続を中心に、民事訴訟手続の概要と基本原則の基礎的概念および基本的思考方法を精確に理解することを目的としたものである。「民事訴訟法総合Ⅰ」は、法学未修者として2年次に進級した者及び法学既修者として入学した者が学修不足・理解不足となりがちな複雑訴訟形態、多数当事者訴訟、上訴・再審の再修得と、第一審判決手続に関する基礎理論の復習も兼ねて、判例百選に登載された判例を素材に基本知識を確認するため設置した科目となっている。基本的理解が充分とは言えない学生は、この「民事訴訟法Ⅰ」を通じて、理解の足らざる部分を再修得すべきであるとの認識の下、民事訴訟法の第一審判決手続のみならず、複雑訴訟や上訴に関する基礎理解の定着をも目的としている。 さらに2年次秋学期に「民事訴訟法総合Ⅱ」、3年次春学期に「民事訴訟法総合Ⅲ」を必修科目として配置する。「民事訴訟法総合Ⅱ」及び「民事訴訟法総合Ⅲ」は、民事訴訟法に関する基本的知識をすでに修得していることを前提に、基本的論点に関する具体的事例を検討対象として取り扱う。民事訴訟法は手続法であることから、手続全体の流れとの関連を常に意識しなければ、その理解は十分とはいえない。それゆえ、実務教育との連携を図りながら、手続全体の流れの中に各論点を位置付けて学ぶことが必要となる。さらに、従来の判例・学説により形成された既存の訴訟理論だけでなく、最新重要判例を題材として、それを批判的に検討することも授業において行っている。この作業を通じて、具体的問題に関し、基本となる判例の立場を理解するとともに、その思考方法を学び、いかに的確に事案を分析し、判断を下すかという事案分析能力・法的思考能力を養成する。そして、判例等の分析を通して、実際の紛争解決にあたり実務家として必要とされる基礎的な視座を身につけること、及び民事訴訟法の基本的論点を
---------------	---

	網羅的に学習することを通して、民事訴訟手続全体の理解を深めることが「民事訴訟法総合 II・III」での到達目標となる。 また選択科目として、2・3年次には、「民事手続法応用演習」を配置する。これは、ゼミ方式の授業であり、民事訴訟法について理解不足となっている点の補充やさらなる理解の深化を目指す学生のために、その自主性に基づき選択する科目である。学生の選択に委ね、選択した学生の法曹としてのより一層の能力向上を目的としている。
イ 授業の仕方	※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。 「基礎民事訴訟法」は、初学者である法学未修者を対象としたものであるため、基本的には講義形式で学修の前提となる基礎固めを行うこととなるが、教科書中の設問や判例を素材に、十分な予習を前提とした、教員と学生が議論する双方向形式を併用ないし組合せた授業を行っている。「民事訴訟法総合 I」についても同様である。 「民事訴訟法総合 II」及び「民事訴訟法総合 III」は、発展科目の位置づけであるので、十分な予習を前提として、判例をベースとした演習問題を素材に、教員と学生が議論をしながら理解を深める双方向・多方向性を意識した授業を行っている。 「民事手続法応用演習」は応用科目であり、ゼミ形式による双方向・多方向授業を原則に、各担当教員が個別の工夫をしながら授業を実施している。 なお、2020年度はコロナウイルス感染症の影響により、秋学期に開講された「民事手続法応用演習」（の一部クラス）を除き、全面的にオンライン授業（原則としてリアルタイム配信方式）で実施することとなったが、オンラインにおいても、上述した双方向性を意識して授業を実施した。
ウ 学生の理解度の確認	※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。 各科目で、課題、レポート等を課すとともに、小テストを実施するなどにより、学生の理解度を確認している（教員によりその内容は異なる）。民事訴訟法のすべての必修科目では、全クラスを対象とした中間試験を実施しており、学生の理解度を全体的に把握できるように工夫してい

	る。 なお、2020 年度は、中間試験、期末試験ともオンライン試験の形式で試験を実施することとなったが、出題にあたっては、オンライン試験であることを踏まえた内容となるよう工夫をすることにより、学生の理解度を適切に確認できるよう努めた。
エ 授業後のフォロー	※授業後の質問対応，提出されたレポート等の添削指導など，授業の効果を高める取り組み等。 オンライン授業下においても、各科目で授業中ないし授業直後に質問時間を設けるなどするとともに、オフィスアワー（ZOOM などによる）を利用して、学生へのフォローを実施している。また、授業項目毎に授業終了後に、授業内容確認事項等を配付したり、TKC 教育研究支援システムにおける「ディスカッション」や「よくある質問」機能を活用するなどして、復習効果を高める工夫等を行っている。
オ 出席の確認	※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。 2020 年度はオンライン授業となったが、各科目において、毎回の授業の始めに教員の口頭・画面確認による出席状況の確認、または Waseda Moodle（早稲田大学において採用している授業支援システム）における授業ビデオの視聴状況の確認を行っており、欠席回数が3回を超えた学生については、事務所を通じてその理由等の確認を行っている。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。 授業方法は、各教員に委ねられており、各教員が様々な工夫を施している。従来より、パワー・ポイント等を使い、判例などの事実関係が時系列的かつ相関的に理解しやすくする工夫や、理論の図式化など学生の理解が促進する工夫を行っているとともに、オンライン授業においても反転授業の試みなど、あらたな手法も積極的に取り入れている。

キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。 1年次の「基礎民事訴訟法」は、初学者である法学未修者を対象とする授業であることから、手続の概要・全体構造、及び基礎理論について理解の定着を念頭において授業を実施している。 また、2年次春学期の「民事訴訟法総合Ⅰ」で、未修者2年生と既修入学者の基礎知識の確認と複雑訴訟・上訴制度に関する基礎理解の補完を行う。そして、2年次秋学期に配置している「民事訴訟法総合Ⅱ」、3年次春学期に配置している「民事訴訟法総合Ⅲ」においては、民事訴訟法における基礎知識の習得と重要概念についての理解を前提として、民事訴訟法理論に関する応用能力・展開能力の涵養を目指している。 さらに、「民事手続法応用演習」により民事訴訟法理論の理解を深めうる授業を実施している。上記の各科目を通じ、2・3年次における民事訴訟実務教育との連携を図り、理論と実務の架橋を意識した教育体制となっている。 このように、民事訴訟法教育は段階性、連続性、重層性を識した構成となっている。
ク 到達目標との関係	※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。 民事訴訟法の授業においては、授業で取り扱う各項目に関する確認事項を配付することなどにより、法科大学院の学生として最低限修得すべき内容・範囲を明確化し、これにより、自学自修に委ねる部分を学生が把握できるようにするとともに、効率的な自学自修を可能とする体制をとっている。また、中間試験や定期試験においては、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた出題を意識しており、その実施を通して、民事訴訟法に関する基本概念・知識の定着と到達度（達成度）の確認を行っている。
ケ その他	※授業準備として工夫していること等。 「法科大学院教育研究支援システム（TKC）」、および早稲田大学において2020年度より新たに採用した授業支援ツールである「Waseda Moodle」を利用して、レジュメ、予習課題、復習項目、確認事項などを掲示することにより、学生の自修支援を図っている。

	2020 年度は、コロナウイルス感染症の影響により、必修科目については原則としてオンライン方式で授業を実施せざるを得なかったが、春学期の授業開始当初より、法務研究科において授業を担当する教員に ZOOM のアカウントを提供するとともに、研究科の事務スタッフがオンライン授業の実施マニュアルやオンライン授業の実施方法についての説明ビデオを独自に作成するなど、円滑なオンライン授業の実施に努め、大きな混乱なく授業を実施することができた（選択科目である、「民事訴訟法応用演習」については、秋学期に開講した一部のクラスにおいては、教場での対面式授業を実施した）。 また、いずれの授業においても、各教員が個々に期末試験についての解説や、成績不良者へのアドバイス等の学修支援を行っている。
--	--

■ 刑法分野

ア 教育内容	※教育内容の概要，科目の特性や教育目標に応じた工夫，等。 法学未修者として入学した者を対象に、1 年次春学期に「刑法Ⅰ」（刑法総論、週 1 コマ）、秋学期に「刑法Ⅱ」（刑法各論、週 1 コマ）を開講し、受講生に対して刑法総論・各論の両分野における基礎知識と法的思考の能力を身につけさせるための授業を展開している。「刑法Ⅰ」においては、刑法・刑罰の目的、犯罪論体系など犯罪論・刑罰論の基本的な考え方を身につけさせるとともに、各回のテーマにおいて学修する基本的事項および判例・学説の見解を関連判例に当てはめた検討・解説も併せて行うことで、刑法理論上の学説の相違がどのように実務の現場で争点化するかについて理解できるよう試みている。「刑法Ⅱ」においては、学生において各論分野全体を総覧・整理できるように各回のテーマを配置し、理論的・実務的双方の視点から重要な争点となる事項について重点的に検討・解説を行っている。また、法学未修者(入門者)用の演習講義として、「刑法Ⅰ」及び「刑法Ⅱ」における学修事項の定着を図るために、「刑法入門演習」を開講している。 2 年次（法学未修者 2 年次、法学既修者 1 年次）には、春学期に「刑法総合Ⅰ」（刑法総論、週 1 コマ）、秋学期に「刑法総合Ⅱ」（刑法各論、週 1 コマ）を開講し、総合的・発展的な内容の授業を行っている。毎回、各回のテーマに即して数件の重要判例を指定し、その検討・解説及び関連する事項の確認・説明を通じて、各テーマにおける刑法の思考方法・知識の定着を図っている。 さらに、3 年次（法学未修者 3 年次、法学既修者 2 年次）には「刑法応用演習」を開講し、事例問題等を素材として、それまでに習得した刑法の総論、各論上の法的知見の更なる定着(確認)・充実を図るとともに、総論と各論が融合する問題や刑事と民事が交錯する問題等も扱い、法的知識の応用・展開能力の向上を目指した演習講義を行っている。
イ 授業の仕方	※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか，その他授業の仕方についての工夫，等。 基本的には、「質疑応答」の形式を取り入れた双方向の授業を意識した授業を展開している。もっとも、学修者に

	とって正しい基礎知識の定着・確認が重要な意味を持つため、実際の受講生の能力を勘案しつつ、担当教員による「講義」による形式を採用する場合もあり、1年次の「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」においては講義形式を採る場合が多い。これに対して、2年次の「刑法総合Ⅰ」、「刑法総合Ⅱ」においては、学修者の能力を勘案しつつ、「質疑応答」形式を中心に据えた双方向授業を行っている。「刑法応用演習」においては、開講クラスによって異なるが、受講生による「報告」と「議論」を中心とした討論形式を採用したり、事例から争点を抽出し法律構成して論述させたりするなどして、応用展開能力を向上させるための工夫もしている。演習講義における報告や討議を通じて、事実を法律構成して書面にまとめる力、口頭で発表する能力、法律的な討論を行う能力を向上させ、現実起きた事件の中にひそむ法律問題を見抜き、法曹家として問題を解決する能力を錬成する。
ウ 学生の理解度の確認	※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。 授業内の質疑において、学生の知識習得・理解の確認を行っている。また、学生において授業内容に関して疑問が残った点については授業後の質問(各担当教員は、後述エに記述するように、オフィスアワーを授業外の時間帯に設けて対応しているが、さらに授業直後は当然、それ以外の時間帯の質問やメールによる質問にも応じる等している)を促し、それらを通じて、学生側の理解度や疑問点の確認を図っている。また、必修科目である1年次の「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」及び2年次の「刑法総合Ⅰ」、「刑法総合Ⅱ」においては、学期半ばに中間試験(なお、担当教員が異なっても共通のテスト内容である)を行い、基本、既修事項の基礎知識の確認を行っている。
エ 授業後のフォロー	※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。 学生に対して授業外の(授業終了後、オフィスアワー、メール、教育研究支援システム(TKC、Waseda Moodle)等を通じての)質問を促している。これらの質問に対しては、個々の質問者に対して回答するほか、必要に応じて、次の授業の際、又は教育研究支援システムや補足レジュメ等を通じて、クラス全体に対する回答・補足説明を行うこ

	ともある。なお、必修科目である「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑法総合Ⅰ」、「刑法総合Ⅱ」の定期試験（なお、これも担当教員が異なっても共通内容のテストである）については、その試験問題の単なる解説にとどまらず、採点後の雑感も含めた試験の講評を、TKC 等を通じて、成績発表時に公表している。
オ 出席の確認	※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。 毎回、座席表に氏名を記入させ、それを確認・照合する等の方法を通じて、出席の確認を行っている。なお、感染症拡大防止等の理由から Web 会議システムを用いたオンライン方式での受講を希望し（又は要請され）ている者については、カメラによる本人確認と、Zoom 等の Web 会議システム上に記録されるログイン履歴・時間を確認・照合する方法によって、出席の確認をしている。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。 「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑法総合Ⅰ」、「刑法総合Ⅱ」のいずれの科目においても、共通のシラバスを作成しており、各回において検討する項目・判例を事前に示している。また、教員ごとに事前の教材指示やレジュメの（教育研究支援システム上の）掲示等が行われており、学生はその指示に従って、予習を行う形になっている。また、講義内容を補足する趣旨で、必要に応じ、当該テーマに関連する解説動画を Waseda Moodle に掲載する等の工夫も行っている。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。 「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」においては、ある程度まで「講義形式を取り入れた授業を行い、刑法理論についての正しい知識と思考方法の定着を図っている。また、これらの科目においては、入学当初から目先の論点だけを追うような勉強法に陥ることがないように、刑法分野全体を俯瞰できるようにカリキュラムを設け、各回の授業の中でも刑法の基本的な思考方法、理論的な対立軸などにつき時間を割いて解説・検討を行っている。 「刑法総合Ⅰ」、「刑法総合Ⅱ」においては、「質疑応答」による双方向授業を中心に据え、各テーマについての理論的な検討を主要な学説を概観しながら行っている。また、

	毎回の授業においては数件の検討判例を指定し、その事案と検察官、各審級の判断の相違についても授業の中で詳細な検討を行っている。それにより、そこで問題となっている理論的対立がどのようにして生じてきたのかを、学生が単に抽象的にではなく、具体的事件に即して理解できるようになることを目指している。 「刑法応用演習」においては、「報告」、「質疑応答」、「起案演習」を実施することによって、刑法分野における総まとめの位置づけにある科目として、論点についての踏み込んだ理論的検討、学生において学修上見落としていた点についての知識の補充や確認、誤った理解の補正などを主眼とした授業を行っている。
ク 到達目標との関係	※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。 授業の内容・カリキュラムは、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっている。周縁的な問題点や論点、純粋な「知識」の問題というべき諸項目については、どこまで知っておくべきかを授業内で適宜説明した上で、学生の自学自修に委ねている。
ケ その他	※授業準備として工夫していること等。 「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑法総合Ⅰ」、「刑法総合Ⅱ」において、各回に取り上げるテーマ・項目・課題判例は、いずれも担当教員が授業開講前のシラバス作成の時点で協議し、年次ごとに修正を加えながら「共通」のものとして設定している。これによりクラス毎の教育内容に大きな隔たり・違いが出ないようにしている。

■刑事訴訟法分野

ア 教育内容	※教育内容の概要，科目の特性や教育目標に応じた工夫，等。 1 年次秋学期には必修科目「基礎刑事訴訟法」を配置し、刑事手続の流れ（捜査、公訴、公判、裁判）に沿って、それを規律する刑事訴訟法の基礎的・基本的事項について授業を行い、刑事手続の概要と刑事訴訟法の理念、原理・原則、制度の趣旨などの正確かつ実質的な理解を図り、2 年次春学期に予定される必修科目「刑事訴訟法総合」での学修への基礎固めをすることを目標としている。 2 年次春学期には必修科目「刑事訴訟法総合」を配置し、刑事訴訟法の基礎的・基本的事項の理解を前提として、主要事項に関する裁判例等を素材に、より深化した刑事訴訟法の理論教育を行い、理論の応用能力・展開能力を修得させることを目標としている。
イ 授業の仕方	※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか，その他授業の仕方についての工夫，等。 1 年次秋学期の「基礎刑事訴訟法」は、十分な予習を前提として、設問や判例を素材に、講義形式と、教員と学生が議論する双方向・多方向形式が併用されている（リアルタイム配信による授業）。 「刑事訴訟法総合」は、十分な予習を前提として、設問や判例を素材に、講義形式で行われている（オンデマンド動画による授業）。
ウ 学生の理解度の確認	※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。 「基礎刑事訴訟法」は、上記のように、双方向・多方向形式の授業であるので、教員は各回の授業を通じて学生の理解度を確認することができる。 また、「基礎刑事訴訟法」については、学期の半ばに全クラス統一問題による中間試験を実施しており、これによって、教員が学生の理解度を確認するとともに、学生自身にも自己の学修の到達度を知る機会を提供している。「刑事訴訟法総合」についても、学期の半ばに全クラス統一の課題によるレポートを課している。
エ 授業後のフォロー	※授業後の質問対応，提出されたレポート等の添削指導など，授業の効果を高める取り組み等。 「基礎刑事訴訟法」は、上記のように、双方向・多方向

	形式の授業であるので、大半は授業の中での質疑応答で済んでいるが、必要な場合にはオフィスアワーや E メールで質問対応をすることもある。「刑事訴訟法総合」では、E メールで質問対応をしている。 また、「基礎刑事訴訟法」、「刑事訴訟法総合」では、期末試験後に問題の解説と講評を行っている。
オ 出席の確認	※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。 「基礎刑事訴訟法」では、毎回の授業で点呼等を行うことにより、「刑事訴訟法総合」では、オンデマンド動画の視聴記録をチェックすることにより、出席の確認を行っている。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。 とくになし。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。 1 年次秋学期の「基礎刑事訴訟法」は、法学未修者を対象とする基礎固めの授業、2 年次春学期の「刑事訴訟法総合」は、刑事訴訟法の基礎的・基本的事項の理解を前提として、より深化した刑事訴訟法の理論教育を行う授業であって、授業内容は、対象学年を意識した連続的、段階的なものとなっている。
ク 到達目標との関係	※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。 「基礎刑事訴訟法」、「刑事訴訟法総合」は、授業計画・準備および実施について、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっており、第一審判決後の手続については、概略の説明にとどめ、教科書の該当頁や該当条文などを指示して、自学自習に委ねている。
ケ その他	※授業準備として工夫していること等。 「基礎刑事訴訟法」、「刑事訴訟法総合」では、法科大学院教育研究支援システムが活用されており、各学期の授業計画はもとより、各回の授業のテーマ、予習案内や授業のレジュメ、予習課題などが掲載され、授業前の学生の予習に利用されている。また、期末試験の解説や講評は同システムによって学生に周知・伝達されている。